

第1章 中国を巡る状況について

1. 西部大開発

2000年の中国を読むキーワードの一つは「西部大開発」である。西部大開発とは、経済発展が相対的に立ち遅れた内陸部を開発し、沿海部との地域格差を縮小する開発戦略である。西部大開発の対象地域としては、国土を東部、中部、西部に区分した12の省^①（自治区・直轄市）が含まれている。この地域は、国土面積の約71%（686万km²）、人口の約29%（3億5800万人）、GDPの約18%（1兆4600億元）を占めている（1998年統計値）。しかし、経済力が比較的弱く、対象とされていない他の省からの反発を受けて、中央政府は西部大開発に係る一部政策の対象地域を19の省（自治区・直轄市）まで拡大させ、最初に決めた12の省（自治区・直轄市）を新たに重点区域とした。

2000年1月、中央19省庁のトップの参加による「国務院西部地域開発指導グループ」が発足し、西部大開発が正式に始動した。その後、国家発展計画委員会は「西部開発政策に関する通知」により、正式に西部開発の政策措置を発表した。

2000年の西部大開発の政策・措置は以下のとおりである。

◇ 4大措置

- ① 国家は全国の外資導入計画総額のうち6割を西部へ割り当てる。
- ② 「西部地区都市インフラ建設宝くじ」の販売を許可する。
- ③ 地方企業による社債の発行を増加させる。
- ④ 西部地区に試験的な産業投資基金を設立させる。

◇ 3大重点

- ① インフラ建設：1千億元を投資し、8つの大幹線道路を整備し、鉄道総延長は1万8千キロにする。「西気東輸（西部の天然ガスを東部へ輸送する）」を実施する。
- ② 生態系整備：林業および生態系整備に10年で2千億元を投資する。
- ③ 将来性の高い産業育成：ハイテク農業等

◇ 7つの開発区を「国家級」に格上げ

合肥、鄭州、西安、成都、昆明、長沙、貴陽の7つの経済技術開発区を国家級の経済技術開発区に格上げする。

◇ 開放政策

特定のプロジェクトを対象として設けられている外資系企業に対する規制緩和と、市場開放を進め、開放レベルを東部地区より高める。

◇ 外資系企業に対する優遇税制

「国家奨励プロジェクト」に限定して、企業所得税は現行の優遇税制の適用期間が終了した後の3年間も15%の税率に減税する。

1980年度のノーベル経済学賞受賞者である米国フィラデルフィア大学のクライン（Lawrence

^① 重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区

Robert Klein) 教授は、「中国西部開発は 40 年で達成できるだろう」と予測し、「中国の西部開発は絶好のタイミングで行なわれている」と語った^①。その理由としては、①中国東部での経済発展が実現されたため、東部での投資機会が減少しているが、西部開発は海外投資家にとって多くの投資機会を与えることになる、②発展途上国諸国の中で、地域の経済発展の拡大に努力していることが分かったと話した。

クライン教授は、西部大開発で注意すべき事項として以下の 6 点を挙げた。

- ① 東部・西部をともに発展させ、東部と西部の経済を融合させること。西部開発に力を入れ、東部の発展をおろそかにしてはならない。
- ② 西部地区と全国の経済バランスをとる。
- ③ 政治的な影響を小さくし、社会的な無駄を省き、コストを抑えること。
- ④ 生態系や環境を重視すること。
- ⑤ 人材問題を解決するために、海外の人材を導入するだけでなく、現地の人材を積極的に育てていくこと。
- ⑥ ハイテク産業、特に情報産業とバイオテクノロジーを発展させること。

西部大開発は、21 世紀の中国をみつめる大きな焦点であり、特に生態系保全等環境保全と開発の両立を重視すべきである。

(1) 西部大開発における中央政府の動き

1) 国務院西部地域開発指導グループの発足

2000 年 1 月、国務院西部地域開発指導グループが正式に発足した。朱鎔基総理が自ら代表に就任し、中央 19 省庁のトップ或いは副職者がメンバーに加わった。しかし、国家環境保護総局はグループメンバーには含まれていない。

①西部地域開発指導グループメンバーリスト：

代 表	朱 鎔基	国務院総理
副代表	温 家宝	国務院副総理
メンバー	曾 培炎	国家発展計画委员会主任
	盛 華仁	国家経済貿易委员会主任
	陳 至立	教育部部長
	朱 麗藍	科学技術部部長
	劉 積斌	国防科学技術工業委员会主任
	李 德洙	国家民族事務委员会主任
	項 懷誠	財政部部長
	田 鳳山	国土資源部共産党グループ書記
	傅 志寰	鉄道部部長
	黄 鎮東	交通部部長
	呉 基伝	情報産業部 ^② 部長
	汪 恕誠	水利部部長
	陳 耀邦	農業部部長
	孫 家正	文化部部長
	戴 相龍	中国人民銀行総裁

① 「人民日報海外版」 2000 年 8 月 31 日 9 面

② 中国語名：資訊産業部

劉 雲山	中国共産党中央宣伝部常務副部長
田 聡明	国家ラジオ放送映画テレビ総局局長
王 志宝	国家林業局局長
万 学遠	国家外国専門家局局長

② 国務院西部地域開発指導グループの主要職能

- ・西部地域開発の開発戦略、開発計画、重要問題、関係政策、法律の研究と提案を行い、西部地域経済の持続的發展を促進する。
- ・西部農村経済の發展、重点インフラ建設、生態環境保護と建設、構造調整、資源開発及び重要プロジェクトの選定に対して研究・提案を行う。
- ・退耕還林（草）計画の組織・調整と実施。
- ・西部地域における改革・開放の拡大、外国資本と技術の誘致、人材政策の研究と提案。
- ・経済開発と教育文化事業の促進・調整、指導グループから依頼されたその他の業務の担当。

③ 国務院西部地域開発指導グループ弁公室の設立

2000 年 3 月、その事務機関として、国務院西部地域開発指導グループ弁公室が設立された。曾培炎・国家發展計画委員会主任は同弁公室主任を兼任した。

国務院西部地域開発指導者グループ弁公室の 2000 年の重点任務として以下の 4 点が挙げられた^①。

- ・2000 年年末までに、西部開発の全体計画を基本的に完成させる。
- ・西部開発を促進するための政策・措置を研究し、これを作成する。科学技術教育の發展と人材導入のための政策を重点的に研究する。
- ・インフラ建設を加速し、西部地区十大プロジェクトの建設を開始する。78 の中型・大型プロジェクトの建設に、310 億元を投入する。
- ・天然林の保護プロジェクトを引き続き実施し、休耕林のテストケースに取り組む。

2) 2000 年に計画された 10 大プロジェクト

西部大開発戦略の実施に当り、国債発行で得た資金および国家の財政割当金の 7 割、ならびに外国政府借款と国際金融機関により提供されるローンの 7 割を中西部地区に投資し、西部地区で以下の「10 大プロジェクト」をスタートさせると中国政府が発表した^②。

- ① 西安・南京鉄道の西安・合肥間全長 955 キロメートルの鉄道建設；投資総額 232 億 3 千萬元。
- ② 重慶・懷化鉄道全長約 640 キロメートルの鉄道建設；投資総額 182 億 3 千萬元。
- ③ 自動車道路建設（国道主幹線および国家レベル貧困県道路を含む）；国家が計画している全長 3 万 5 千キロメートルの国道主幹線のうち、1 万 7 千キロメートルは西部地区に位置する。昨年計画された一部の国家レベル貧困県自動車道路建設を踏まえ、これらの貧困県と外部とを結ぶ道路を建設する。
- ④ 空港建設；西安咸陽国際空港の建設を開始する。成都双流空港、昆明巫家坝（土へんに覇）空港、西安咸陽空港、蘭州中川空港、ウルムチ空港を中心とした航空ネットワークを確立する。

① 「人民日報海外版」 2000 年 3 月 17 日 1 面

② 「人民日報」 2000 年 4 月 12 日 1 面

- ⑤ 重慶市高架鉄道交通（較場口・新山村線路第一期工事）建設；第一期工事の全長は 13.5 キロメートル、投資総額 32 億 5800 万元。
- ⑥ 柴達木盆地渋北・西寧・蘭州を結ぶ天然ガス・パイプライン建設；全長 953 キロメートル、パイプライン輸送能力は年間 20 億立方メートル。
- ⑦ 四川紫坪鋪および寧夏黄河沙坡頭水利ターミナル建設；四川紫坪鋪水利ターミナル・プロジェクトの投資総額は約 62 億元、ダム貯水能力は 11 億立方メートル、発電所の発電能力は 76 万キロワット。寧夏黄河沙坡頭水利ターミナル・プロジェクトの投資総額は約 13 億元、ダム貯水能力は 2600 万立方メートル。プロジェクト完成後、新たに増加され、改善される灌漑面積は、約 8 万ヘクタール、発電量は年間 7 億キロワット時。
- ⑧ 中西部の休耕造林（草）・育種プロジェクト及び生態建設；長江上流の雲南、四川、黄河中流・上流地区の陝西、甘肅など 13 の省・自治区で、休耕面積は約 34 万ヘクタール、植林面積が約 43 万ヘクタールの休耕造林（草）テストプロジェクトを実行する。水土流失が深刻な地区および生態環境破壊が進んだ地区で生態総合管理プロジェクト関連投資を実行する。
- ⑨ 青海カリ肥料プロジェクト；塩湖の資源の総合利用と青海地方の経済発展を促進する。
- ⑩ 西部地区の大学施設建設；国債発行で得た資金を西部地区の大学教育、実験用施設建設、大学の社会化改革プロジェクトに重点的に投資し、西部地区における人材育成条件を整える。

3) 西部大開発を推進する戦略

2000 年 10 月 28 日、第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議で、国家發展計画委员会主任（國務院西部開發指導グループ弁公室主任兼任）曾培炎氏が西部大開發戰略について 8 方面からこれを推進すると発表した^①。

- ① 開發目標を明確にする；5～10 年をかけて、西部地域のインフラ整備や生態系環境の保護と建設を大きく進展させ、資源的優勢から経済的優勢への転化を加速させる。特色のある地域経済を初歩的に形成し、西部地区と東部・中部地区の格差が拡大する傾向を食い止め、西部地区の開發促進に良好な局面を開く。
- ② 開發の重点を際立たせる；インフラ・生態系保全・特色のある経済・科学技術・教育などの主要分野を西部開發の重点とし、西部開發の全局面にとって要（かなめ）の働きをする象徴的事業を実施する。
- ③ インフラ整備を引き続き加速する；水利・交通・エネルギー・通信および都市インフラ整備を重点的に進める。
- ④ 生態系環境の保護と建設をさらに強化する；自然林資源の保護や耕地を森林に戻すプロジェクト、各種生態系建設プロジェクトに重点を置く。
- ⑤ 産業構造を積極的に調整する。
- ⑥ 科学技術と教育を發展させ、人材の育成・発掘に力を入れる。
- ⑦ 改革開放を拡大する；国有企業の改革を促進し、非国有経済を自由に發展させ、企業を西部開發の主体に成長させる。
- ⑧ 人民の生活レベルの向上に努める。

^① 「人民日報」2000 年 10 月 30 日 3 面

2000 年 12 月 28 日、国務院は「西部開発政策に関する国務院による通知」を発表した。この「通知」は、2010 年までの 10 年間ににおける西部大開発政策の基本方針を規定しており、今後、この「通知」を基に、具体的な政策細則が国務院により発表される予定である。

「通知」の主な内容は以下のとおりである。

① 政策策定の原則と重点

一、政策策定の原則

- ・西部大開発は巨大な事業であり、歴史的任務でもある。
- ・緊迫感をもつと同時に、長期間に渡る苦しい戦いを続ける思想準備も必要である。
- ・実状と客観的な法則に基き、積極的に行動し、能力に応じ、長期的な展望と統一的な計画及び科学的な検証によって、重点を明確にし、段階的に実施しなければならない。
- ・固定観念の切り替えを速め、改革開放を強力に推進し、「科学教育によって国を興すこと」と「持続的発展戦略」を貫徹し、市場のメカニズムとマクロコントロールを調和させ、西部地区大衆の自力更生精神と各方面からの支持を連携させなければならない。

二、重点任务と戦略目標

- ・インフラの建設、生態環境の保護と建設、農業の地位の確保、工業の構造調整、観光業の発展、科学技術・教育・文化衛生事業の推進を計る。
- ・5 年から 10 年の期間をかけて西部地区のインフラ建設と生態環境建設を大幅に進展させ、西部開発に良好な局面を作り出す。
- ・21 世紀半ばには、西部地区を経済的に繁栄させ、社会的に進歩し、生活が安定し、民族が団結した新しい西部へと作り上げる。

三、重点区域

- ・西部開発の適用範囲：重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区、広西壮族自治区
- ・ユーラシア鉄道、長江の水路、西南の海を結ぶ道路などの交通幹線を活用する。中心都市の機能を発揮させ、西隴海蘭新線、長江上流、南寧、貴陽、昆明などの複数の行政区域に跨る経済ベルトの形成によって、他の地域の発展を促進する。

② 資金投入を拡大する政策

一、建設投資の拡大

- ・中央財政の建設資金の西部地区への投入比率を高める。
- ・中央政府系銀行貸付、国際金融組織と外国政府の特恵貸付を西部地区のプロジェクトに使用する。国が設定した西部地区重要インフラ建設プロジェクトについては、国の予算や特定建設資金、銀行貸付と外資を利用することによって、資金源を確実に確保する。
- ・中央政府は西部開発の専用資金を集める。
- ・各省庁の発展計画の策定に当っては、西部地区に対する配慮を反映させる。
- ・企業の西部地区の重要な建設プロジェクトに対する投資を奨励する。

二、優先的に実施する建設プロジェクト

- ・水利、交通、エネルギー等のインフラ建設
- ・資源の開発と利用
- ・ハイテク技術と軍事技術の民用化プロジェクト
- ・建設プロジェクトの法人責任制度、プロジェクト資本金制度、工事入札制度、工物品質監督管理制度、プロジェクト環境監督管理制度等の制度作り

三、中央財政のバックアップ

- ・農業、社会保障、教育、科学技術、衛生、計画出産、文化、環境保護等の補助金は西部地区に重点を置く。
- ・中央財政の貧困扶助資金は西部の貧困地区に重点的に使用する。
- ・国が認可した「退耕還林（草）」、天然林の保護、砂漠防止事業に必要とされる補助金は、主に中央財政から支出する。
- ・「退耕還林（草）」や天然林の保護等事業の実施によって影響を受ける地方財政収入については、中央財政から適切な補助を与える。

四、金融サポートの強化

- ・銀行は信用貸付の原則に基づき、西部地区の基幹産業建設に対する信用貸付を増大し、鉄道、主要幹線道路、電力、石油、天然ガス等の大型エネルギー事業を重点的にサポートする。
- ・国債と組み合わせた貸し付けの審査を迅速化し、建設の進度に合わせた貸付を実施する。
- ・投資額が大きく、建設期間が長いインフラプロジェクトについては、プロジェクト建設の期間と返済能力に基づいて、貸付期限を延長する。
- ・西部地区に対する国家開発銀行の新規貸付比率を増大させる。
- ・インフラプロジェクトの料金徴収権或いは収益権を抵当とする貸付の拡大を行う。
- ・西部地区の農業、生態環境保護建設、主力産業、都市建設、企業の技術革新、ハイテク企業と中小企業発展をサポートする。
- ・西部地区において、奨学貸付及び学生アパートへの貸付を積極的に実施する。
- ・農村の送電網改造貸付と主力産業をサポートする。
- ・民営銀行の西部地域への支店設立を段階的に実施する。

③ 投資環境改善政策

一、投資環境の改善

- ・西部地区国有企業の改革を徹底し、国家経済の戦略的調整と国有企業の資産再構成を行う。
- ・西部地区の国有企業の再生と構造改革に力を入れる。
- ・西部地区の商品市場と主要市場の育成
- ・西部地区に個人経営、民営等の非公有制経済を積極的に導入する。
- ・外国業者に開放されている投資領域を、原則的にすべての国内企業に開放する。
- ・中小企業信用保証システムと中小企業サービス機構の整備を加速する。
- ・国の重要なプロジェクトと指定プロジェクトを除き、企業が自己資金或いは銀行貸付を用いて、国が奨励するプロジェクトに投資する場合、プロジェクト提案書とフィージビリティスタディー報告を併せて報告して認可を受ければ、基本設計、着工の政府への報告は不要とする。外国企業の投資プロジェクトの審査認可手続きを簡素化する。
- ・政府の職能改革を徹底し、政府と企業の分離を実現する。審査・認可項目の減少、手続きの簡略化、サービス意識の向上、行政の介入と地域保護の排除を行い、法に従った行政を強化し、投資家の権利を保護する。
- ・環境保護を強化し、重複する建設を防ぐ。品質が劣悪で、資源を浪費し、公害発生源となり、労働条件を整備していない工場や鉱山を法に基づいて閉鎖する。

二、税制上の優遇政策

- ・国が奨励している業種について、一定期間の間、15%の低減税率で企業所得税を徴収する。
- ・民族自治地区の企業は、省政府の認可を受ければ、一定期間企業所得税の減免措置を受けることができる。

- ・西部地区で新規業務を開始する交通、電力、水利、郵政、テレビ放送等の企業については、企業所得税について2年間の免税、3年間の半額減税処置を実施する。
- ・生態環境の保護、「退耕還林」に伴う農業特産品収入について、10年の間、農業特産税の徴収を免除する。
- ・国道・省道の建設用地、鉄道・航空用地の耕地占用税を免除する。その他の道路建設用地について、耕地占用税の免除は、省、自治区、直轄市の人民政府が決定する。
- ・国内資本、外国投資の奨励産業について、総投資額以内で輸入する自社用の技術・設備については、国の規定商品を除き、関税と輸入増値税を免除する。

三. 土地と鉱物資源の優遇政策

- ・西部地区の植林、植草、「退耕還林」事業の実施者、経営者がその土地の使用権と樹木や草地の所有権を有する政策を実行する。
- ・各種の組織と個人は、国有の荒山、荒地を使用して林や草などの植被を回復するなどの生態環境保護建設を行うための申請をすることができ、建設投資と緑化作業が実施されることを条件に、譲渡方式によって国有土地使用権を取得することができる。この場合、譲渡金を減免し、土地使用権（50年）を保証する。期間が満了した後も、継続申請ができ、相続と有償譲渡を可能とする。
- ・国が必要によって、国有土地の使用権を回収する場合は、法に基づいて補償を行う。
- ・国の食糧補助を受けている、「退耕還林」地については、伐採を禁止する。
- ・旧来の農地については厳格にこれを保護する。
- ・建設用地の審査認可制度を整備し、手続きの簡素化により建設用地を遅滞なく提供する。
- ・既存の都市建設用地の有償使用による収益は、主に都市インフラ建設に使用する。
- ・西部地区の鉱物資源の調査、開発、保護、合理的利用に関する政策サポートを強化する。探鉱権、採鉱権の譲渡を促進する政策を制定し、鉱業権市場を育成する。

四. 価格と料金のメカニズムの運用

- ・「西のガスを東に送る」、「西の電気を東に送る」政策の実施に当っては、価格を合理的に制定し、天然ガス、電力、石油、石炭の生産販売価格形成メカニズムを確立する。
- ・水の価格の改革を推進し、節水を計るため、水の価格を合理に引き上げ、水資源費の徴収と管理を行う。
- ・流域の水資源の一括管理を強化し、計画的な取水と分配制度を厳格に執行し、水資源の合理的開発利用を促進する。
- ・都市の排水とゴミ処理の料金徴収制度を実施し、課徴金は排水とゴミの処理に用いる。
- ・河川の上流と水源地区の汚染防止と保護を強化する。
- ・西部の省と省の間、或いは省や区域内の航空路線の料金設定は、経営者が自主的にこれを実施する。
- ・西部地区に新しく建設される鉄道については、特別な運賃を適用する。また、西部地区の郵政・電信の普及を計る。

④ 対外対内開放政策の拡大

一. 外国企業の投資領域を更に拡大する。

- ・農業、水利、生態、交通、エネルギー、公共施設、環境保護、鉱業生産、観光、資源開発への外国投資を奨励する。
- ・サービス・貿易分野の対外開放を拡大し、銀行、小売業、対外貿易に対する外国企業の試験的参入に対して、その対象を直轄市、省都、自治区の首都まで拡大する。

- ・順次外資系銀行に人民元取扱い業務を許可し、電信、保険、観光業への外資参入を許可する。
- ・合弁会計事務所、弁護士事務所、工事設計会社の設立や、鉄道及び道路輸送業、公共事業等も外資に開放する。一部の分野については、外資への試験的開放を西部で先行実施する。

二. 外資利用チャンネルの拡大

- ・西部地区において、BOT 方式による外資導入を試験的に実施する。
- ・外国企業が投資するプロジェクトに人民元を含むプロジェクト融資を許可する。
- ・外国企業が国内外の外国株式市場に上場することを支持する。
- ・経営権の譲渡、株の譲渡、合併等によって外資の導入を支持する。
- ・中外合弁産業基金、リスク投資基金の方式による外資の導入を積極的に模索する。
- ・中国にある合弁企業の西部地区への再投資を奨励する。その再投資プロジェクトの外資比率が 25%を超えるものについては、外国企業に対する優遇策を適用する。
- ・外資が西部地区インフラ建設と主力産業に対する持株比率制限を緩和し、国内銀行が提供する固定資産投資の人民元貸付比率を緩和する。西部地区の一部のプロジェクトについて、国外特惠貸付の比率を引き上げることが許可する。
- ・西部地区の主力産業及び輸出を目的とするプロジェクトについて、海外の技術と設備の導入に要する外貨の分配に配慮する。
- ・多国間及び二国間の無償資金供与を優先的に西部地区のプロジェクトに割り振る。

三. 対外経済貿易の促進

- ・西部企業の対外貿易の自主権を拡大し、主力製品の輸出、海外工事請負と労務提供、海外工場の開設を奨励し、要員の出入国の制限を緩和する。
- ・西部地区の経済発展に必要とされる技術・設備の輸入に便宜をはかる。
- ・西部地区の重要な観光都市に入国する海外の観光客に対して、到着地でビザ発給とその他の入国便宜をはかる。
- ・特惠的な貿易政策を実施し、税の還付、輸出入商品の品目範囲、輸出入商品の割り当て額、許可証の管理、人員の移動に対する制限を緩和し、西部地区と隣接する国との市場開放を促進し、周辺国家との経済技術協力を促進する。

四. 地域協力の促進

- ・重複建設、旧式な技術の移転防止と環境汚染の防止を前提として、東部・中部地域の企業の西部地区での投資を支援する。
- ・中央政府と地方政府の指導の基で、社会の各方面の力を動員して、西部貧困地区、少数民族地区に対する支援を強化し、西部開発の重点区域を中心とした、多様な区域経済協力を推進する。

⑤ 人材を確保し、科学技術教育を振興する政策

一. 人材の確保と活用

- ・人材を確保する政策を制定する。
- ・給与改革に伴って、貧困辺境区域手当を導入し、西部地区の政府機関と事業組織の給与水準を高め、そのレベルを次第に全国平均水準、或いはそれ以上にする。
- ・西部開発の重点任务、重要プロジェクト、重要研究課題について、優れた仕事と生活条件を提供し、国内外の人材を誘致する。
- ・戸籍管理制度を改革し、西部地区で投資し、開発に参加する人員の元戸籍を元住所に留保することを許可する。西部地区の地区級（行政単位の一つ）以下の市（地区級の市を含む）と町に固定的住所、安定した職業、或いは生活基盤を有する住民は全て、本人の希望に基づい

て都市の常住戸籍の手続きを取ることができるようにし、農業余剰労働力の合理的移転と地区を越えた人口の合理的流動を認める。

- ・ 東部と西部地区幹部の交流を拡大する。
- ・ 中央の関係部門、東部地区の大学と研究機関は、西部地区に対する知的サービスと人材の提供によるサポートを強化しなければならない。
- ・ 国外の知見の導入を強化する。
- ・ 中央の関係部門と沿海経済地区における、西部地区の幹部及び少数民族幹部の養成と、公務員、専門技術要員、企業管理人員の養成訓練を強化する。

二. 科学技術の主導

- ・ 西部地区を各種の科学技術研究費使途の重点とし、西部地区における科学技術研究予算を次第に増加させる。
- ・ 西部開発の重点任務を中心に、科学技術のキャパシティビルディングを強化し、重要テーマの研究と、重要研究成果の普及、応用と産業化に力を入れる。
- ・ 軍用技術の民間への転換を促進する。
- ・ 西部地区の研究機関と大学における応用技術研究と基礎研究を支援し、科学技術体制の改革によって、研究成果の産業化を促進し、産・学・研の連合を強化する。
- ・ 企業が売上から開発経費を控除する比率を引き上げることを許可し、中小企業技術革新基金のサポート力を強化する。
- ・ 西部地区の技術開発型企業の設立に当っては、登記手続を簡略化し、出資比率の優遇をはかる。

三. 教育投資の増加

- ・ 貧困地区における義務教育を普及し、9年制義務教育の実現など、西部地区の義務教育を推進する。西部地区の大学建設を支援し、東部・中部地区の大学の西部地区での学生募集枠を拡大する。
- ・ 東部地区の学校による西部貧困地区の学校建設を支援し、西部地区の大・中都市の学校が農村・貧困地区の学校を支援する政策を強化する。
- ・ 西部地区の遠隔地教育システムを確立する。
- ・ 農村の幹部と農民に対する科学技術知識の普及を強化する。

四. 文化・衛生建設の強化

- ・ 国は地方の文化施設建設を助成する。
- ・ テレビ放送予算、文化財保護予算は西部地区に重点を置く。
- ・ 国の文化宣伝部門の経済政策を実施し、文芸創作を振興する。
- ・ すべての村にラジオとテレビ放送が届く事業を推進し、ラジオ・テレビ放送の有効範囲を拡大する。辺境地区と少数民族地区の文化事業の発展を促進する。
- ・ 西部地区の文化建設と精神文明建設をサポートする。
- ・ 西部地区の衛生、計画出産を強化し、農村レベルの基本的な衛生保健システムを重点的に確立する。

「通知」の文末では、「国務院西部開発弁公室は関係部門と共同で、以上の政策措置の実施細則を作成している。西部地区の各レベルの政府は、国が規定した西部大開発政策を統一的に実施しなければならない」と規定しており、更に「以上の政策措置は、今後の10年間（2001～2010年）適用されるが、西部大開発戦略の実施につれて、これらの政策を更に充実していく」としている。同「通知」は2001年1月1日より実施される。

(2) 西部大開発と生態環境保護

1) 資源開発と生態保護

2000年6月5日に北京で開かれた「世界環境デー・西部開发生態建設シンポジウム」(全国人民代表大会環境・資源保護委員会主催)で、全国人民代表大会常務委員会の李鵬委員長(中国共産党中央政治局常務委員)が講演し、「西部大開発では、経済発展と環境保護の関係をしっかりと処理し、資源開発と生態保護を良好に循環させなければならない」と強調した^①。

李鵬委員長は以下のことを指摘した。

- ①西部大開発の実行には、経済発展と環境保護を両立させ、生態環境の破壊という代償を避けるなければならない。資源開発と生態保護の好循環は、生態計画を含む全体計画の策定と、法に基く生態環境保護の実施によって保証される。
- ②特に西部地域の生態環境分野に存在している多くの問題は、注意深く解決しなければならない。西部の脆弱な生態環境を確実に保護しなければならない。西部地域に合致する生態保護プロジェクト、節水プロジェクト、ハイテク技術による農業開発および資源の開発・利用を行わなければならない。
- ③西部地区は豊富なエネルギー資源に恵まれており、中国の今後のエネルギー、特にクリーン・エネルギーの活用という問題を解決するための基盤を有している。国家は「西気東送、西電東送」^②の方針を確実に守り、中国のエネルギー構造を大きく改善しなければならない。
- ④水問題は大きな問題であり、西部開発においては、節水を戦略的に実施すべきである。現在、中国の一人当りの水資源量は世界の平均をはるかに下回っており、とりわけ西部の大部分の地域は乾燥地帯に位置し、雨が少なく、水不足が深刻である。土地の適性利用による農業構造の調整、節水農業の提唱に力を入れ、ハイテク技術による各種節水プロジェクトを実施すべきである。
- ⑤経済発展と環境保護を両立させるためには、法整備が重要である。中国の環境保護関連の法律システムはほぼ形成されているが、まだ完全なものではない。環境立法制度を更に強化し、近年現れた生態問題を取りいれ、砂嵐・砂漠化防止等の関連法律の整備に力を入れる。生態建設の効果的実施に法的保証がなければならない。

2) 自然保護区の建設

国家林業局は今後10年間にわたり、西部地域で270ヵ所、面積6,500万ヘクタールの自然保護区を新たに設置すると発表した^③。実現すれば、西部地域の自然保護区の総面積が国土面積の13.33%に達することになる。

中国の西部地域は長江、黄河、珠江等の主要大河の源流地と主要な水源地であり、野生動物の主な生息地でもあり、この地域の生態環境保全は極めて重要である。

国家林業局の馬副局長は、「自然保護区の建設はできるだけ早く進めていく必要がある」と述べ、これらの自然保護区の建設プロジェクトを、既存の長江上流、黄河上・中流の生態建設プロジェクトと天然林保護プロジェクトの中に組み入れ、重点内容として実施すると表明した。

① 「人民日報海外版」 2000年6月6日 1面

② 「西気東送、西電東送」:“西部の天然ガスの東部への輸送し、西部の電気の東部への輸送する”エネルギー政策。

③ 「人民日報網絡版」2000年7月11日

また、国家財政部項懷誠部長は、今後 5 年間、政府は 1,100 億元を西部生態環境の改善に投資すると発表した。項部長によると、2000 年、中国政府は平年より 50 億元も多く、総額 120 億元の資金を西部生態環境改善に投資する予定で、今後も、西部生態環境改善に対する投資の増加を目標として、積極的に財政調整を行う。

3) 生態保護に関する専門家諮問委員会の設立

2000 年 6 月 27 日、西部生態保護に関する専門家諮問委員会が国家林業局に設置され、中国の植林、砂管理、土壌保持、環境、国土資源等の分野を代表する 55 名の専門家が国家林業局・王志宝局長から辞令を受け、委員に就任した。中国林業科学研究院江沢慧院長と科学技術部徐冠華副部長が諮問委員会の主任委員に任命された。

委員会は主に西部地区の大型生態環境保護プロジェクトに対し、現場における調査研究を行い、問題の発見及び解決方策等の検討・提案を行う^①。

4) 西部への汚染の移転を厳禁^②

一部の地方が遅れた技術、設備、製品及び廃棄物を西部地区に移転している状況に対して、国家環境保護総局と国家経済貿易委員会が連名で「西部への汚染移転禁止に関する緊急通知」を発行し、各地の環境保護及び経済貿易部門に対し、汚染が西部へ移転されている状況を重視し、法律執行の監督を強化し、違法行為を厳しく取り締まり、汚染の西部への移転を断固として抑止するよう求めた。

「通知」では、国家が閉鎖、淘汰を要求した 15 種の汚染の深刻な小企業及等小規模な発電施設、セメント工場、製油工場、鉄工所の建設を禁止すると指示されている。西部地区の環境保護局は、経済貿易部局と共同して深刻な汚染業種及び製品のリストを制定し、リストにある建設プロジェクトに対する環境影響評価については一級上の機関へ審査許可権を付与することを明確にしなければならないと指示した。

既に取り締まりを受けている“15 種の小企業”及び淘汰された技術、設備については、各級の環境保護、経済貿易部局は淘汰設備登記、廃棄制度を作り、これを実施している。「通知」は各地方に対し固体廃棄物の移転報告審査許可制度を厳格に執行するよう求めている。また、西部地区の環境保護主管部局が固体廃棄物の本行政区域への転入の審査許可を厳しく規制することを求めている。

「通知」は、各地の環境保護、経済貿易部局は業務責任制をうち立て、規定違反の審査許可や監督職務の怠慢については、関係部局及び人員の責任を追及するとしている。

① 「人民日報」 2000 年 6 月 28 日 5 面

② 「人民日報」 2000.10.10、日本語訳：「中国環境事情」 Vol. 04-06 (No. 37)

(3) 西部大開発の政策措置

1) 西部大開発の税制優遇措置

2000 年 11 月、国務院は「西部大開発の実施に関する若干の政策措置の通知」を発表し、税優遇措置を含む一連の政策や措置を打ち出した^①。

「通知」による優遇政策措置は以下のとおりである。

- ① 西部地区で、政府が発展を推奨する産業に関する中国企業および外資系投資企業を設立する場合、一定の期間を設けて、企業所得税を 15% の税率に減額する。
- ② 民族自治区域の企業は、省級人民政府の批准を経て、企業所得税が減額または免除される。
- ③ 西部地域に設立する交通、電力、水利、郵政、ラジオ・テレビ関連企業は、企業所得税の徴収が 2 年間免除され、その後 3 年間は 50% 減免される。
- ④ 環境保護、休耕造林、草原整備を進めるための農業特産品の収入については、10 年間は農業特産税が免除される。
- ⑤ 西部地区の国道、省道の建設用地については、鉄道、民間航空の用地同様、耕地占用税の免除対象とする。その他の道路建設用地を耕地占用税の免税対象とするかどうかは、省、自治区、直轄市の人民政府が決定する。
- ⑥ 西部地区で、中国企業ならびに外資系投資企業を対象とした、政府が発展を推奨する産業ならびに発展を優遇する産業を進めるプロジェクトについては、投資総額の範囲内で、自社での使用を目的として輸入する技術設備に対して（国家が規定する免税対象外商品を除く）、関税および輸入関連増徴税を免税とする。
- ⑦ 西部地区でさらなる優遇政策を受けている国境貿易政策に対しては、輸出税払い戻し、輸出入した商品の販売、輸出入した商品の割り当てなどの面での制限が緩和される。

2) 中西部の外国企業に対する優遇措置

① 企業所得税の軽減

2000 年 1 月、中国国家税务总局は「中西部地区外国投資企業への企業所得税三年間 15% 徴収軽減実施に関する優遇通知」を同月から執行すると発表した^②。優遇措置の具体内容としては、中西部地区で設立され、国家が奨励する外資系投資企業に対して、現行の優遇税制の実行期間が満期を迎えた後の 3 年間も、企業所得税は税率 15% とするとの内容である。

この優遇政策の対象となる中西部地区とは、山西、内蒙古、吉林、黒竜江、安徽、江西、河南、湖北、湖南、重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆の 19 の省・自治区・直轄市の全行政区域である。

この優遇政策の対象である「国が奨励する外資系投資企業」とは、国務院の認可を得て、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会、対外貿易経済協力部が共同で発表した「外商投資産業指導目録」の中で奨励される業種と制限を受けた乙種類のプロジェクト、および国務院の許可した優遇産業と優遇プロジェクトを取り扱う外資系投資企業である。

現行の優遇税制の実行期間が満期を迎えた後の 3 年間とは、「中華人民共和国外資系投資企業および外国企業所得税法」で規定された、免税期間が満期を迎えた後の 3 年を指している。この

① 「人民日報網絡中心」 2000 年 11 月 10 日

② 「人民日報海外版」 2000 年 1 月 25 日 1 面

税制の優遇期間において、企業は同時に製品の輸出企業として判断され、その年の輸出額が生産総額の 70%を超える場合、税法の実施細則の規定により、企業所得税が半分免除されるが、半減後の税率は 10%以下になることはない。

②インフラ整備に外資を活用するための優遇政策①

中国は既に沿海部の発電所や有料道路などの建設に実施してきた BOT 方式を「西部大開発」のインフラ整備に導入し始めた。西部地域のインフラ整備は今後 10 年で 1 兆ドルの外資が必要とされており、思いきった投資環境の改善は成敗を握る鍵である。中央政府は、投資規模等一定の要件を満たす内陸部の大型 BOT 事業に対し、法人所得税の減免など税制面の優遇政策を打ち出し、積極的に外資を誘致する意向を見せている。

	法人所得税税率
原 則	30%
外資誘致のための優遇措置	利益計上後 2 年間は免除、その後 3 年間は 15%にする
一定の要件を満たす内陸部大型 BOT 事業	方針として、2 年間は法人所得税の免除、その後 3 年間は 7.5%、6 年目以降は 15%にする

③外資系企業による西部鉱業投資の奨励

国土資源部は、2000 年 5 月 31 日に行なわれた国務院の記者会見で、外資企業による西部鉱業への投資を奨励すると発表した②。主要内容としては、

- ・ 海外の企業に対し、法に基づき探鉱権を許可する。海外の企業は国土資源部に直接に探鉱権および地質調査許可を申請することができる。
- ・ 西部地域および国境近辺の貧困地域における鉱産資源の探査・開発活動に向けた資金を導入するために、国土資源部は、「探鉱権および採鉱権の使用料減免規則」の作成を積極的に推進する。
- ・ 鉱産資源の探査・開発・採掘を行なう外資系企業は、外資系企業および外国企業に関する国家の税収面での優遇政策を享受することができる。
- ・ 鉱産資源の総合的利用に投資する外資系企業、あるいは国内の中・大型鉱山企業と共同で技術協力を展開する外資系企業は、一定の優遇政策を享受できる。
- ・ 外資系企業が西部地区で鉱産資源の探査・開発・採掘に投資する場合、探鉱権使用料は、1 年目は全額免除、2 年目は半額免除される。

④「中西部地区の外国企業の投資に適した産業リスト」

2000 年 6 月 22 日、中国国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会、対外経済貿易部は北京で、「中西部地区の外国企業の投資に適した産業リスト」を共同で発表した③。外国企業はリストに記載された 255 項目の産業に投資する場合、免税など一連の優遇政策を享受することができる。

同リストは、中西部地区の 20 の省、自治区、直轄市ごとにまとめられており、農牧業生産物の再加工、観光業、植樹造林、鉱産資源の開発、交通インフラ施設の建設、新型電子部品の開発・製造などが含まれる。

① 「日本経済新聞」 2000 年 11 月 12 日

② 「人民日報網略版」 2000 年 5 月 31 日

③ 「人民日報網略版」 2000 年 6 月 23 日

省・自治区	産業分野
山西省	- 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品の貯蔵、保存、加工 - 造林および優良品種の導入 - 無磷洗剤生産 - 綿紡績、捺染企業における技術改良 - 新型紡績機械の製造 - 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 - 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 - コールドロール加工・製錬 - 炭層ガスの調査、開発利用 - 単機容量 30 万キロワット以上の火力発電所建設、経営 - 銅資源の調査、採掘（外国独資は不許可） - 高性能ネオジム、鉄、硼素および希土類元素、電機の開発と製造
内モンゴル自治区	- 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品の貯蔵、保存、加工 - 造林および優良品種の導入 - 健康酒の生産 - 皮革の整理仕上げ加工および高級皮革製品の製造 - 乳製品加工 - 羽毛・羊毛紡績、メリヤス・ニットウェア生産企業における技術改良 - 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 - 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 - 炭層ガスの調査、開発利用 - 単機容量 30 万キロワット以上の火力発電所建設、経営 - 風力発電所建設、経営 - 希土類元素鉱物の加工・製錬および製品製造 - 銅資源の調査、採掘（外国独資は不許可） - 漢方やモンゴル医学における薬種の加工
黒龍江省	- 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 - 造林および優良品種の導入 - 大豆、とうもろこしの加工および関連製品の開発、生産 - パルプ、製紙企業における技術改良 - 亜麻紡績および製品生産 - 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 - 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 - 炭層ガスの調査、開発利用 - 銅資源の調査、採掘（外国独資は不許可） - 精製アルミニウム原料加工企業における技術改良 - 電気工事用メーターおよび電力網知能管理コントロールシステム設備製造 - コンピュータソフト開発 - 電子部品新製品の開発、生産 - 石墨の採掘、加工および製品生産 - 抗生物質薬品の原料生産 - 漢方の調合剤生産
吉林省	- 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 - 優良農作物と家畜、家禽の育成・繁殖基地の建設、経営 - 造林および優良品種の導入 - 農作物副産品（とうもろこしの茎など）の総合利用 - 化学パルプ生産企業における技術改良および総合利用 - 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 - 風力発電所建設、経営 - エチレン加工製品および精密化工製品の生産 - 自動車関連部品製造

省・自治区	産業分野
	10. 自動車関連電子部品生産 11. 高性能ネオジム、鉄、硼素および希土類元素、電機の開発、製造 12. 液晶ディスプレイ開発、製造 13. コンピュータソフト開発 14. 薬用植物の栽培、加工と製薬新技術の開発 15. バイオ技術による製薬
安徽省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 竹資源の総合利用 4. 綿紡績生産企業における技術改良 5. 炭素繊維の開発、生産 6. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 7. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 8. 炭層ガスの調査、開発利用 9. 非金属鉱床の調査、採掘および製品の加工 10. 農業用機械の製造 11. 銅を原料とする電子製品の製造 12. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
江西省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 竹資源の総合利用 4. 高級日用陶磁器生産（青磁を除く） 5. カラムシ紡績および製品生産 6. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 7. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 8. 炭層ガスの調査、開発利用 9. 希少金属（セシウム、コバルト、タンタル、ニオブ）の製錬、加工 10. 磷酸および高濃度 NPK 複合肥料の生産 11. 電子部品新製品および電子発光原料の開発、製造 12. 漢方薬の薬種、製剤の加工 13. 発酵技術による薬品の開発、生産 14. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
河南省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 綿紡績、捺染企業における技術改良 4. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 5. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 6. 単機容量 30 万キロワット以上の火力発電所建設、経営 7. 銅加工企業における技術改良 8. 天然塩基鉱床の採掘、加工 9. 電子部品新製品の開発、生産 10. デジタル新製品および付属品の生産 11. 電気エネルギーの総合管理オートメーションおよび電気工事用メーターの製造 12. 優良品質ガラスの加工 13. 漢方薬の薬種の栽培、加工
湖北省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 竹資源の総合利用 4. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 5. 水産品の養殖と加工 6. 綿紡績、捺染企業における技術改良

省・自治区	産業分野
	7. 高級衣料品生地および衣料品加工 8. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 9. 風力発電所建設、経営 10. 磷鉱床の採掘、高濃度磷複合肥料、磷化工および塩化工製品の生産 11. 自動車関連部品製造 12. 環境保護大型設備の製造 13. 電子部品新製品の開発、生産 14. 石墨の採掘および加工
湖南省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 竹資源の総合利用 4. 赤土改良プロジェクト 5. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 6. 高級日用陶磁器生産 7. カラムシ紡績および製品生産 8. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 9. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 10. 鉄、マンガン鉱床の採掘およびマンガン製品の加工 11. 大規模な集積回路設計と密封包装 12. 漢方薬の薬種、製剤の半製品・製品生産
広西チワン族自治区	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 竹資源の総合利用 4. 松脂の加工 5. 水産品の養殖と加工 6. 蔗糖生産の総合利用 7. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 8. 水道・電気資源の開発、建設と経営 9. インジウム、亜鉛など非鉄金属鉱床の採掘（外国独資は不許可） 10. 弗化塩、塩化塩、重合リン酸塩生産企業における技術改良 11. 電子部品新製品の開発、生産 12. 漢方薬の薬種、製剤の半製品・製品生産 13. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
四川省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 優良品質農産品基地の建設と経営 4. 竹資源の総合利用 5. 綿紡績、麻紡績、絹織物企業における生産ラインの改良 6. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 7. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 8. 水・電気資源の開発、建設と経営 9. チタニウムの採掘および加工（外国独資は不許可） 10. 天然ガス資源の開発および天然ガス化工製品の生産 11. コンピュータソフト開発およびネットワーク製品製造 12. デジタル新製品および付属品の生産 13. 電子部品新製品の製造 14. 漢方薬の薬種、薬剤、植物化学原薬の開発、生産 15. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
重慶市	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 竹資源の総合利用

省・自治区	産業分野
	4. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 5. ダム地区における生態環境保護プロジェクト 6. カラムシ紡績および製品生産企業における技術改良 7. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 8. 都市地下鉄、軽軌条鉄道の建設、経営（中国側が株式を保有または主導地位） 9. 天然ガスの調査、採掘および天然ガス化工製品の生産 10. 自動車、オートバイ関連部品および電子部品の製造 11. 大型環境保護設備の製造 12. 大型自動コントロールシステムの製造 13. 漢方薬の薬種、製剤の半製品・製品生産
雲南省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 花の栽培技術の導入、開発、経営；フラワーパークの建設と経営 4. 竹資源の総合利用 5. 天然香料、食用菌の栽培、加工 6. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 7. てん（さんずいに真）池の汚染整備および環境保護プロジェクト 8. 緑色食品、保健食品の開発、生産 9. 蔗糖生産の総合利用 10. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 11. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 12. 磷鉱床の採掘、高濃度磷複合肥料、磷化工製品の生産 13. 漢方薬、バイオ薬の開発、生産 14. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
貴州省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 竹資源の総合利用 4. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 5. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 6. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 7. チタニウム製錬、加工企業における技術改良 8. 低品位で製錬が困難な金鉱の採掘 9. バリウム塩生産企業における技術改良 10. 磷鉱床の採掘、高濃度磷複合肥料、磷化工製品の生産 11. 電子部品新製品の開発、製造 12. 漢方薬の薬種、製剤の半製品・製品生産 13. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
チベット自治区	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 民族特殊製品、工芸美術、包装・容器の原料および製品生産 4. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 5. 電力インフラ施設および新エネルギー発電所の建設、経営 6. クロム鉱床の採掘と加工（外国独資は不許可） 7. 塩湖資源の開発利用 8. 新型乾燥セメント生産ライン 9. チベット医学における調合済み薬品の開発、生産 10. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
陝西省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 綿紡績および捺染生産企業における技術改良 4. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営

省・自治区	産業分野
	5. 石炭加工・製錬応用技術の開発と製品の生産 6. 炭層ガスの調査、開発利用 7. 銅資源の調査、採掘（外国独資は不許可） 8. 天然ガス資源の開発および天然ガス化工製品の生産 9. 電子部品新製品の開発、製造 10. 天然薬品、保健薬品および保健用品の生産 11. 民用飛行機の設計と製造（中国側が株式を保有または主導地位） 12. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
甘肅省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 優良品質ぶどう酒の醸造基地建設、優良品質ぶどう酒の醸造 4. 馬鈴薯でんぷん、とうもろこしでんぷんの加工 5. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 6. 羽毛・羊毛紡績生産企業における技術改良、産業用織物の開発、利用 7. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 8. 大パワー石墨電極および炭素製品の生産 9. 天然ガス化工製品の生産 10. 石油採掘装置および油田設備の製造 11. IC 集積回路の密封包装および電子専門設備、メーターの製造 12. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
青海省	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 4. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 5. 銅、アルミニウム、亜鉛鋳床の採掘、製錬、加工（外国独資は不許可） 6. カリウム資源の開発、加工 7. 塩湖資源の総合利用および製品生産 8. 新型建築材料の生産 9. 漢方薬、チベット医学における薬種の栽培、加工 10. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
寧夏回族自治区	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 4. ぶどうの栽培とぶどう酒の醸造 5. とうもろこし、馬鈴薯の栽培と加工 6. 養蚕、まゆの加工 7. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 8. タンタル、ニオブの製錬と加工 9. タンタル・コンデンサーとタンタル粉の生産・製造 10. 観光地および関連施設の開発、建設と経営
新疆ウイグル自治区	1. 穀物、野菜、果物、家禽・家畜製品、水産物の貯蔵、保存、加工 2. 造林および優良品種の導入 3. 優良品質トマトの栽培と加工 4. 優良品質ぶどうの栽培およびぶどう酒の生産 5. 水資源の合理的開発、利用と保護プロジェクト 6. 道路、独立橋梁、トンネルの建設と経営 7. 綿紡績生産企業における技術改良および新製品の開発 8. 風力発電所、太陽エネルギー発電所の建設、経営 9. リチウム塩の開発（外国独資は不許可） 10. 観光地および関連施設の開発、建設と経営

(4) 西部大開発における中央各省庁の動向

1) 国家発展計画委員会、西部地区での価格管理の権限を譲渡

西部大開発各地域の価格の調整について、国家発展計画委員会は「価格調整による西部開発促進に関する若干の意見」（以下、「意見」）を発表した^①。

国家発展計画委員会は「意見」の中で、「価格の調整により西部開発を促進するには、価格決定の秩序を整備し、規範化しなければならないとしている。国家機関およびその所属部門による費用徴収を見直し、合理的でない費用徴収の取り止め、高すぎる費用の値下げ、違法な費用徴収の取締りなどを通じて、西部市場に参入するためのコストを下げ、西部地区の競争力を高めることを目指す。またハイテク分野での研究成果の産業化に関する各費用の徴収についても整備し、ハイテク産業の発展を目的とした価格決定政策を制定し、西部の発展に必要なハイテク産業の導入を進める。さらに人材の導入に悪影響を与える費用の徴収を取り止め、地方政府や大学が卒業生に対して行なっている違法な費用徴収問題について調査する。東部・中部地区の価格決定主管部門もまた、西部開発を支援し、必要なサービスを行ない、西部地区での人材、技術導入手続きの簡素化、手続き費用の減免などを検討する。」と表明し、西部地区の価格管理に関して、以下の5つの権限を譲渡することを決定した。

- ① これまで政府が決定していた、西部開発地区の鉄道運賃の一部について、政府は指導的立場へとまわることにより、鉄道運賃決定メカニズムを改革する。これにより鉄道運賃は政府指導の下に、市場メカニズムによって調整されることになる。
- ② 西部の省と省を結ぶ、あるいは省内を飛行する航空運賃について、フロート制を導入する。航空会社は国家が規定した航空運賃の上限を10%上回らない範囲内で、市場のニーズに合わせて具体的な運賃を決めることができる。
- ③ 重慶長安鈴木自動車有限公司、陝西西安秦川自動車有限公司が生産する奥拓乗用車および貴州航空工業総公司が生産する雲雀乗用車の価格決定権を、各企業に譲渡する。
- ④ 西部地区の薬品生産企業が生産する新薬および全国都市部サラリーマンの基本医療保険に適用される少数民族医薬（チベット族、モンゴル族、ウイグル族）の価格の決定については、省レベルの価格決定主管部門に委託され、決定された価格は国家発展計画委員会に報告される。
- ⑤ 重慶大足石刻博物館、四川九寨溝観光地など国家レベルの観光地区10カ所の入場料決定権を譲渡し、入場料は観光地区が所在する省レベルの価格決定主管部門により決定され、国家発展計画委員会に報告される。

2) 国家経済貿易委員会、産業構造調整政策を発表

国家経済貿易委員会の李榮融主任は、「西部地区にある生産能力の低い企業を、できるだけ早く市場から退出させる一方、優良企業を育成し、大型化させるために力を入れる」という産業構造調整を中心とした政策を発表した^②。今年の具体的な内容としては、

- ① 「企業債務の株式転換」の実施対象となる600社以上の企業のうち、西部企業が62%を占めるようにする。

① 「人民日報海外版」 2000年9月1日1面

② 「人民日報海外版」 2000年2月16日1面

- ② 不良債権準備金の審査・支出についても、西部地域への傾斜を強める。
- ③ 西部地域の遅れた企業の市場からの撤退を加速させる。
- ④ 技術革新への投資を拡大し、西部の優良企業の成長に力をいれる。
- ⑤ 西部企業の経営者を育成し、経営意識と能力を高める。

3) 科学技術部、「西部大開発での科学技術推進活動を強化するための若干の意見」を発表

科学技術部は、「西部大開発での科学技術推進活動を強化するための若干の意見」（以下「意見」）を制定し、今後の一定期間における西部大開発での科学技術推進活動に 2 億 7800 万元を投資すると発表した^①。

- ①国内外の大きな市場を足がかりに、西部の特長を活かした農林業や農副産物の加工業などの産業を大きく発展させ、科学技術を応用して農副産物および特徴ある製品の付加価値を高めることを目指す。
- ②生態系環境整備および貧困対策、産業構造調整を結び付け、生態系の回復や生産量の増加と生活改善が統一的に進められるようにする。
- ③西部地区にハイテク技術を積極的に導入し、産業化を加速させる。
- ④科学技術教育や科学普及活動を強化し、技術、情報、人材など科学技術に必要な資源を西部地区へと導入する。
- ⑤西部大開発の科学技術全体計画および関係地区の科学技術発展計画の作成を急ぐ。

4) 農業部、農業と農村経済の発展に関する 10 大措置を発表

中国農業部は、第 10 次 5 ヶ年計画における西部地区の農業と農村経済の発展に関する 10 大措置を発表した^②。

- ① 自然草地の保護を実施する。北方自然草地資源保護区、長江上流と黄河中上流の草地植生再生区、青藏高原自然草地保護区、西南草地保護・合理的利用区など地域の再生と建設に力を入れ、「十五」期間中に、西部地区で 2.2 億市畝（1 市畝は約 6.667 アール）の草地を整備、建設する。
- ② 穀物基地の建設を急ぐ。「十五」期間中に、穀物生産条件の整った成都平原、河西回廊（黄河の西に位置する地帯）、新疆南部地区、陝西の一部地区、寧夏の黄河灌漑地区、内蒙古の黄河灌漑地区などの区域に 5 千万市畝の高収獲農地を建設する。また、すでに国がこの区域に建設している 290 の商品穀物基地県を整備し、穀物の総合的生産力を高め、穀物生産区域の格差をなくす。
- ③ 特色のある農産物生産基地を建設する。「十五」期間中に、西部地区で 8 つの農産物生産基地（綿花、果樹園、良種野菜、生花、漢方薬の原料、天然ゴムなど）の建設を重点的に進める。
- ④ 干ばつに強い節水型の農業を発展させる。干ばつに強い農地の建設、節水型の灌漑付属施設、干ばつに強い品種の育成と普及、土壌と肥料散布状況の調査などの措置を強化することにより、200 のモデル県を設置する。
- ⑤ 生態系農業の発展を推進する。「十五」期間中、西部地区に 100 の生態系農業モデル県を

① 「人民日報」 2000 年 9 月 1 日 5 面

② 「人民日報」2000 年 11 月 21 日 2 面

建設する。100 県全体で、安定生産型農地事業 450 万市畝、無公害農産物モデル事業 200 万市畝、庭園型生態系経済事業 100 万ヵ所の建設を進める。

- ⑥ 西部地区の養殖業を発展させ、牧畜業の発展と生態系環境の保護と整備を結びつける。「十五」期間中、西部地区に牛と羊の飼育モデル県を 100 県建設する。規模が大きい畜産物の近代的加工企業を援助していく。また漁業分野の新しい生産技術の普及を図り、「漁業豊収計画」などのプロジェクトを西部で強化する。
- ⑦ 農産物の加工業と郷鎮企業を発展させ、農産物加工の「先導的」企業を重点的に支援する。「郷鎮企業少数民族融資」を利用して、西部の少数民族地区の郷鎮企業を支援する。「十五」期間中、西部開墾地区の農産物加工力が 90 万トンを超えることを目標とする。
- ⑧ 農業の社会化サービスシステムの整備を進める。「十五」期間中、3 大システムの整備（農業技術の普及システムの完備、農産物卸売市場と農業市場の情報システムの確立、農業の品質管理システムと農業基準システムの確立および農業管理手段の完備）に力を入れる。
- ⑨ 西部地区の農業に関する科学技術の進歩を推進する。「十五」期間中、西部地区の特徴に合った新しい優良品種と先進・実用的な生産技術を研究・導入・普及し、50 項目の総合技術と 5 項目の農業機械化生産技術を実験的に普及する。
- ⑩ 下部機構の技術者と農民の職業訓練を展開する。「十五」期間中、西部地区において農業分野の科学技術者を育成し、農民の技術文化面の素養を高めることを計画する。

5) 鉄道部、1 千億元を出資して西部鉄道網を建設

中国鉄道部は、「第 10 次五ヵ年計画」期間中に、西部鉄道の大中型プロジェクト建設に対し、約 1 千億元の資金を投入すると発表した。2005 年までに、西部鉄道線路の距離は現在の 1.6 万キロメートルから 1.8 万キロメートルに延長される^①。

鉄道部孫副部長は、12 月 24 日に開かれた全国鉄道工作会議で、「現在、西部地域の鉄道網の技術レベルは低く、東部へ延びる路線や国際線はわずかで、国民経済や社会発展の需要を満たすことができない。西部の鉄道建設は、鉄道に関する「第 10 次五ヵ年計画」の重点項目の一つである」と述べた。孫副部長によると、第 10 次五ヵ年計画の実施期間中、西部の鉄道建設項目は 28 項目あり、総額で 1000 億元を投資するという。これは、第 10 次五ヵ年計画の大、中型インフラ建設予算の 40%を占める。

今後 5 年間に、主に隴海鉄道線路の宝鶏から蘭州までの複線部分、西安から合肥までの鉄道路線、株洲から六盤水までの複線部分、遂寧＝重慶＝懷化間の鉄道路線、達県から万県までの鉄道路線が建設される予定である。

6) 交通部、今後 10 年で 15 万 km の道路を建設

交通部胡希捷副部長は、4 月に開かれた「西部開発論壇」で、今後 10 年間、西部地域で 15 万キロメートルに及ぶ道路建設を行う計画を発表した^②。

現在、西部地域には 4600 キロメートル余りの国道の幹線道路があり、4 千キロメートル余りが工事中である。道路の密度は、東部地区の 5 分の 1 ほどである。今後、西部地域に建設する国道の幹線道路の大部分は高速道路と同じ規準を用いて建設される。

① 「人民網」2000 年 12 月 24 日

② 「人民日報海外版」2000 年 4 月 11 日 1 面

7) 水利部、中西部の貧困地区での小型水力発電所の建設

中西部にある貧困な山間地区では、小型水力発電所の建設により、約 3 億人がたいまつを使って明かりを採るといった古い生活様式から脱出することができる^①。

中国水利部・水力発電局の田申副局長は、「現在中国では、半分の地域と 4 分の 1 の農民が、主に小型水力発電所に頼って生活している。また昨年未までに、中国では 4 万 3 千基を超える小型水力発電所が建設され、年間発電量は約 720 億キロワット時、小型水力発電所の年売上高は 300 億元に達した。小・中型水力発電所は既に、中西部山間地区における経済発展の支柱となっている」と語った。

中国では毎年、小型水力発電所に 130 億元以上の投資を行っており、現在建設中の発電所の発電能力は 550 万キロワットに達する。2005 年までに、中国の小型水力発電所の発電能力は 3 千万キロワットとなり、年間発電量は 1320 億キロワット時に上る。

8) 中央気象局、西部開発のための人工降雨量増加

中国西部大開発戦略の順調な進行を保障し、同地区の生態環境を保護するため、中央気象局はこのほどいくつかの具体的施策を制定した。西部地区の生態環境の動態観測と推定評価の強化、関係部門のために観測情報と科学的根拠の提供、人工降雨（雪）量増加プロジェクト等が含まれる。

水資源不足の問題は西部地区の発展を困難なものにさせてきたが、大量の大気中水資源が開発利用されておらず、陝西省などでは開発利用可能な大気中水資源のうち 80%が未開発である。中国気象局は関係部門が共同で人工降雨（雪）量増加プロジェクトを手がけ、西北地区の人工降雨（雪）作業拠点を建設し、関係作業技術と設備を改善、向上させ、西北地区全体を対象範囲とする。季節に左右されない人工降雨（雪）量増加作業グループを組織することを決定した^②。

9) 人民法院、西部開発を司法面で支える

中国共産党・中央政治局書記処の尉健行書記（中国共産党・中央政治局常務委員）は 24 日、国家法官（裁判官）学院を訪れ、「第 1 期西部地区末端人民法院院長（裁判所・裁判長）育成クラス」で講義を行ない、「各級の人民法院は審判のための職能を十分に発揮し、西部大開発戦略が順調に進むように、司法面から正確かつ効果的にこれを支持すべきである」と要求した^③。

尉書記は、「西部大開発は、社会主義市場経済システムの建設を絶えず進め、改善していくプロセスである。社会主義市場経済は法治経済である。整った法治環境がなければ、社会主義市場経済システムの建設や改善は不可能である。まず法律を完全なものとし、西部大開発の促進に役立つための法律・法規の研究と制定を急ぎ、西部大開発実施での法的根拠を保障する一方、これらの法律が厳正に執行されるよう、司法面から効果的にこれを保障すべきである」と強調した。

また尉書記は、「西部大開発では国家の法律や政策がその役割を発揮できるように、人民法院の活動と西部大開発戦略の実施を結びつけることが重要である」と話した。

① 「人民日報網絡版」2000 年 5 月 24 日

② 「人民日報海外版」2000 年 5 月 15 日 2 面

③ 「人民日報海外版」2000 年 7 月 25 日 1 面

「第1期西部地区末端人民法院院長育成クラス」は、西部大開発戦略を確実に実行し、法院のスタッフの業務の質を向上させるために、最高人民法院（最高裁判所）により主催されている。

10) 財政部、西部開発特別国債を来年発行

財政部項懷誠部長は、2000年12月13日に開かれた全国財政工作会議で、西部開発国債の発行を含む2001年の財政政策を発表した^①。

項部長は、「来年、追加発行される国債は主に、現在建設中のプロジェクトへの追加資金に使用する。そのうち、中央財政支出分はすべて、未完成のプロジェクトに使用し、新規プロジェクトには使用しない。国債による資金を使用する重点プロジェクトの責任制を確実に実施し、プロジェクトの予算や決算の管理を厳格にし、国債を使用するプロジェクトについては国庫集中支払い制度を試験的に実施し、また監督・検査を強化し、国債による資金の効果的な使用に努める」と述べた。

2001年の財務重点として、以下の3点が挙げられた。

- ① インフラ整備に向けた建設国債の発行。
- ② 特別国債を発行し、西部開発を支援する。
- ③ 国民の収入を増やし、個人消費を刺激し、内需を拡大する。

11) 教育部、西部の遠隔教育システムを設立

2000年、教育部は7000万元を投資し西部地域で遠隔教育システムを設立すると発表した。同時に西部情報プロジェクトを発足し、西部地域の情報インフラを整備する^②。

教育部は「西部教育科学研究ネット拡大プロジェクト」の実施に当って、省レベルの大規模なCERNETを開設し、西部地区の大学、中等専門学校と小中学校で遠隔教育のインターネット・システムを構成する。具体的には3年間をかけて「西部大学キャンパス・ネット計画」を実施し、西部の大学ウェブサイトの開設を促進する。また、「小中学校のモデル・ネットワーク・プロジェクト」の実施によって、西部の小中学校が遠隔教育のツールの活用による教育レベルの向上を目指す。

(5) 西部大開発に対する国際機関等の反応

1) 中国の環境と開発に関する国際協力委員会（チャイナカウンシル）の中国政府への提言

中国を含め世界各国の著名な学識経験者から構成され、中国の環境と開発に関して定期的な協議を行い、中国政府首脳に対しハイレベルな提言を行っている標記委員会は2000年11月、西部大開発に関して以下の基本原則を骨子とする提言を行った。

① 「市場報」2000年12月14日1面

② 「人民日報」2000年4月19日5面

西部開発戦略に関する提言

西部開発は、2つの世紀にまたがる中国政府の戦略的計画である。この計画は、西部地域さらには中国全体の持続可能な開発にとって、極めて重要性の高いものとなる。自然・社会・経済的制約から、西部開発は、長期的な難事業となり、数多くの困難と課題に直面するであろう。その実施には、人類が持つあらゆる種類の知見と経験を結集することが必要である。

中国の環境と開発に関する国際協力委員会(チャイナカウンスル；CCICED)は、以下の通り提言する。

西部開発の基本原則について

- 経済、社会及び環境の総合的な開発を促進し、近代化建設を押し進めるべきである。バランスのとれた人口、経済活動、都市計画の指針を提供する必要があり、人々の生活環境を保護及び改善すべきである。そして人々の生活水準を全般的に向上させるべきである。
- 開発の前提条件として、生物多様性の保全及び非再生可能資源の利用に十分な配慮を要する。エネルギーその他の資源投入を可能な限り最小化すべきであり、また廃棄物の排出を削減し、リサイクルを促進すべきである。
- 西部地域の開発は、この地域の特性と優位性を基礎とすべきである。西部地域は単に、資源輸出に依存すべきではなく、また東部地域の大規模な工業開発のモデルに追随すべきでもない。西部地域はむしろ、その豊かな資源を活用し、その資源の価値を高め、その経済を開発し、地域の特性を育成するために、市場メカニズムを取り入れるべきである。
- 伝統的な知恵と技術を、環境上安全なバイオテクノロジーに加えて、情報技術、宇宙技術及び再生可能エネルギー技術などの先端技術を発展させ、より熟練を必要とし持続可能な生計と事業の創造を促進し、地域共同体への技術面及び情報面の権限付与を迅速に達成するための手段を講ずるべきである。
- 都市／産業開発計画の策定に際しては、生態系の機能及び環境容量を考慮に入れるべきである。同時に、現地の天然資源と同様に、史跡及び文化遺跡の保護に対しても注意を払うべきである。
- 政府の規制的作用と市場メカニズムとを結びつけるべきである。他地域の開発への波及が期待できる、いくつかの中核的な地域及び都市に重点を置くべきである。
- 持続可能な水資源の利用は、西部開発にとって重大な問題である。長江(揚子江)及び黄河の上流域などの主要地域について、統合化された水管理を強化するべきである。

2) 世界銀行、積極的に中国西部地区の開発を支持

世界銀行は今後3年以内に、少なくとも10億米ドルの借款を中国西部地区のインフラ建設及び治水工事等のプロジェクトに提供する。これは新任の世界銀行東アジア・太平洋地区副局長 Mr. Kassum が17日北京で発表したものである。同氏はまた、世界銀行が積極的に中国政府の西部大開発戦略を支持し、今後数年の戦略研究や資金の面で支持を与えていくと述べ、世界銀行が西部の各省区やその他の地区とを結び付ける交通インフラの整備、西部開発のもたらす環境汚染の減少、投資コストの削減と投資の品質を保証する措置などを含む中国政府の西部開発研究における戦略問題に対し、積極的な協力を行うことを希望していると表明した。

世界銀行は中国ですでに220以上のプロジェクトを支援しており、借款の総額は300億米ドル

以上で、中国は世界銀行の最大借款国となっている。現在、中国の借款プロジェクトの実施状況は各国中もっとも良好であるという。

3) アジア開発銀行、西部大開発に 35 億ドルを提供

アジア開発銀行（ADB）は中国の西部大開発に対し、今後 3 年間、総額 35 億ドルの資金を提供すると発表した^①。

この資金の利息は約 6%で、政府開発援助（ODA）の有償資金協力に比べわずかに高いが、返済期限は 20 年であり、返済期限も 4、5 年の延期ができる。

また、アジア開発銀行は日本が出資して設立した「貧困救済のための日本基金」から約 2,300 万ドルと、経済運営指導費用の 1,300 万ドルを、2000 年度の無償援助として中国に提供すると計画している。

4) UNDP 管理局局長、中国の西部大開発戦略を賞賛

国連の秘書長補佐兼国連開発計画（UNDP）管理局局長ヤン・マンセン氏は「私は、長年にわたり中国の経済政策を一貫して賞賛しており、中国の大プロジェクトを実施する能力に深く敬服している。中国の西部大開発戦略は、今日までで、世界における同類の発展プロジェクトの中で最も意気込みにあふれたプロジェクトである」と賞賛した^②。

1979 年以来、国連開発計画は中国に対して、技術移転、経済改革、環境保全、貧困撲滅等の分野での援助を行ってきた。西部大開発においても協力を更に広げていく姿勢を示している。

5) 国連食糧農業機関（FAO）が西部開発戦略を評価

2000 年 6 月 26 日、国連食糧農業機関（FAO）の事務局長補佐は、FAO が主催する中国の西部戦略開発シンポジウムで演説し、中国西部地区の開発戦略の実施、とりわけ西部の農業発展戦略の実施は世界の食糧安全に積極的役割を果たすと表明した^③。

シンポジウムには FAO に所属する農業、漁業、持続的発展など 9 部門の責任者や専門家 20 人余りが参加した。

シンポジウムに参加した FAO の専門家や学者は中国の西部開発戦略を高く評価した。同事務局長補佐は総括演説で、「中国の西部開発は中国の東、西部地区の経済発展における不均衡を解決し、持続的で安定した、健全な発展に積極的役割を果たし、周辺国家を牽引して全地域の経済発展を推進するのに重要な意義をもっている」と述べた。

(6) 西部大開発における中国国内外産業界の動向

1) 日本国際貿易促進協会、中国の西部開発を対中経済貿易の重点に

2000 年 3 月 16 日に開かれた日本国際貿易促進協会第 47 回定例会議で、中国の西部地域開発

① 「人民日報・華南新聞」2000 年 6 月 20 日 2 面

② 「人民日報網絡中心」2000 年 11 月 6 日

③ 「人民日報」2000 年 6 月 28 日 7 面

に対する支援を 2000 年度における対中経済貿易活動の重点とすることを決定した^①。

中日経済協力分野について、会議では「2000 年度活動方針と計画」が採択され、「長期的な相互信頼」、「多様化およびハイレベル化」、「資金、技術、市場の結合」という 3 つの戦略方針が打ち出された。

2000 年度の活動の重点として、

- ① 2000 年の貿易額は 700 億ドルを目指し、2005 年には 1 千億ドルを目標とし、日中貿易の発展を積極的に促進する。
- ② 対中投資、特に中国の西部開発に対する投資を促進する。
- ③ 中国の国有企業改革に協力し、技術と人材の交流を更に推進する。
- ④ 様々なサービスおよび情報を積極的に提供し、日中経済貿易協力を推進する。
- ⑤ 中国各地との交流や協力を強化する。中国の対日投資、観光、その他の交流活動を促進する。両国間の新たな貿易分野とルートを拡大する。

2) 中国石油グループ、西部の天然ガス資源を積極的に開発

中国石油天然ガスグループ会社は、西部の天然ガス資源を積極的に開発し、「西気東輸」（西の天然ガスを東へ輸送する）プロジェクトを推進する姿勢を表明した。

中国石油天然ガスグループ会社は、北京市、天津市への天然ガスの供給を保証するため、四川省重慶地区および青海地区における天然ガスの基地の建設工事を進めており、長慶靖辺、ウ勝地区の天然ガス基地の拡大工事も行っている。タリム天然ガス田の採掘調査も行われている。西部地域の天然ガス資源の開発を、新たな経済成長の糧とする。

「西気東輸」プロジェクトは、2007 年に工事が終了し、運営が開始される予定である。

3) 中国工商銀行、今年の貸付金、西部地区へ傾斜

2000 年に中国工商銀行はハイテク分野、旧工業基地、西部地区への貸付けを重点に置く計画を明らかにした^②。

1999 年に重点業種、重点企業、重点製品、先進的な装備を製造する技術改革に対する貸付けを増加させることによって、製造業の技術レベルを向上させ、製品技術の量や付加価値を押し上げ、国有企業の市場競争力を高めることと、産業政策に合致する技術改造プロジェクトを支援してきた。技術改造のためのローン残高は既に、国有商業銀行における同様の貸付金総額の 7 割近くを占めており、各大銀行のトップとなっている。

4) 中国輸出入銀行が西部大開発を支持

中国輸出入銀行の羊子林行長(頭取)は、同行が中西部地区の発展をさらに一歩進めるために、新たな施策を取る予定であることを表明した^③。

羊行長は、輸出入銀行は中西部地区の輸出プロジェクトを優先的に支持し、信用貸付を拡大し、機械電子産業およびハイテク製品を輸出する大手企業と大型プロジェクトの融資要求に対して、

① 「人民日報海外版」 2000 年 3 月 17 日 6 面

② 「人民日報」 2000 年 2 月 13 日 1 面

③ 「人民日報海外版」 2000 年 3 月 13 日 2 面

重点的に対応すると語った。

このほか、さらに中西部地区に対する外国政府のツーステップローンを優先的に活用し、同地区のインフラ、農林、環境保護、エネルギー建設への支援をさらに強めていくとのこと。同氏はまた同行本部の信用貸付部門と中西部地区に駐在する各支店が協力を強め、同地区の企業への有利で効果的な金融サービスの提供に努めるよう要求した。

5) 日立、中国西部大開発に本格参入

2000年10月30日、日立製作所は子会社を通じて、環境、エネルギー、交通等分野を中心に西部大開発に本格参入すると発表した^①。2004年に開通予定の重慶軽軌鉄道建設プロジェクト等事業の落札を目指しているという。

日立は中国で投資を行っている21社の企業の内、電力技術開発関連の1社のみが西部地区に位置しており、他社はすべて沿海部にある。今後、日立は西部地域におけるエネルギーや環境保護分野への参入を目指しており、21世紀における新戦略としてIT業界への参入も計画している。

6) 香港特別行政区政府、企業の西部開発参加を支援

香港特別行政区政府財政司の曾蔭権司長は、香港中華総商会創立100周年記念朝食会で、「中国の世界貿易機関(WTO)加盟と西部大開発戦略の実施は、香港にとっても大きなチャンスであると同時に、新たな挑戦がもたらされるだろう」と述べた^②。

曾司長は、「香港は、西部大開発戦略についても積極的な支援を続けていくつもりだ。西部地区は豊富な天然資源に恵まれ、広い市場があるため輸出を拡大することも可能だ。また香港は、運輸や湾岸施設などの分野でたくさんの経験を積んでいる。香港企業は市場のニーズを把握することにより、西部地域の企業の国際市場進出を手助けすることもできる。それ以外にも、西部でのインフラ建設に当り、香港の金融サービス業界は大型インフラプロジェクト融資実行をサポートすることもできる」と説明した。

2000年の香港工商界では「西部ブーム」が起こっており、香港の各関係団体は次々と視察団を中西部地区に派遣した。香港貿易発展局は、香港企業の西部での業務を促進するため、陝西省西安に事務所を開設した。10月に貿易発展局によって計画、組織した大規模な西部開発シンポジウムが香港で開催され、内陸西部の省市の代表や学者も参加した。

7) 韓国、中国西部大開発への参加を希望

中国新疆ウイグル自治区を訪問中の権丙鉉・駐中国韓国大使はこのほど、ウルムチで開かれた「2000年中韓投資貿易商談会」に出席し、「韓国は中国西部大開発の輝かしい事業へ参加したいと考えており、外国人による中国西部大開発参加の先鋒隊になりたい」と述べた^③。

権丙鉉大使は、韓国政府の経済機構及び韓国企業数十社の代表から成る「中国西部投資貿易使節団」を率いて、5月31日から新疆ウイグルのビジネス界と商談を行なった。

① 「人民日報網絡中心」2000年10月31日

② 「人民日報、華南新聞」2000年11月8日2面

③ 「人民日報網絡版」2000年6月1日

8) スイス、中国西部大開発説明会開催

2000年6月21日、スイス・中国貿易理事会と駐スイス中国大使館は、スイスの工商業界に向け、中国西部大開発戦略説明会を共同で開催した^①。王桂生駐スイス中国大使は自ら、中国西部大開発の戦略・計画、中国西部地域の基本的状況、開始している開発事業について説明を行なった。スイス・中国貿易理事会会長は、「スイスのビジネス界は、中国の西部大開発への参加について、強い興味を示している」と述べた。

9) 米国、中国西部の電力事業に投資

米中両国の共同出資によって陝西省靖辺県で、30万キロワットのガス蒸気循環ユニット2基を建設し、中国最大の天然ガス発電所が設立されると発表された。工事の総費用は7億米ドルにのぼり、アメリカ側が85%、中国側が15%を負担する。工事は2段階に分けて行なわれ、第1期工事の投資は2億米ドルとなる^②。

(7) 西部大開発の進捗状況

1) 西電東送プロジェクト、工事スタート

2000年9月8日、中国初めての「西電東送（西部の電気を東部へ輸送）プロジェクト」である、洪家渡水力発電所、引子渡水力発電所、烏江渡水力発電所の拡張事業が貴州省烏江で同時にスタートし、朱鎔基総理からも祝電が送られた。「西電東送プロジェクト」は「第10次五カ年計画（2001年～2005年）」における西部大開発の主要プロジェクトであり、完成すれば1千万キロワットの電力が広東省等東部都市に送電できる。

第1陣の「西電東送プロジェクト」は全部で7件で、雲南、貴州、広西、重慶、湖北などの省（自治区、直轄市）に跨って展開される。中国南方電力ネットワークでの「西電東送」のメイン部分に当る。省（自治区、直轄市）を跨いだ大規模発電施設の建設工事が同時に開始されるのは、中国で史上初めてのことである。

「西電東送」は、貴州、雲南、広西、四川、内蒙古(内モンゴル)、山西、陝西などの省（自治区）の電力資源を、電力不足が続いている広東、上海、江蘇、浙江、北京、天津、唐山（河北）地区へ送ることを目指しており、内蒙古、陝西などの省（自治区）から河北までの北部ルート、四川などの省から華中、華東電力網までの中部ルート、雲南、貴州、広西などの省（自治区）から華南までの南ルート、といった3ルートの送電網が建設される^③。

2000年11月5日、「西電東送」の中核プロジェクトである雲南省の晋寧宝峰から羅平に至る500キロボルト送電線と変電所の建設が正式に着工した。計画によると、同プロジェクトの総投資額は約6億元にのぼり、建設工事は2002年までに完成する予定^①。

2) 西部開発「十大プロジェクト」の紫坪壩ダム、工事開始

2000年6月28日、中国西部大開発の「十大プロジェクト」のひとつである四川紫坪壩ダム建

① 「人民日報海外版」 2000年6月23日 6面

② 「人民日報網絡版」 2000年8月11日

③ 「人民日報海外版」 2000年11月9日 1面

設プロジェクトの工事が岷江の上流で開始された。

紫坪壩ダムは都江堰灌漑区工事現場から約 6 キロ上流に位置し、灌漑、洪水防止、発電の機能を一体化させた大型ダムある。ダムの最大水深は 156 メートル、11 億立方メートルの貯水能力をもつ。貯水池の調節容量は 8 億立方メートルに達する。投資総額は 62 億人民元、2006 年末までには全ての工事が完成する予定。

(8) 西部大開発に関する情報源

1) 「中国西部」ウェブサイト

www.chinawest.com.cn あるいは www.westchina.com.cn にアクセスすることにより、西部大開発関連の情報を調べることができる。現在、情報の提供は中国語のみである。

現在、「中国西部」ウェブサイトでは、中国西部概況、西部開発政策、西部省・市の動き、専門家によるフォーラム、技術移転情報、投資プロジェクト情報、人材情報、電子商取引などのコラムが設けられており、その他のサービス・コラムも開設される予定がある。

2) 「西部大開発ガイド・統計情報特集」

国務院発展研究センター、中国企業評価協会、国家統計局総公司によって共同編集した「西部大開発ガイド・統計情報特集」が中国社会出版社から出版された。

全書は「指導文献」「統計資料」「省の経済状況」「企業紹介」の 4 つの部分で構成される。「指導文献」は中国共産党と国家の指導者による西部大開発に関する重要な発言や重要政策と公文書が収録されており、「統計資料」では、国民経済と社会に関する国家統計局の統計資料が収録されている。「省の経済状況」では、中西部の各省、自治区、直轄市の資源状況、インフラ施設建設と投資環境について紹介され、各省、自治区、直轄市による優遇政策についても記載されている。「企業紹介」では、中西部地区の 19 の省、自治区、直轄市の工業、建築業、商業の主要な企業の名称、住所、郵便番号、電話番号、売上高、資産総額、従業員数などが収録されており、プロジェクトの一覧表も添付されている^②。

① 「人民日報網絡中心」 2000 年 11 月 6 日

② 「人民日報網絡版」 2000 年 6 月 22 日

2. WTO 加盟が中国の環境に与える影響

中国の市場開放と規制緩和を促す世界貿易機関（WTO）加盟は近々成立するものと考えられ、加盟は「中国経済の長期的発展にとって極めて有利である」という認識が中国政府関係者等の支持を得ており、ある試算では、加盟に伴う中国の GDP 増加は 2000 億元以上、数百万人の雇用確保につながる^①という見方もある。

(1) WTO 加盟の中国の環境に与える影響

WTO は、世界恐慌時の教訓から発足したガット（GATT: General Agreement on Tariffs and Trade、関税貿易一般協定）が 1995 年 1 月に生まれかわった組織で、基本的には、各国が個別に設定している関税或いは非関税障壁等を低減ないしは排除し、スムーズな国際貿易を促進、発展させるためのものである。

しかしながら、自由貿易の促進を促す WTO の制度が、各国の環境政策と相反することもあり（例えば、環境基準を満足しないためにとられる貿易制限措置等）、環境問題に与える影響も無視できないことから、中国側は種々の予測を行っているが、今後、これらの検討は継続して実施されるものと思われる。

中国国家環境保護総局は「WTO 加盟が中国の環境に与える影響」と題して、以下の予測を行っている^②。

- ① WTO 加盟は、中国の環境汚染の改善に寄与する。
- ② 汚染源となる業種の工業は、先進国から、中国東部、更には中国中西部、貧困国へ移行していくのではないか。
- ③ 汚染物質の排出抑制によって、化成肥料、農薬による汚染は解決の方向に向かうであろう。
- ④ 中国全体としての污水排出量は削減され、大気環境は改善されるが、都市環境の悪化は進行する。
- ⑤ 産業廃棄物発生量は減少するが、一般廃棄物発生量は増加する。
- ⑥ 生態系の退化は抑制できる。
- ⑦ 環境管理システム、環境管理基準は国際的なものとなる。

また、中国国務院発展研究センターの予測は、以下の通りである^③。

WTO 加盟による、1) 輸入関税の減少、2) 輸出補助金の停止を踏まえ、

- ① 第三次産業比率の増大による全体的な汚染水準の低下
- ② 農産物輸入増と中国の生態環境改善
- ③ 石油、天然ガス等クリーンエネルギーの輸入増と石炭使用比率減
- ④ 自動車台数増

① 「中国情報ハンドブック」2000 年版、三菱総合研究所編、p112

② 「WTO 加盟が中国の環境に与える影響」、SEPA 環境及び経済政策研究中心、胡 涛、孫 炳彦、趙 毅紅、1999

③ 「WTO の中国経済構造に対する影響」、国務院発展研究センター、李善同等、1999

(2) WTO 加盟と中国の環境保護産業

環境保全設備・機械は高度なハイテク技術製品ではなく、複数技術の組み合わせ、融合によるものであり、中国の処理プロセス技術は国際水準をフォローしているという見方があるものの、ゴミ焼却炉、脱硫技術などの大型設備では、総合エンジニアリング企業が存在しないこと等に起因して、エンジニアリングの分野で遅れが目立っている。

中国としては、巨大市場であることを武器に先進国の技術の戦略的技術導入ないしは模倣による強化策を選択していくであろうという見方が多い。一方、中国は「国産化」を標榜していることから、先進国としてのビジネス戦略には困難を伴い、例えば、多数のコンポーネントからなるプラント建設では、部品の良否が全体性能を左右することから、少なくとも要部は先進国製品を当面使わざるを得ない。

中国の環境保護産業市場は企業数約 10,000 従業員数 170 万人と言われているが、圧倒的に小企業が多く、リーディングカンパニーは存在しない^①。また、先進国との政治体制の違いから、中国国産品と言えども、良質で安価な製品が市場を席巻するすることはない。これは、中国国内の地域保護主義に起因しており、「市場の規範化」には、程遠い状況にあると見るべきであろう。

いずれにせよ、WTO 加盟により、行政指令によらない市場主義の時代の到来を踏まえ、「市場の評価の反映」と「基準のガイドライン化」が重要であることは論を待たないものと思われる。

(3) WTO 加盟に向けての中国政府の対応

1) 対外経済貿易部、WTO 加盟に外資誘致政策を模索

2000 年 9 月 8 日に開かれた第 4 回中国投資貿易商談会の「国際投資フォーラム」で、対外経済貿易部の石広生部長は演説し、WTO 加盟の新たな情勢に合わせ、中国政府は外資の投資に安定した投資環境を提供すると発表した。具体的な措置として次のような内容が挙げられた^②。

- ① 外資企業が技術開発と革新に投資することを奨励する。
- ② 外資企業の中国中西部地区への投資を奨励する。
- ③ 中国の WTO 加盟の取り決めに基づき、徐々にサービス業分野の開放を拡大し、商業、対外貿易、金融、保険、証券、電信、観光などの分野で外資導入を拡大していく。
- ④ 外資企業が A 株、B 株に上場できるようにし、多国籍企業が中国で設立する投資会社の経営範囲を拡大する。外資系投資企業の設立手続きを簡素化する。

中国政府は現在、外資誘致を拡大する分野と方法を積極的に探っており、関係する法律の整備とともに、外資系企業が買収や合併など様々な形で国有企業を含む中国企業の改革に参加できるようにするための政策を検討している。

2) 国家発展計画委員会、WTO 加盟後、中国と外国企業について同等の扱いをすることを表明

国家発展計画委員会は、中国は WTO 加盟後に外国企業に開放する分野をすべて国内企業にも開放すると表明し、次のようなものをあげた^③。

① 「中国情報ハンドブック」2000 年版、三菱総合研究所編、p112

② 「人民日報」2000 年 9 月 9 日 2 面

③ 「人民日報網絡版」2000 年 5 月 12 日

- ① 中小企業の参入できる分野を広げ、国家の安全に関わる分野と国の独占が余儀なくされている分野を除いて、民間の投資を認める。WTO 加盟後、外国企業に開放する分野は国内企業にも開放する。
- ② 中小企業に対する貸付、融資、株式上場などの差別規定を廃止し、国有大型企業と同等扱いをする。
- ③ 中小企業の投資の認可手続を簡略化し、企業の設立、土地の使用、輸出入手続と税金などにおける中小企業に対する制限を廃止する。
- ④ 中小企業に対して、投資コンサルティングや人材育成等の支援を提供する。
- ⑤ 貸付担保システムを確立し、資産抵当担保制度を実施する。銀行の中小企業への融資を促進する。

3) 国家税務総局、WTO の加盟に向けて税収政策を調整

国家税務総局の程法光副局長は、WTO の加盟に応じ、中国は 3 つの面から税収政策を調整すると表明した^①。

第一に、WTO に正式加盟する前の段階で、WTO の規則と合致しない税収政策を積極的に修正する。

第二に、WTO 加盟後に、WTO 規則に抵触せず、或いは規定範囲外の税収政策や、WTO が禁止してはいるが猶予期間が与えられている税収政策について、必要に応じ調整または他の加盟国の要請をうけて修正を行う。現在、中国が実施している所得税と一部地方税については、国内企業と外資企業を同様に扱うことを考えている。

第三に、国の国内産業の国際競争力を高めるための構造調整政策及び WTO 規則に合わせて、税収政策の策定と調整を行う。例えば、未熟な産業を保護する税収政策、国際競争力を備えた国内産業の急速成長を奨励する税収政策などである。また、WTO 加盟後に懸念される失業や農民収入の減少などの影響を避けるために、農村における税の徴収を規範化し、農民の負担を軽減する。この他、相続税、社会保障税を徴収し、失業者の最低生活を保証することによって社会の安定を維持する。

参考資料 1 中国の GATT 復帰と WTO 加盟交渉の経緯

1) 中国と GATT (関税及び貿易に関する一般協定)

- ◇ 1948 年 4 月 21 日 中国（中華民国）は GATT の「臨時適用議定書」に調印。1948 年 5 月 21 日から、中国は GATT 締結国になった。
- ◇ 1949 年 10 月 1 日 中華人民共和国が成立した。
- ◇ 1950 年 3 月 6 日 台湾は“中華民国”の名義で GATT から脱退する覚書を国連事務総長に提出した。
- ◇ 1965 年 1 月 21 日 台湾は GATT 締結国大会をオブザーブする申請を提出し、同年 3 月、第 22 回締結国大会は台湾がオブザーバーとして締結国大会に列席することを承認した。

^① 「人民日報海外版」2000 年 4 月 6 日 2 面

- ◇ 1971年11月16日 第27回締結国大会は1971年10月25日に国連総会で可決された2758号決議に基づき、台湾の締結国大会オブザーバー資格を取り消した。
- ◇ 1982年11月 中国はオブザーバーの資格を獲得し、第36回締結国大会に列席した。
- ◇ 1982年12月31日 中国国務院は中国のGATT復帰の申請を認可した。
- ◇ 1986年4月23日 香港は単独関税地区としてGATT締結地域となった。

2) 中国のGATT復帰とWTO加盟

- ◇ 1986年7月10日 中国はGATTの締約国としての地位回復を正式に申請
- ◇ 1987年10月22日 GATT中国分科会第1回会議がジュネーブで開催
- ◇ 1989年4月18日～19日 GATT中国分科会第7回会議がジュネーブで開催、中国の貿易制度への評価を終了した。
- ◇ 1989年5月24日～28日 中国のGATT復帰に関する米中第5ラウンド協議が北京で行われ、交渉は1989年末に終了させるという共通認識に達した。
- ◇ 1989年6月 中国は学生の民主化を要求する運動を武力で鎮圧し、先進国は中国に対する経済制裁を発動した。中国のGATT回復は一時的に停止した。
- ◇ 1990年1月1日 台湾は“台湾、澎湖、金門、馬祖単独関税地区”の名義でGATT加盟の申請を提出した。
- ◇ 1991年1月11日 マカオはガット締結地域になった。
- ◇ 1991年10月 李鵬総理（当時）はガット各締結国の首脳とガット幹事長デンコールに中国のGATT復帰に関する立場を表明する書簡を提出した。
- ◇ 1992年9月29日 GATT理事会主席は、台湾のGATT加盟問題についての声明を発表した。
- ◇ 1994年4月12日～15日 モロッコのマラケシュ会合で「ウルグアイラウンド交渉結果の最終文書」と「世界貿易機関設立協議書」を発表。中国は「最終文書」に調印した。
- ◇ 1994年8月末 中国はGATT復帰の総括案として関税削減リストを発表。
- ◇ 1995年3月11日～13日 アメリカ通商代表は中国を訪問し、呉儀中国対外経済貿易部部長と8項目の合意に達した。
- ◇ 1995年11月以降、中国の交渉は、GATT復帰からWTO加盟へ変更。
- ◇ 1996年3月22日 WTO中国分科会第1回会議が開かれた。
- ◇ 1997年8月6日 中国とニュージーランドは北京で二国間合意に達した。
- ◇ 1997年8月26日 中国と韓国はソウルで二国間合意に達した。
- ◇ 1997年10月13日～24日 ジュネーブで中国はハンガリー、チェコ、スロバキア、パキスタンと「中国の世界貿易機関加盟」に関する二国間市場エンタリー交渉を終了する合意書に調印した。チリ、コロンビア、アルゼンチン、インド等との二国間市場エンタリー交渉も基本的に終了した。
- ◇ 1997年11月1日～16日 日本との二国間交渉は基本的に終了。
- ◇ 1998年3月28日～4月9日 WTO中国分科会第7回会議が行われ、中国は6000アイテムに近い関税削減リストを提出した。
- ◇ 1999年5月8日 NATO軍が在ユーゴスラビア中国大使館を爆撃した。中国はWTO加盟交渉を一時中断した。
- ◇ 1999年9月6日 米中両国交渉は再開した。
- ◇ 1999年11月15日 中国と米国の二国間交渉が合意に達した。

- ◇ 1999 年 11 月～2000 年 11 月 中国は 37 の WTO 加盟国の内、36 カ国と二国間合意に達した。
- ◇ 2000 年 11 月 16 日、中国とメキシコとの二国間交渉は合意に至らなかった。

参考資料2 経営者の意識アンケート調査 WTO 加盟について

2000 年 11 月 11 日、「中国企業家調査機構」は中国の WTO 加盟に対する中国経営者の意識調査の結果を発表した^①。調査は 5075 人の経営者を対象として行われた。

WTO 加盟後に予想される事態について、「政府はマクロ的外部環境を整えるためにどのような措置を採るべきか」という質問に、企業経営者らは、①健全な社会保障制度の構築（61.8%）、②国有企業改革の推進（51.7%）、③政府と企業の関係の調整（48.9%）、④健全な市場メカニズムの確立（43.4%）などを望んでいる。

また「WTO 加盟はビジネスチャンスをもたらすか」という質問については、13.6%が「絶好のチャンス」、58.1%が「ある程度のチャンス」と答えた一方、71.9%が「大きな圧力」「ある程度の圧力」を感じていると述べた。

WTO 加盟がもたらすチャンスと圧力について、「企業が採るべき対応策」については、経営者らは①技術イノベーションへの投資（57.2%）、②国内外の大企業との資本提携の強化（42.8%）、③優秀な人材の採用（42.3%）、④情報化の推進（37.7%）を挙げた。

「経済のグローバル化に対応するために重視している国際市場」については、「香港・マカオ・台湾（22.6%）、アメリカとカナダ（21.5%）、日本と韓国（20.3%）の順であった。

「WTO の関係条項の内容」について、「ある程度理解している」と答えた人は 74.6%であり、「よく理解している」経営者は 3.2%にとどまった。

^① 「人民日報網絡中心」 2000 年 11 月 14 日

3. 自然保護と生態建設

(1) 中国の生態系環境の現状

国務院発展研究センターの陳清泰副主任は中国の生態環境について以下のように語った^①。

経済の急成長に伴い、中国の生態系環境は全体的に悪化している。過去 50 年間、42 万平方キロメートルの耕地が減少し、過剰な農耕による土質の悪化も深刻化している。毎年 2,640 平方キロメートルの土地が砂漠化しており、北部地域で砂嵐が頻繁に発生している。全国の河川も汚染され、東部の沿海部では赤潮が頻発するなど、中国の生態系環境の悪化を示す現象が多く見られた。中国は世界でも水土流失が最も激しい国のひとつであり、過去数 10 年間の水土流失面積は 180 万平方キロメートルに増加し、陸地面積の 5 分の 1 に当たる。

中国が直面している生態系問題は、主に以下のとおりである。

①耕地の減少

1996 年、中国の耕地面積は約 1.3 億ヘクタールで、1 人当たりの耕地面積は約 10.6 アールであった。1997 年の中国の 1 人当たり耕地面積は 10.46 アールで、1998 年は 10.4 アール、1999 年は 10.26 アールと年々減少し、何れも世界平均レベルの 43%となっている。全国 2,800 以上の県（区）のうち、666 の県（区）が国連食糧農業機関（FAO）が定めた 1 人当たりの耕地面積の警戒線（約 5.3 アール）を下回っている。2010 年までに、中国の人口は 14 億に達するという予測もあり、今後、土地に対する人口の圧力がさらに強くなっていく。

「全国土地利用全体計画綱要」に基づき確定した目標によれば、①1996 年から 2010 年までの 15 年間に、全国耕地面積の減少を 644 万ヘクタール以内に抑える、②2010 年までに全国で土地整理等によって、約 440 万ヘクタールの耕地を増やすことを目指しており、増加と減少を差し引けば、2010 年までには、中国の耕地面積が約 203 万ヘクタール減少し、耕地の総面積は 1.28 億ヘクタールとなる。

②水土流失

国務院が、1990 年に公布したリモートセンシング調査の結果によると、水力と風力の 2 種類の侵食による水土流失面積は 367 万平方キロメートルに達し、国土総面積の 3 分の 1 を占めている。特に黄河、長江、海河、淮河、松花江、遼河、珠江、太湖等の 7 大流域での流失は、全国の水土流失面積の半分近くを占める。

③砂漠化

中国の砂漠化した土地の面積は 262.2 万平方キロで、国土面積の 27.3%を占る。この数字は全国の耕地面積を上回る。70 年代以来、土地の砂漠化は、毎年 2,460 平方キロのスピードで拡大しており、国務院は全国 18 の省・自治区・直轄市の 4 億人もの人口は砂漠化の影響を受けている地域に暮らしており、毎年、砂漠化による直接の経済損失は 540 億元にのぼると発表した。牧草地を例として、全国の牧草地退化面積は 1 億 3800 万ヘクタールに達し、その影響で、羊の飼育頭数は毎年五千万頭余りが減った。70 年代に、内蒙古草原の牧場の牧草は平均 70 センチもあったが、今は 25 センチになっている。内蒙古のウシン（烏審）では、羊の平均体重は 50 年代の

^① 「人民日報網絡版」 2000 年 7 月 31 日

25 キロから 90 年代に 15 キロまで低下した。

1949 年中華人民共和国設立以来、全国で 66.6 万ヘクタールの耕地、233.3 万ヘクタールの草原、633.3 万ヘクタールの営林地帯が流砂地に変わってしまった。毎年、黄河に流れ込む十六億トンの土砂のうち、十二億トンは砂漠化した地区からのものである。また、砂嵐の発生については、60 年代に 8 回、70 年代に 13 回、80 年代に 14 回、90 年代に 23 回と、発生の頻度が上がってきた。1993 年 5 月 5 日に発生した特大級の砂嵐による被害は四つの省・自治区にわたり、死者 116 名、1200 万人が被害を受けた。

④早魃

2000 年、中国 20 以上の省（自治区、直轄市）では、過去 20 年間で最も厳しい早魃に見舞われた。8 月までのデータでは、約 3067 万ヘクタールの農地、3,500 万人の人口と 2 千頭の家畜が早魃の被害を受けた。春以降、全国で使われた早魃対策資金は 50 億元にも達した^①。

⑤森林

中国政府が 1994～98 年に行った「第 5 次森林資源調査」の結果によると、現在、中国の林業用地面積は 2 億 6,330 万ヘクタール、森林面積は 1 億 5,894 万ヘクタール、全国の森林被覆率は 16.55%、森林保有量は 112 億 7,000 万立方メートルである。1989～93 年に行なわれた「第 4 次森林資源調査」と比較すれば、森林面積は 1,370.3 万ヘクタール、森林分布率は 1.43%の増加であり、植林面積は 1025.2 万ヘクタール、森林保有量は 6 億立方メートルの増加となった。森林面積と森林保有量でみれば、それぞれ世界第 5 位と世界第 7 位までに上昇したが、森林被覆率は世界平均の 61.3%に止まり、1 人当りの森林保有量は、世界平均のわずか 8 分の 1 しかない^②。

こうした厳しい生態環境の中で、中国政府は生態環境の悪化に強い警戒感を示している。1999 年 1 月、国務院は「全国生態環境建設計画」を発表し、全国規模の「退耕還林」などの生態回復事業に力を入れはじめた。また、生態建設に関する内容を、現在作成中の「第 10 次五ヵ年計画」（2001～2005 年）の主要テーマとして反映させるとの情報もある。

しかし、中国の生態環境の破壊は、歴史的、政策的、社会的といった多方面の要素に起因するものであり、政府の政策や計画だけで解決できる問題ではない。生態環境の改善は、貧困対策を含む開発計画と全社会の参加による取り組みが重要であり、国際社会からの協力も不可欠である。

（2）生態環境改善に関する中国政府の取り組み

1）生態環境計画

①「全国生態環境建設計画」

1999 年 1 月、国務院が「全国生態環境建設計画」を発表した。50 年をかけて、破壊された生態環境を回復する目標を決定し、世界の注目を集めた。中国は現在の生態環境について次のようにまとめた。

① 「人民日報海外版」2000 年 8 月 24 日 1 面

② 「人民日報網絡版」2000 年 6 月 14 日

- ・ 水土流失面積は 367 万 km²で、国土面積の 38%に達しており、更に年平均 1 万 km²のペースで流出が進んでいる。
- ・ 砂漠化面積は 262 万 km²に達しており、年間 2,460 km²のペースで増大している。
- ・ 森林伐採による植生の破壊は、自然災害の発生につながる。
- ・ 草地の「三化」（退化、砂漠化、アルカリ化）面積は 1.35 億 ha で、全草地面積の 3 分の 1 を占めており、年間 200 万 ha のペースで拡大している。
- ・ 15%～20%の動植物の種が絶滅の危機にあり、世界平均レベルの 10%～15%を上回っている。

これらの問題を解決するために、「計画」は、短期目標（現在～2010 年）、中期目標（2011～2030 年）、長期目標（2031～2050 年）と三段階に分かれている。

	2003 年まで	2010 年まで	2030 年まで	2050 年まで
水土流失改善面積	30 万 km ²	60 万 km ²	目標の 60% 以上	完了
砂漠化改善面積	960 万 ha	2200 万 ha	4000 万 ha	—
植林増加面積	2500 万 ha	3900 万 ha	4600 万 ha	完了
森林被覆率	17.6%	19%以上	24%以上	26%以上
傾斜農地改造面積	300 万 ha	670 万 ha	—	完了
退耕還林 ^① 面積	300 万 ha	500 万 ha	—	—
林網化農地 ^②	600 万 ha	1300 万 ha	—	—
草地造成改良面積	2000 万 ha	5000 万 ha	8000 万 ha	—
草地改善	1500 万 ha	3300 万 ha	目標の 50%以上	完了
自然保護区面積	—	国土の 8%	国土の 12%	—

生態環境建設計画を進める対象として、以下の地域が挙げられた。

- ・ 黄河上中流地域（総面積 64 万 km²、水土流失面積は約 70%）
- ・ 長江上中流地域（総面積 170 万 km²、水土流失面積 55 万 km²）
- ・ 「三北^③」風砂総合予防地域（砂漠改造面積は 31 万 km²）
- ・ 南部丘陵赤土地域（総面積 120 万 km²、水土流失面積 34 万 km²）
- ・ 北部石山地域（総面積 44 万 km²、水土流失面積約 21 万 km²）
- ・ 東北黒土地域（総面積 100 万 km²、水土流失面積約 42 万 km²）
- ・ チベット高原の凍結地域（総面積約 176km²）

②「全国生態環境保護要綱」

2000 年 12 月 23 日、国務院は「全国生態環境保護要綱」を発表した。国家環境保護総局の発表によると、同「要綱」は、1999 年 1 月に発表された「全国生態環境建設計画」と西部大開発

① 開発された 25 度以上の傾斜地の農地を森林へ戻すこと

② 周辺が防風林に囲まれる農地の意味

③ 東北、華北、西北部のこと

の実施に伴って、中央政府による生態環境の保護をより強化する方針を受けて、国家環境保護総局と国土資源部、水力部、農業部、林業部が協力し、二年間をかけて作成した草案が、国家発展計画委員会が組織した生態環境建設省庁共同会議での検討を経て、国務院によって発表された^①。

「要綱」の第1章では、生態環境建設の成果を踏まえ、「全国の生態環境は依然として厳しい状況に直面しており、生態環境の破壊は深刻化し、被害が拡大している」との認識を示している。第2章は生態環境保護の具体的な目標を提示せず、基本的には「全国生態環境建設計画」の引用である。第3章は、「重要生態区の生態保護」、「重点資源開発事業に伴う生態保護」、「生態良好地区の生態保護」の三種類に分けて、「生態環境保護の主要内容と要求」をそれぞれ記述しているが、内容的には大略な政策論に止まっている。第4章は、「対策と措置」であり、行政指導と法律執行の強化を強調しているものの、中国が強調している「経済手法」については、触れていない。

③「全国水土保持・生態環境建設目標」

2000年、水利部は国務院が発表した「全国生態環境建設計画」と水利部が制定した「全国水土保持・生態環境建設計画」に基づいた全国の水土保持・生態環境建設の目標を作成した^②。具体内容としては、

- ・2010年までに、毎年5万平方キロの水土流失地を整備し、重点地区の水土流失を初期的に食い止める。
- ・人的要因による新たな水土流失を防止する。
- ・2030年までに、全国の水土流失整備目標の75%以上を達成し、重点整備地域における生態環境を大幅に改善させる。
- ・2050年までに、全国で「持続可能な国民経済の発展に適応する良好な生態システム」を確立し、全国の水土流失地区の整備をほぼ完了させ、地方で山と川の美しい景観を実現させる。

④砂漠化防止・整備計画目標

2000年5月15日に開かれた「砂漠化防止・整備専門家座談会」で、国家林業局の李育才副局長は砂漠化防止・整備計画について発表した^③。

計画によると、全国砂漠化防止プロジェクトは8大砂漠周辺と4大砂地、黄河旧流域の砂地を重点地区と定め（この3地区は全国の砂漠化面積の73.4%を占め、14省・直轄市・自治区が含まれている）、気候や自然地理条件、砂漠化の現状、分布の特徴に基づき、3大生態類型区に分類し、近く9つの整備プロジェクトを開始する。整備対象区域の面積は38.92万平方キロメートル（砂漠化面積の31.5%）に達する。3大生態類型区は下記の通りである。

- ・砂漠周辺の乾燥地域とオアシス地域：タクラマカン、古尔通古特、巴丹吉林、テンゲル、庫姆塔格の5大砂漠周辺地区。
- ・半乾燥・半湿潤の砂地地域：黄沙の発生源である内蒙古自治区、河北省。人口密度が高ことから人為的な環境破壊による問題が深刻な地区。

① 『『全国生態環境保護要綱』を着実に浸透させるための通知』 環発〔2000〕235号、2000年12月6日

② 「人民日報網絡版」2000年8月7日

③ 「人民日報」2000年5月16日5面

- ・高原寒冷地区：青藏高原（チベット高原）の寒冷地帯に位置するチャイダム盆地とヤルツァンポ川中流の河谷の砂漠化した地区（大部分が海拔 3000 メートル以上）。

上記地区の砂漠化の特徴が異なっているので、それぞれ対策内容の違う整備プロジェクトを採用し、個別に推進する予定である。

砂漠化防止・整備計画の目標としては、

- ・2010 年までには、砂漠化拡大を抑え、0.5 億ヘクタールの砂漠を整備し、砂漠地域の生態環境の改善を計る。
- ・2030 年までには、砂漠化面積を縮小させ、生態環境をより改善し、一定規模の生態系を作り上げる。
- ・2050 年までには、整備可能な 1 億ヘクタールの砂漠化した土地の整備をほぼ完了し、砂漠化地区で比較的整った生態系を作り上げ、砂漠地区の資源の開発と利用により、生態環境と経済発展の良好な循環を計る。

⑤森林被覆率の目標

国家林業局は国务院が発表した「全国生態環境建設計画」にあわせ、今後 50 年間の林業建設目標を策定した^①。

- ・2005 年までに、森林面積を 1150 万ヘクタール増加させ、森林被覆率を 18.2%にする。
- ・2010 年までに、森林面積を 2300 万ヘクタール増加させ、森林被覆率を 19.4%とする。
- ・2030 年までには森林面積を 4600 万ヘクタール増加させ、森林被覆率を 24%以上にする。長江、黄河の中流・上流域や「三北（東北、華北、西北）」の砂漠化が進んだ地域や、旱魃地区の生態系を大幅に改善する。
- ・2050 年までに、緑化に適した全地域で植林を行ない、生態系の改善を進める。全国の森林被覆率を 26%以上とさせる。

国家林業局の李育才副局長は「造林活動を戦略的に実行するために、生態系の整った公益林の建設においては、現在の十大生態系プロジェクトを基礎として、新たな状況に基づいた合理的な調整を進めるべきである」と述べ、計画の実施について以下の説明があった。

- ・長江の上流、黄河の上・中流及び北京市周辺地域を全国の林業生態系建設の中心とする。
- ・その他の地域でも、それぞれ長江の中流・下流、淮河防護林、珠江防護林、沿海防護林、太行山緑化、平原緑化などの生態系建設プロジェクトを確実に実行する。
- ・商業用の林を建設するに当たり、中東部を重点とし、東北部および内モンゴルの国有林区、黄河中流・下流地区では、生育が早い樹種や、用材となる樹種による林業基地を建設する。
- ・条件が整った地区では、地域の特色を生かした経済性の高い経済林基地を建設する。
- ・竹の生育に適した地域では、モウソウチクと経済性の高い竹林の基地を作る。
- ・中・大都市及び草花生産の伝統のある地域では、草花の生産拠点を建設する。

新たな目標の実現に当っては、経済収益を優先するという以前の考え方から、生態系を優先させるという考え方へ転換する必要がある。また、全国の植林緑化戦略の重点地域を東部の「荒れた土地」の整備から、西部地域での生態系整備へと発展させる。

^①「人民日報海外版」2000 年 6 月 20 日 1 面

2) 中国政府の主要行動

① 生態環境建設への資金投入

国家発展計画委員会農業経済司は、2000 年、生態環境建設資金として中央政府は 90 億元を投資する計画があると発表した^①。その内容としては、

- ・ 1998 年に開始した「天然林資源保護プロジェクト」に 13.9 億元を投資する。このプロジェクトに中央政府は既に 64.5 億元を投資している。
- ・ 「土地の再開発プロジェクト」に 10 億元を投資する。
- ・ 「防護林建設プロジェクト」に 4 億元を投資する。このプロジェクトに既に 25.6 億元を投資している。
- ・ 1998 年に開始した「重点地区生態環境建設総合整備プロジェクト」に 16 億元の投資を行う。このプロジェクトには既に 40 億元以上を投資している。
- ・ この他、「砂漠化防止プロジェクト」、「黄河・長江中上流域の水土保持プロジェクト」、「天然牧草地帯の保護・建設プロジェクト」、「北京周辺地区における生態保護プロジェクト」等にも 20 億元以上が投資される。

② 「三江源自然保護区」の設立

2000 年、中国は長江、黄河、瀾滄江の三大河川の水源地である青海省に「三江源自然保護区」を設置した^②。三大河川水源地の流域面積は 36.2 万平方キロにのぼり、海拔は平均 4 千メートルである。長江の水量の 25%、黄河の 49%、瀾滄江の 15%はこの地区を水源としている。三大河川水源自然保護区に、チベット・カモシカ、チベット野生ロバなど、青海チベット高原特有の動植物約 70 種類が生息している。

「三江源自然保護区」の面積は約 31 万 8 千平方キロで、中心地域は 6 万 2 千平方キロ、アジア最大規模の自然保護区となる。保護区は 16 の県にまたがり、55.7 万人が生活している。

3) 政府の優遇政策

① 外資による植林事業に対する優遇措置

国家林業局は、中国で長年にわたり行われてきた行政や市民による植林・緑化活動が植林者の経済利益と連結していないことが、植林事業の阻害要因となっていると認識し、国有林や集団林、私営林の共同発展を認める方向へ方針を転換しはじめ、同時に、外国の投資による植林事業を認める方針も明らかにした。具体的な措置としては、

- ・ 外国の投資による植林事業の申請条件、手順、運営規模、税金等について、明確な規定を発表する。
- ・ 植林用土地の使用期間を最大 50 年間とする。

^① 「人民日報網絡中心」2000 年 8 月 23 日

^② 「人民日報」2000 年 8 月 15 日 1 面

- ・投資企業による林業プロジェクトに関する手形貸付の申請を許可する。
- ・県レベルの林業主管部門が集めた「森林育成基金」の80%を企業と個人による植林に使用する。
- ・森林の育成段階における伐採については税金を徴収しない。

国家林業局の関係者は「外国資本による植林事業を保護し、いかなる企業や個人もその土地の使用権や森林の所有権等の権利を侵害することはできない。地方の林業部門も外国企業や個人による植林への投資を積極的に奨励すべきだ」と強調している^①。

参考：「緑の長城：整備が破壊に追い付かず」^②

今春以降、北方では飛散塵、浮遊塵、砂嵐が立て続けに7回も発生し、その持続時間の長さ、規模の大きさは史上まれに見るものであった。記者は疑問を抱きながら「中国の緑の長城」と呼ばれる「三北^③防護林」に入ったが、そこで発見したのはこの防護林プロジェクトが長い間、人々の冷たい視線の中で重荷を背負い、なかなか前に進めないことであった。

「三北防護林」では国の補助金、地方の付帯資金など多方面からの資金調達、大衆の労働力提供を結合したプロジェクト建設投資メカニズムが実行されている。「三北防護林」プロジェクトの開始以来、国から支出された植林補助金は1ムー（約6.67アール）当たり7元（1元＝約15円）である。20年前、苗木は2分（1元＝100分）、労働力は1日当たり数角（1元＝10角）であり、この7元で何とか間に合わせてきた。しかし、それから20年が過ぎた現在、植林のコストが年々上昇しているにもかかわらず、国からの補助金は全く増えていない。三北防護林建設局砂漠管理事務所の呂主任は記者に対して、「砂漠化した土地に1本の木を植えるのに、客土だけでも2元を必要とする。これに苗木、柵、管理費等を加えると、計7、8元のコストがかかる。つまり国の補助金のみでは1ムーの土地に1本の木を植えることしかできない」と説明した。

国の補助金が著しく不足し、地方の付帯資金はなおのこと不足している。三北地区の大部分の県の財政は職員の賃金を出すのが精一杯で、賃金さえ支給できない県もある。例えば、河北省で砂漠化が最も深刻な懷来県と張北県はどちらも国家級貧困県であり、林業部門の幹部は毎月基本給の20%しか支給されていない。こうした経済状況下で、国の定める地方の付帯資金（国と地方が50%ずつ）の投資を彼らに求めるのは「自らを欺き他人をも欺く」ことにほかならない。

このような投資状況が以下の結果をもたらした。第1に、投資が著しく不足しているため、良種な木や進んだ植林技術の普及ができず、木の活着率が低い。あたり一面「小さな老木」しかなく、砂の移動を防ぐ役割が大幅に低下している。第2に、管理が行き届かず、病虫害が蔓延している。1998年、西北地区ではカミキリムシの被害により、数百万ムーの林木の質が著しく低下し、数百万ムーの林木が一朝にして烏有に帰した。統計によれば、450余万haの林木が病虫害やネズミの害で次第に枯れ、750万haの天然植生が人間、家畜や自然災害により次第に砂漠化している。しかし、必要な育成費と管理費が不足しているため、この状況をただ見ているしかなかった。第3に、植林意欲が乏しい。三北の少なからぬ地方では、「砂漠化防止は大衆が苦勞し、幹部がひどい目に遭い、財政面で利がなく、短期間では業績が上がらない苦しい役目」だと考えられている。その上、荒涼とした砂漠化地区では個人による造林の割合が54%から20%に低下し、

① 「人民日報網絡版」2000年6月21日

② 「中国青年報」2000年4月22日 記者：李善瑩

③ 「三北」：東北、西北、華北のこと

しかも主な営林は経済林、防風・防砂林、牧場防護林等で、ほとんど誰も興味を持たない。

以上の「内因」の他、さらに深刻な「外因」がある。即ち三北地区では干ばつ、風砂の危害や土壌流失等の深刻な生態災害により、一般大衆の生活が非常に苦しいことである。統計によれば、全国の貧困県の約 70%は三北地区に分布している。貧困のため、「大衆の生活維持と環境・資源保護の対立」という問題がますます際立ち、悪循環が生まれている。また、貧困に加え、交通が不便なため、民衆の日々の燃料は地元の森林資源に依存しており、貧困のため、地元政府は薪用の雑木林を増やす資金がなく、その結果、農牧民は燃料を手に入れるため、天然林を伐採するしかない。統計によれば、薪用の過度な伐採によってもたらされた土地の砂漠化はすでに砂漠化した土地総面積の 31.8%を占めている。

現在、土地の砂漠化はますます深刻なものとなり、無秩序な開墾、過度な放牧、人為的な乱伐等により、三北地区の年平均砂漠化拡大率は 30～40%に達する。三北地区では「運を天に任せた家畜飼育」が行われ、農牧民が至る所で放牧しており、草原は管理者が不在のまま無償で使用され、牧草地区を破壊しても誰も責任を負わず、一部の草原では使用限界超過率が 50～120%に達する。1949 年から 1990 年までの間に、限界を超えた過度な放牧が原因で、235.3 万 ha の草地が流砂に変わってしまった。

過度な荒れ地開墾も土地の砂漠化を招いた原因であり、至る所で荒れ地が開墾され、開墾された農地は肥沃度が次第に低下したため、最後には放置され、荒れ果てて砂漠化した土地が少なくない。1949 年から 1994 年までの間に、計 1,000 万ムーの耕地が砂地に変わってしまった。

監督・制約メカニズムが欠け、また、林業の法律執行力が弱いこと等の原因により、生態を破壊する多くの違法行為を適時に処理できず、その結果、地元では一様に砂漠化防止の意識がなく、しかも無秩序な開墾や乱伐、不正な開墾や伐採等の行為がはびこっている。その上、現行の法律・法規は土地の砂漠化を招いたことに対して負うべき責任を明確にしておらず、このため、管轄区域の深刻な砂漠化を理由に処分を受けた行政指導者は 1 人もいない。逆に、一部の役人は環境を犠牲にすることを代価に、短期間内に「行政成績」を上げ、出世しているのである。

大西北の砂漠には発菜、甘草等の薬用・食用植物が少なくなく、これらは高い経済的価値を持っており、利益に誘惑され、一部の者はその採取を裕福になるための手段としている。数年前、寧夏の一部の貧困地区では、これが組織的な集団活動へと発展し、県が広告を出し、郷が呼び掛け、村が組織を作り、髮菜、甘草を採取したが、土地を掘り起こし、草地を削り取り、牧草が根こそぎ抜き取られた結果、草原がひどく荒廃した。しかし、林業の法律執行力が弱く、ほとんどの砂漠化地区には林業公安局がなく、砂漠化事件を調査・処分する権限も持たず、こうして砂漠化を引き起こしても責任を追及しない社会的現象に拍車がかかっている。

記者はさらに三北砂漠管理事務所から次の情報を手に入れた：「三北」プロジェクトは毎年努力が続けられ、年平均 1,600 万ムーの造林を行っている。しかし、「整備」が「破壊」に追い付かず、植林の速度は土地砂漠化の速度に全く追い付けない。現在、国土は年平均 2460km² のペースで砂漠化しており、これは毎年 1 つの中規模県が失われるのに相当する。

4. 2000 年におけるその他の動向

(1) 「九五^①」環境保全目標を基本的に達成

2000 年 12 月 22 日、国家環境保護総局の解振華局長は国务院の記者会見で「九五」期間中、経済が大幅に成長したにも関わらず、国が定めた「九五」環境保全目標は基本的に達成できたと公式発表した^②。発表の骨子を以下のとおりである。

- ・ 12 種の主要汚染物質の全国排出総量は、1995 年に比べそれぞれ 10～15%の低減となり、総量規制の目標を達成した。
- ・ 全国 23.8 万の汚染排出企業の内、90%以上は国の排出基準を達成した。1.8 万の重点汚染企業の内、85%以上が排出基準を達成した。
- ・ 46 の環境保全重点都市の中で 33 都市は地表水品質基準を達成でき、22 都市は大気品質基準を達成した。地表水品質基準と大気品質基準の両方とも達成したのは 18 都市である。
- ・ 全国の重点流域・区域・都市・海域の汚染防止対策が推進された。
- ・ 自然保護区と生態モデル地区の建設も強化された。

(2) 重点都市の大気品質日報の発表を開始

2000 年 6 月 5 日から、国家環境保護総局は 42 都市の大気品質データ日報の発表を開始した。この 42 都市は中国政府が規定した重点環境保全都市で、省都、直轄市、沿海部都市と重要な観光都市が含まれる。

5 日に発表された第 1 回大気品質日報によると、太原市の汚染指数は 155 で、42 都市の中で最も高かった。北京、石家庄、済南、煙台、貴陽、西安、蘭州、西寧など 8 都市は軽度の汚染レベルであった。天津、呼和浩特、沈陽、上海、南京、蘇州、杭州、福州、広州、武漢、拉薩（ラサ）などの 27 都市は良好であり、南昌、深セン、珠海、海口、昆明、銀川の 6 都市の大気品質は優と評価された^③。

(3) 2000 年、「環境問題」が最も関心の高い社会問題とされる

2000 年、中国人が「最も関心を持っている社会問題」として、初めて「環境問題」を選んだことが、中国の零点調査会社が発表した「2000 年、市民が最も関心を示す社会問題に関するレポート」で明らかになった。

この調査は、1995 年から北京、上海、広州など 10 大都市の住民 3 千人を対象にして行われてきた。例年、中国人が最も関心を示す社会問題は、1995 年の「社会治安」、1996 年の「社会治安」、1997 年の「失業・一時帰休」、1998 年の「失業・一時帰休」、1999 年の「クリーンな政治」であった^④。

① 「九五」：第九次五ヵ年計画（1996～2000 年）

② 「中国環境報」 2000 年 12 月 23 日

③ 「人民日報海外版」 2000 年 6 月 6 日 4 面

④ 「人民日報網絡中心」 2000 年 10 月 31 日

(4) 膠州湾で重大な漁業汚染事故

2000 年 10 月、山東省の膠州湾で重大汚染事故が発生し、周辺海域 30 平方キロメートルが影響を受け、1200 ヘクタールの海水養殖水域で 2000 万元以上の経済損失が出る恐れがある。

農業部黄渤海区漁業環境観測センターの報告では、10 月 28 日に、膠州湾 2 ヲ所の養殖場からの通報を受けて、同センターの職員らが現場にかけつけた。現場でセンターの職員は、膠州湾東岸にある青島染料工場の排出口から排出された赤黒く熱い汚水が、潮流によって北方向に拡散し、長さ約 3 キロ、幅約 200 メートルの赤褐色の汚染帯が形成されていることを確認した。

農業部漁業局は、山東省海洋局と漁業庁に対し、事件の調査と事故の処理を行うよう要請した^①。

(5) 北京市内 8 つの区で資源ゴミの分別回収開始

2000 年 11 月 1 日から、北京市内の 8 つの区では 1 日から、資源ゴミ（紙くず）の分別回収を開始した。近く、廃プラスチック、廃電池の分別収集も開始する予定である^②。今回、開始した紙くずの分別回収は、とりあえず政府機関、会社、学校を対象としている。対象とする各機関は専用の紙くず収集容器を購入し、収集容器を分かりやすい場所に設置し、専門の管理人を配備しなければならない。分別されていない場合、ゴミの回収を担当する環境衛生部門はゴミの収集を拒否することができる。環境衛生部門は区毎に、紙くずの回収ステーションを設置する。回収された紙くずは再生紙の原料として使用される。

関係者によると、2002 年までに、北京市のゴミ分別回収対象は、市内全ての企業と家庭まで拡大される予定であり、2005 年までに、北京市のゴミ資源再利用率を 30%にすることを目指している。

(6) 2000 年中国環境クロニクル^③

- 1 月 11 日 国家環境保護総局が 1999 年度環境保護製品第四陣認定結果を公布（環発 [2000] 3 号）。
- 1 月 14 日 国家環境保護総局が 2000 年全国環境保護工作要点を印刷配布（環発 [2000] 9 号）。
- 1 月 14 日 第三回中米環境と開発シンポジウムが米国ハワイ州州都ホノルルにおいて正式に開幕、会議は持続可能な発展の科学、エネルギー政策、環境政策とビジネス協力等について討論を展開。祝光耀国家環境保護総局副局長が出席するとともに、中国の環境保護が直面する情勢と任務及び中米環境協力の進展状況について発言を行った。
- 1 月 14 日～18 日 国連開発計画婦人と環境第二回シンポジウムが北京において開催。会議の主題は婦人、環境、健康であった。10 の省、市から参集した代表 110 名が会議に参加。汪紀戎国家環境保護総局副局長が会議に出席するとともに挨拶を行った。
- 1 月 18 日 全国「母なる河保護行動」テレビ電話会議が北京において開催。崔波中国共産主義青年団中央委員会書記が全国「母なる河保護行動」指導小組を代表して 1999 年の

① 「人民日報網絡中心」 2000 年 11 月 2 日

② 「人民日報網絡中心」 2000 年 11 月 2 日

③ 中国国家環境保護総局より

工作に対して総括を行い、2000 年の工作を手配した。王玉慶国家環境保護総局副局長が会議に出席するとともに挨拶を行った。

- 1 月 18 日 国家環境保護総局弁公庁が 2000 年全国環境宣伝教育工作要点を印刷配布（環弁〔2000〕6 号）。
- 1 月 19 日 国家環境保護総局が中国の規制を受ける輸出入オゾン層破壊物質名録（第一陣）を公布（環発〔2000〕10 号）。
- 1 月 19 日～22 日 国務院西部地区開発指導小組が北京において西部地区開発会議を開催、席上、朱鎔基首相が西部大開発においては生態環境の保護と建設を強化しなければならない、と強調。
- 1 月 19 日～20 日 国家環境保護総局、国土資源部が浙江省蒼南県金属硫酸塩精錬業が行った整備、治理に対して共同で検査を行った。宋瑞祥国家環境保護総局副局長が今や蒼南、磐山県は生態環境復活、産業構造調整に対する力を大きくしなければならない、と強調。
- 1 月 21 日 中国共産党湖北省委員会、湖北省政府が全省人口資源環境工作座談会を開催。
- 1 月 24 日 中国共産党広西チワン族自治区委員会、広西チワン族自治区政府が全自治区人口資源環境工作座談会を開催。
- 1 月 25 日 中国共産党甘粛省委員会、甘粛省政府が全省人口資源環境工作座談会を開催。
- 1 月 29 日 中国共産党新疆ウイグル自治区委員会、新疆ウイグル自治区政府が全自治区人口資源環境工作座談会を開催。
- 2 月 13 日 国家環境保護総局が全局大会を開催。解振華国家環境保護総局局長が総局の中国共産党組織を代表して「国家環境保護総局の 1999 年工作総括と 2000 年工作計画」を報告。席上、総局の 1999 年度審査優秀要員と行政の称賛と奨励を受けた要員に対して表彰が行われた。
- 2 月 17 日 国家環境保護総局が海口市、汕頭市、蘇州市、天津市大港区、上海市閘行区に国家環境保護模範都市（区）の称号を授与（環発〔2000〕32 号）、（環発〔2000〕33 号）。
- 2 月 18 日 中国の次の世代に関心を寄せる委員会が共同して提出し、国家環境保護総局等 7 つの部、委員会の支持を得た「中国青少年緑の誓約行動」が正式にスタート。
- 2 月 20 日 吉林省が全省人口資源環境工作座談会を開催。
- 2 月 23 日 江西省が全省人口資源環境工作座談会を開催。
- 2 月 24 日 1998 年「世界ベスト 500」環境保護賞獲得者で、全国の著名な労働模範である馬永順氏の先進的事績報告会が北京において開催、温家宝副首相が会議に出席するとともに挨拶を行った。
- 2 月 24 日 国家環境保護総局が「総局機関の一部職能及び機構編制調整に関する通達」を印刷配布（環発〔2000〕43 号）。
- 2 月 26 日～27 日 中国、日本、韓国三国の環境担当閣僚会議が北京で開催。朱鎔基首相は 26 日、中国、日本、韓国三国環境担当閣僚会議に出席した環境担当大臣と会見。
- 2 月 29 日 国家環境保護総局が「生活ゴミ焼却汚染規制基準」（環発〔2000〕46 号）、「飲食業油煙排出基準（試行）」（環発〔2000〕47 号）を公布。
- 3 月 1 日 我が国最初の地方海域環境保護法規「深圳経済特区海域污染防治条例」が正式に実施。
- 3 月 6 日 国家環境保護総局が北京市延慶県等 33 の県、市、地区を第一陣国家クラス生態モデル区に命名（環発〔2000〕49 号）。

- 3月10日 国家環境保護総局が「再生紙製品」等四項目の環境標示製品の技術要求を公布（環発〔2000〕59号）。
- 3月3日～15日 第九期全国人民代表大会第三回会議と全国政治協商会議第九期第三回会議において、環境保護は二つの会議のホットな問題の一つであった。国家環境保護総局は会議における人民代表の提案、政治協商会議の提案 143 件を受け入れて処理することとなった。
- 3月12日 江沢民中国共産党中央委員会総書記が中央人口資源環境工作会議を主宰して開催。
- 3月21日 国家環境保護総局が技術革新を強化し、環境科学技術体制改革を強化させることに
関する若干の意見を印刷配布（環発〔2000〕69号）。
- 3月22日 寧夏回族自治区が全自治区人口資源環境工作座談会を開催、中央人口資源環境工作
座談会の精神を貫徹するよう伝達。
- 3月24日 中国国家環境保護総局と日本国環境庁が中日水俣病環境問題シンポジウムを東京
で共同開催。
- 3月28日～4月1日 中国、ロシア、モンゴル三国の国境を跨ぐ生物多様性保存会議がモンゴル
共和国で開催。
- 3月28日 福建省が全省人口資源環境工作座談会を開催。
- 3月30日 全国緑化委員会が第十九回全体会議を開催、温家宝副首相・全国緑化委員会主任が
会議に出席するとともに重要演説を発表。
国家環境保護総局が二酸化硫黄汚染排出費徴収試験点徴収基準執行問題に關する
通達を印刷配布（環発〔2000〕75号）。
黒龍江省が全省人口資源環境工作会議を開催、中央人口資源環境工作座談会の精
神を貫徹するよう伝達。
- 3月31日 国家環境保護総局、交通部、農業部、国家海洋局、海軍が4月1日から実施され
る「中華人民共和國海洋環境保護法」の完全実施について座談会を開催。
上海市が全市人口資源環境工作会議を開催、中央人口資源環境工作座談会の精神
を貫徹するよう伝達。
- 4月1日 中国共産党と国の指導者江沢民、李鵬、朱鎔基、李瑞環、胡錦濤、尉健行、李嵐清
の諸氏が首都等の地における奉仕植樹活動に参加。
- 4月4日 國務院、内モンゴル自治区バインオボ等 18 個所の自然保護区を国家クラス自然保
護区に認可。
国家環境保護総局が昆山市、張家港市の「二つの基準達成」工作と国家環境保護
模範都市調整後指標の再審査意見を承認。ここにいたって、深圳市、廈門市、大連
市、威海市、榮城市、煙台市、萊州市、珠海市、中山市、昆山市、張家港市、蘇州
市、海口市、汕頭市、上海市閔行区、天津市大港区の 16 の国家環境保護模範都市
（区）はすべて国家環境保護総局の要求に従って「二つの基準達成」を一年繰り上
げて実現させるとともに、国家環境保護模範都市調整後の指標の要求をすべて達成
（または基本的に達成）させた。
3月から4月上旬にかけて、中国西北東部、華北北部、東北西南部に大範圍の土
砂、浮遊塵または砂嵐飛揚の天氣が前後7回出現、時期的に早く、頻度が多く、範
圍が広く、影響も大きかった。主な原因は氣温が高く、日照りで降雨が少なく、大
風の日が多く、西部の植生が不十分であったため。全国環境モニタリング系統は監
視・測定、分析と報告を適時行った。
- 4月10日 国家環境保護総局環境放射監測技術中心のメダル授与式が杭州市で開催。

- 4月11日 藤村正哉日本国際貿易促進協会副会長を団長とする「2000年度日本国際貿易促進協会訪中代表団」環境部会代表団が訪中、宋瑞祥国家環境保護総局副局長が一行と会見。
- 4月11日～13日 国家クラス生態モデル区命名・表彰及び生態保護工作会議が浙江省臨安市で開催、北京市延慶県等33の地区、県と単位が第一陣生態モデル区に命名され、99名の個人と32の単位が先進工作者、優秀組織者の称号を授与された。
- 4月13日 解振華国家環境保護総局局長が新任のオーストラリアのアイダウェイ駐中国大使と会見。
- 4月14日 国家環境保護総局がオゾン層破壊物質輸出入管理を強化する規定を印刷配布（環発〔2000〕85号）。
- 4月17日 清華大学が“緑の大学開幕式”を挙行。清華大学は中国最初の“緑の大学”申請を行った大学。
- 4月19日 中国共産党貴州省委員会、貴州省政府が全省人口資源環境工作座談会を開催、中央人口資源環境工作座談会の精神を貫徹実行するよう伝達。
同日、中国共産党山西省委員会、山西省政府が全省人口資源環境工作座談会を開催、中央人口資源環境工作座談会の精神を貫徹実行するよう伝達。
- 4月20日 99 中華環境保護世紀行総括表彰大会が北京において開催、席上、鄒家華全国人民代表大会常務委員会副委員長が西部大開発は中華環境保護世紀行が最も関心を寄せる問題であり、西部の発展は生態の犠牲を代価とすることはできず、先に汚染して後で処理するといった古い道を歩むことはできない、と強調。
- 4月20日 国家環境保護総局は北京市が空気汚染指数に従って、クラス分けした基準を試行し、大気品質日報を公布することに同意する旨回答。。
- 4月21日 国家環境保護総局が機構改革の中において保存書類管理工作を強化する意見についての通達を印刷配布（環発〔2000〕39号）。
同日、国家環境保護総局と遼寧人民出版社が北京において大型環境保護科学普及叢書「人と自然百科」の第一回発行式を共同で開催。
- 4月22日 「2000年（第四期）地球賞授与式典」が北京において開催、30名が受賞。
同日、中華環境保護基金と湖北電視台が共同主催する大型環境保護公益テレビ活動「幸運地球村」のスタート式典が北京で開催。
同日、北京地球村環境文化中心等6つの民間環境保護団体主催の「2000年アース・デー、中国の行動」記念式典が北京において開催。
- 4月23日 「地球賞」公益林碑除幕式が河北省易県において開催。呉方笑薇香港地球の友総幹事、第四期地球賞受賞者と河北省の関係指導者が式典及び植樹活動に参加。
同日、解振華国家環境保護総局局長がプリッホ米国駐中国大使と会見。
- 4月26日 中国共産主義青年団中央、全国政治協商会議人口資源環境委員会、水利部、中央テレビ局、中国青年ボランティア協会、中華環境保護基金会と中国林業科学院等の単位が北京において母なる河保護の中国青年ボランティア緑の行動キャンプ及びダリノール・プロジェクトを正式にスタート。
- 4月29日 第九期全国人民代表大会常務委員会第十五回会議が閉幕、会議は「大気汚染防止法修正案」を採択。
- 5月11日 解振華国家環境保護総局局長がオーストラリアのヒル環境・遺産相の一行と会見、双方は中国オーストラリア環境協力行動計画を締結。
- 5月12日 国家環境保護総局が污水海洋処置工事汚染規制基準を公布（環発〔2000〕100号）。

- 5月12日 中国、デンマーク両国が水処理、空気污染防治、自動化制御等の面の技術協力についての「中国デンマーク経済貿易協力シンポジウム」を開催、デンマークのラスムセン首相が出席するとともに挨拶を行った。
- 同日、浙江省中部の海岸に近い海域の韭山から甲谷山にかけての一带の海域に大面積の赤潮が発生、15日に消え始め、重大な損失をもたらすことはなかった。
- 5月12日～14日 朱鎔基首相が河北、内蒙古に赴き、土地の砂漠化状況を視察。
- 5月14日～19日 祝光耀国家環境保護総局副局長が率いる代表団がポーランドを公式訪問、双方は2000～2001年度中国ポーランド環境協力工作计划を締結。
- 5月15日～17日 「中国環境保護産業発展戦略国際シンポジウム」が北京で開催。
- 5月18日 解振華国家環境保護総局局長が米国ニュース・メディア訪中国と会見するとともに、中国の環境問題について記者の質問に回答。
- 同日、中国共産党海南省委員会、海南省政府が計画出産と国土資源、環境工作座談会を開催、中央人口資源環境工作座談会を貫徹実行するよう伝達。
- 5月20日～25日 解振華国家環境保護総局局長が率いる代表団が英国を公式訪問するとともに、プレスコット英国副首相兼環境・運輸・地域担当相、ショート国際開発相と会見。
- 5月25日 江蘇省環境保護局が名称を江蘇省環境保護庁に変更するとともに、省政府構成部門の序列に組み込まれた。これは地方政府機構における設置で初めてのもの。
- 5月26日 第五回生物多様性条約締約国総会がケニアの首都ナイロビにおいて開幕。64カ国及び欧州共同体が「カタホナ生物安全議定書」に調印。
- 5月29日 大連市経済技術開発区が「ISO14000 国家モデル区」の荣誉称号を獲得。
- 5月30日 国家環境保護総局が1999年全国46重点都市環境総合整備定量審査結果を公布、桂林市が第一位を獲得。
- 同日、深圳市環境行政法規執行責任制試験工作が国家環境保護総局、広東省環境保護局の審査と検収に合格。
- 5月29日～31日 第一回世界閣僚級環境フォーラム及び国連環境計画理事会第六回特別会議がスウェーデンのマルメで開催。会議は「マルメ宣言」を発表。解振華国家環境保護総局局長が会議に出席するとともに演説。
- 6月2日 国家環境保護総局が江蘇省江陰市に「国家環境保護模範都市」の称号を授与。
- 6月3日～4日 国家環境保護総局、農業部、科学技術部、中国共産主義青年団中央が共同組織して開催した、全国わら・から焼却禁止及び総合利用工作会議が河北省石家荘市において開催。
- 6月4日 「6・5世界環境デー」を記念するため、朱鎔基首相が中国の環境保護情勢と工作についてテレビ演説。
- 同日、環境保護の公衆参加のメカニズムを徐々に確立するため、社会公益活動に熱心で、環境保護事業に関心を寄せる各界知名人士が国家環境保護総局によって「環境の使者」に任命された。
- 6月5日 全国人民代表大会環境と資源保護委員会が北京で西部生態建設座談会を開催。李鵬全国人民代表大会常務委員会委員長が会議に出席するとともに重要演説を行った。
- 同日、国務院新聞弁公室が記者会見を開催。解振華国家環境保護総局局長が1999年の中国環境状況公報及び長江三峡プロジェクト生態と環境モニタリング公報を発表するとともに、中国の現在の環境状況について記者の質問に回答。
- 同日、中国42重点都市の「大気品質日報」が中央テレビ局の番組の中で放送を開始。

- 6月7日 国家環境保護総局が高校、大学の試験期間中の騒音規制と現場管理を十分に行うことについての通達（環発〔2000〕118号）を印刷配布、騒音を厳格に規制し、受験生のために静かな環境を確保するよう各地に要求。
- 6月2日 河北省が人口資源環境工作会議を開催、中央人口資源環境工作会議の精神を貫徹するよう伝達。
- 6月14日 国務院が髮菜（食用淡水藻）の採集、販売禁止、甘草と麻黄の乱掘制止に関連する問題に関する通達を印刷配布（国発〔2000〕13号）。6月22日、国家環境保護総局が国務院の通達貫徹の文書を印刷配布（環発〔2000〕129号）。
同日、中国の環境保護活動家廖曉義女史がソフィー賞を受賞し、賞金10万ドルを獲得。これはこれまでに中国の民間環境保護人士が国際的に獲得した最高の栄誉。
- 6月16日 朱鎔基首相が国務院三峡プロジェクト建設委員会第九回全体会議において、三峡ダム区の環境保護と生態建設強化の必要性を強調。
- 6月21日 国家環境保護総局が中華環境保護基金会の「中華環境賞奨励規定」を伝達（環発〔2000〕128号）。
- 6月22日 宋瑞祥国家環境保護総局副局長が中国カナダ原子力エネルギー協力五周年及び中国カナダ CANDU 設備国産化覚書調印祝賀レセプションに出席するとともに、カナダのベイヤング駐中国大使、Kilpatrick カナダ・エネルギー社総裁と中国カナダ原子力エネルギー協力及び原子力発電発展について意見を交換。
同日、国家環境保護総局が建設プロジェクト環境アセスメント資格証書保持単位を公布（環発〔2000〕127号）。
- 6月24日 中国全国人民政治協商会議第九期全国常務委員会第十回会議が陳邦柱氏の政治協商会議全国委員会人口資源環境委员会主任任命を決定。
- 6月27日～7月2日 朱鎔基首相がブルガリアを訪問。6月28日、解振華国家環境保護総局局長とブルガリアのディモフ環境・水資源次官がソフィアにおいて、それぞれの政府を代表して「中華人民共和国政府とブルガリア共和国政府の環境協力協定」に調印。
- 6月27日 全国母なる河保護行動指導小組会議が北京で開催。祝光耀国家環境保護総局副局長が会議に出席。
- 6月29日 全国人民代表大会農業と農村委員会、水利部が「水土保持法」貫徹実施九周年座談会を開催。李鵬全国人民代表大会常務委員会委員長が出席するとともに重要演説を行った。
同日、国家環境保護総局が河北省欒城県等58の地区・県を第五陣の全国生態モデル区建設試験地区とすることを承認（環発〔2000〕133号）。
同日、国家環境保護総局が地方環境科学研究院、研究所体制改革に関する通達を印刷配布（環発〔2000〕132号）。
- 7月2日～5日 中国、モンゴル、ロシア三国生物多様性保護会議が中国内モンゴル自治区ハイラル市において開催。
- 7月3日 国家環境保護総局が「車両用圧縮点火式発動機排気汚染物排出基準」と「車両用圧縮点火式発動機排気汚染物測定方法」の二基準を公布（環発〔2000〕134号）。
同日、国家環境保護総局が「2000年機動車環境保護基準達成モデル名録」を公布、「軽型自動車汚染物排出基準」を実施（環発〔2000〕135号）。
- 7月11日 中国工程院が組織した「中国の持続可能な発展のための水資源に関する戦略的研究」成果報告会が北京で開催。温家宝副首相が会議を主宰、祝光耀国家環境保護総局副局長等の諸氏が出席。

- 7月12日 解振華国家環境保護總局局長がロイ米國務次官と会見するとともに、双方が関心を寄せる問題について話し合いを行った。
- 7月14日 国家環境保護總局が1999年全国46環境保護重点都市環境綜合整備定量審査結果を公布（環発〔2000〕143号）。
- 7月16日 中国環境科学出版社設立20周年祝賀活動が北京で開催。
- 7月17日 国家環境保護總局が文書を発表し、全国建設プロジェクト環境保護管理及び環境アセスメント先進単位（集団）と先進個人を表彰。（環発〔2000〕145号）。
- 7月18日 建設部、国家環境保護總局、科学技術部が「都市生活ゴミと都市污水处理及び污染防治技術政策」発表会を北京において共同開催。
- 7月19日～21日 全国環境法制工作會議が上海で開催。曲格平全国人民代表大会環境投資委員會主任委員、王玉慶国家環境保護總局副局長が會議に出席するとともに演説。
- 7月25日 日本三菱商事株式会社の「中国環境と持続可能な發展資料研究センター」のための資金贈呈式が北京で開催。解振華国家環境保護總局局長、谷野作太郎日本国駐中国大使等の諸氏が贈呈式に出席。
- 7月26日 国家環境保護總局が西部地区生態環境現状調査の展開に関する通達を印刷配布（環発〔2000〕148号）。
- 7月26日～27日 國務院が「中西部地区の耕作を止めて森林、草地に戻す工作座談会」を開催、朱鎔基首相、温家宝副首相が座談会に出席するとともに、重要演説を行った。
- 7月31日 国家環境保護總局が文書を発表し、深圳市環境行政法規執行責任制試驗工作の検収合格に同意（環函〔2000〕270号）。
- 8月8日 王英凡中国国連常駐代表がニューヨークの国連本部において中国政府を代表して「（生物多様性条約の）カタホナ生物安全議定書」に調印。中国は当該議定書に調印した70番目の国。
- 同日、瀋陽市中級人民法院が汚染が深刻で、長期間赤字を出しかつ赤字補填の望みがないことを理由として、瀋陽精錬所の破産を正式に宣告。同工場はこれまでで環境保護問題が原因で閉鎖された最初の特大型国有企業。
- 8月14日 宋瑞祥中国国家環境保護總局副局長とペルーのアロスピード常務外務次官がそれぞれ両国政府を代表して「中国ペルー両国環境保護協力協定書」に調印。これは中国とラテン・アメリカ諸国との間で締結された最初の政府間環境保護協力協定。
- 8月22日 解振華国家環境保護總局局長がルーマニアのトメスク水資源・森林・環境保護相と会見、双方は2000年～2002年協力協定を確定。
- 8月24日 曲格平全国人民代表大会環境投資委員會主任委員、解振華国家環境保護總局局長が鄭夢準氏を団長とする韓国国会議員代表団の一行と会見するとともに、渤海の海洋環境を共同で保護する問題について意見を交換。
- 8月28日 国家環境保護總局が2000年国家重点環境保護實用技術普及項目を公布（環発〔2000〕170号）。
- 8月29日～31日 「中国モンゴル野生ラクダ保護国際シンポジウム」が北京で開催、宋瑞祥国家環境保護總局副局長が開幕式に出席するとともに挨拶を行った。モンゴル共和国のボラト自然環境次官が出席。
- 8月31日 中国環境監測總站作成の「中華人民共和国の人口、環境と持続可能な開発地図集」出版の第一回發行式が北京で開催。
- 同日、新たに修正された「大気污染防治法」が実施。
- 9月4日～5日 アジア・太平洋環境と開発に関する閣僚會議が日本の北九州市で開催。會議は

- 閣僚宣言を發表するとともに、北九州環境クリーン提案を採択。祝光耀国家環境保護総局副局長が団を率いて会議に出席。
- 9月6日 国家環境保護総局と大連市人民政府共同開催の「2000年中国国際環境保護博覧会」が大連市で開催。国内外から企業300余社が博覧会に参加。
- 9月15日～17日 第八回環境担当閣僚非公式会議がノルウェーで開催。会議は2002年リオデジャネイロ十年総会、世界環境管理組織機構問題、持続可能なエネルギー等の議題を討論。王玉慶国家環境保護総局副局長が団を率いて出席するとともに演説を行った。
- 9月17日 国家環境保護総局が秋季における、わら、から焼却禁止の強化に関する緊急通達を印刷配布（環発〔2000〕182号）。
- 9月25日～26日 国務院が「全国都市給水節水と水污染防治工作会議」を北京で開催。温家宝副首相が会議に出席するとともに重要演説を行った。
- 9月27日 「中華環境賞」第一回評定選出活動が正式にスタート。
- 9月27日 国家環境保護総局が汚染の西部地区への移転を禁止することに関する緊急通達を印刷配布（環発〔2000〕184号）。
- 9月29日 陝西省商洛地区丹鳳県内において輸送車両が丹江河上流に転落したことが原因でシアン化ナトリウム5.2トン漏出の重大事故が発生し、陝西省環境保護局が即時報告を行い、国務院の指導者が事故処理について重要な指示を行った。国家環境保護総局と中国環境監測総站が直ちに要員を現場に派遣して処理に協力した。陝西省環境保護局、現地政府、関係部門と中国人民解放軍現地駐屯部隊が現場に対して速やかで適切な処理を行った。
- 9月30日 国家環境保護総局が青島市に国家環境保護模範都市の称号を授与することを決定（環発〔2000〕189号）。
- 10月9日 国連環境会議が組織し、中国政府が開催を受け持った「南アジア地区オゾン層破壊物質消費監督と規制国際シンポジウム」が大連市で開催、祝光耀国家環境保護総局副局長が会議に出席するとともに発言。
- 10月10日 国家環境保護総局が1999年度全国省（自治区、直轄市）直轄都市環境整備定量審査工作状況の通報を印刷配布（環発〔2000〕195号）。
- 10月11日～13日 全国鉱山環境保護と治理工作現場会議が山東省済寧市で開催。
- 10月16日 解振華国家環境保護総局局長が英国のプレスコット副首相兼環境相と会見するとともに、双方が関心を寄せる環境問題について話し合いを行った。
- 10月18日 中国環境保護産業協会第二期会員代表大会が北京で開催。大会は新期の協会会長、副会長を選挙で選出。
- 10月19日 解振華国家環境保護総局局長が訪中したイタリアのボルドン環境相と会談、双方は「中国イタリア環境協力共同声明」に調印。
- 10月21日 三峡ダム区生態環境保護工作座談会が湖北省宜昌市で開催。
- 10月23日 解振華国家環境保護総局局長が訪中したコロンビアのマイル環境相と会談するとともに、双方が関心を寄せる環境問題について話し合いを行った。
- 10月24日 福建省龍岩市上杭県内で車両転覆が原因によってもたらされたシアン化ナトリウム約8.06トン漏出の汚染事故が発生、汚染現場に対して適切で適時の処理を行った結果、汚染は防止された。
- 10月24日～28日 中国湖沼富栄養化及びその防治高級国際学術シンポジウムが雲南省大理市において開催。

- 10 月 25 日 国家経済貿易委員会、水利部、建設部、科学技術部、国家環境保護総局と国家税務総局が通達を共同で公布、工業節水工作进行を立派に行い、水環境悪化の趨勢を押し止め、工業経済と水資源及び環境の協調のとれた発展を促すよう各地に要求。
- 10 月 31 日～11 月 2 日 中国環境と発展国際協力委員会第二期第四回会議が北京で開催。温家宝副首相が開幕式を主催するとともに、中国政府を代表して重要な演説を行った。11 月 2 日、朱鎔基首相は会議出席の委員と会見。
- 10 月 30 日 「持続可能な発展を促進する公共政策」国際フォーラムが北京で開催。解振華国家環境保護総局局長が会議に出席するとともに「中国の環境保護戦略と政策」と題する主題報告を発表。
- 11 月 11 日～16 日 解振華国家環境保護総局局長、汪紀戎国家環境保護総局副局長が天津、山東、江蘇に赴き、南水北調プロジェクト東ライン工事沿線視察。
- 11 月 13 日 国務院が「都市給水節水と水污染防治工作強化に関する国務院の通達」を公布（環発〔2000〕36 号）。
- 11 月 14 日 国家環境保護総局が中国環境管理システム認証機構第一陣 12 社への認証交付式を北京で開催。
- 11 月 15 日 祝光耀国家環境保護総局副局長が世界銀行北京環境保護二期項目始動会議に出席。
- 11 月 20 日～22 日 全国環境保護宣伝教育工作会、全国緑の学校創建活動表彰会議が深圳市で開催。
- 11 月 23 日 国家環境保護総局が黒龍江省を全国生態建設試験点とすることに同意（環発〔2000〕453 号）。
- 11 月 24 日 国家環境保護総局が「環境保護重点都市の大気品質予報工作进行を展開することに関する通達」を印刷配布（環発〔2000〕231 号）。
- 11 月 26 日 国務院が「全国生態環境保護要綱」（国発〔2000〕38 号）を公布。12 月 6 日、国家環境保護総局が「“全国生態環境保護要綱”を掘り下げて貫徹実行することに関する通達」を印刷配布（環発〔2000〕235 号）。
- 11 月 29 日～30 日 2000 年国家クラス自然保護区評定審査会議が北京で開催。
- 11 月 28 日～12 月 1 日 全国天然放射線照射と制御に関するシンポジウムが北京において開催。
- 12 月 1 日 「環境保護重点都市環境モニタリング工作会」が北京で開催。
- 12 月 7 日 解振華国家環境保護総局局長、祝光耀国家環境保護総局副局長が中国の国連環境会議駐在新任代表杜起文大使と会見。
- 12 月 8 日 国家環境保護総局が「大気汚染物質無組織排出モニタリング技術指導原則」等 6 項目の国家環境保護総局規格（環発〔2000〕238 号）と「環境モニタリング計器開発指南」（環発〔2000〕239 号）を公布。

5. 環境問題の現状と情報源

(1) 中国の環境問題と日本の環境協力について

1) 中国の環境問題

平成 10 年 9 月 29 日に開かれた国際協力事業団の第 2 次中国国別援助研究会では、中国の環境問題の現状について、次のようにまとめている^①。

中国の環境問題は、改革・開放と市場経済化の進展に伴い、都市を中心とした環境汚染が深刻化し、これが農村部にも広がっており、生態系の破壊の範囲も拡大しています。大気汚染は、煤煙の汚染が主なものですが、ダスト（煤塵）や酸性雨の被害が拡大しており、汚染の程度も厳しくなっています。1990 年代以来、郷鎮企業の発展にともない、これらの企業・工場からの汚染物質の排出量も急激に増加しています。

また、河川・湖沼水域において汚染があまねく進み、一部の支流や内陸の河川を除くと、全体的に汚染が激しくなる傾向にあります。4 大海域（渤海、東海、南海、黄海）の汚染は沿海部から発生しており、激しさを増す傾向にあります。さらに、都市部の住環境の悪化も深刻な状況で、生活廃棄物、産業廃棄物の増加に対して適切な収集システムの確立や処理場の建設がおいつかず、これに加えて、車の排気ガス、騒音による汚染・公害などが顕著になっています。

環境の悪化が住民の健康に与える影響も深刻で、1996 年には都市部の呼吸器系疾患が死亡原因の第 4 位となり、農村部では第 1 位となっています。また、全国 29 の省、自治区、直轄市で化学系汚染物質、生物系汚染物質による環境汚染事故が 65 件発生しており、発熱、下痢、病毒性の肝炎、腸系伝染病による被害者が報告されています。

工場廃水に含まれる重金属の存在については、松花江や貴州省猫跳河の水銀汚染の問題などが指摘されており、有効な対策を早急に立てる必要があります。また、貧困な農村の一部では長年の生活習慣に根づく環境汚染に関連した疾病（貴州省、内モンゴルなどに見られるフッ素病、砒素病）などの被害が深刻です。

中国の森林面積は、現在、1,337 億 ha であり、建国当時は 8.6%しかなかった森林被覆率は、40 年間の水土保持と植林により 13.9%まで増加しています。しかし、全国の水土流出面積は 367 万平方 km（国土面積の 38%）に拡大し、1980 年代以降は砂漠化面積も年平均 2400 平方 km に拡大しています。これに関連して、全国約 5000 万人の農村貧困人口の 90%が水土流出、砂漠化が激しい地域の住民であることにも注意する必要があります。

今年（1998 年）の夏は長江流域や東北部を含め河川流域で未曾有の大洪水が発生し、被害は今後更に拡大する恐れがあります。日本政府も緊急援助などを実施しておりますが、伝染病なども発生し、社会経済に与える影響が深刻です。

以上のように、中国の環境問題は非常に深刻な状況といえますが、中国政府も、そうした状況を十分に認識しており、具体的な施策を実施しつつあります。その一例としては、1996 年に制定された「国家環境保護に関する「九五」計画^②と 2010 年長期目標」があり、その付属文書

① 「第 2 次中国国別援助研究会報告書」 p 39-p 42

② 「九五」計画：第 9 次 5 ヶ年計画（1996 年～2000 年）

である「『九五』期間全国主要汚染物質排出総量規制計画」と「世紀を跨ぐ緑色の工程計画（第1期）」は、2000年までの環境保護目標を定めた基本計画です。中国政府は、これらの基本計画に則り、環境保全と改善のための努力を推し進めていますが、環境関連予算の不足やモニタリング体制の未整備、専門的技術、人材不足などにより、必ずしも十分な成果があがっていないのが実状です。

（以下省略）

2) 日中環境協力について

平成12年12月18日、外務省経済協力局長の私的懇談会である「21世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会」による提言では、「環境協力」を21世紀に向けた対中経済協力の重点分野として位置付けている^①。

21世紀の対中経済協力の重点課題・分野

今後の対中 ODA は以下の重点課題・分野を中心として具体的案件の審査・採択をすべきである。これにより、今後の我が国の対中 ODA は従来型の沿海部中心のインフラの整備から、環境保全、内陸部の民生向上や社会開発、人材育成、制度作り、技術移転などへの支援を中心とする分野をより重視し、また日中間の相互理解促進の分野に一層の努力が払われるようになることが期待される。

実際にも既に近年、円借款においては、例えば99年度に供与した19案件のうち、13案件が内陸部、14案件が環境分野となっているように、従来の沿海部におけるインフラ案件中心から、次第に内陸部、環境保全などに重点を移しつつある。

(1) 改革・開放支援

中国の改革・開放政策への支援を通じて、中国がより開かれた社会へ発展していくよう促していくことが大切であり、特に、市場経済加速化への努力を支援し、中国経済の国際経済との係わりの一層の強化を促すことが極めて重要となる。また、市場経済化の担い手たる民間の活動を活発化させるためには、経済活動を律する法制度の確立などガバナンス（良い統治）強化を支援すべきである。

具体的には、世界経済との一体化支援としては、制度整備や人材育成を含む市場経済化促進のための支援や、経済活動を律する世界基準やルール（WTO 協定を含む）への理解を促進するための支援が重要である。我が国としても、これまで WTO 加盟支援のための JICA（国際協力事業団）研修事業などを行ってきたが、今後そのような支援を一層強化していくべきである。

ガバナンス強化への支援としては、JICA 研修事業において、我が国の刑事司法や科学技術に関する行政法の紹介を行ってきたが、今後は、特に地方の政府関係者などによる法の執行や行政における透明性・効率性の向上のための支援や草の根レベルでの啓発・教育活動支援などを実施すべきである。

^① 「21世紀に向けた対中経済協力のあり方に関する懇談会」提言

(2) 環境問題など地球的規模の問題を解決するための協力

中国においては、酸性雨の降雨面積及び砂漠化面積が急速に拡大し、それぞれ全国土の 30%、18%を占めており、深刻な状況である（中国国家環境保護総局「1999 年中国環境状況公報」（2000 年 6 月公表）より）。また、エネルギー消費の急増は、地球温暖化を始め様々な環境問題を深刻化させるとともに、アジア太平洋におけるエネルギー・セキュリティに影響を及ぼす可能性もある。さらに HIV/AIDS 感染者数・患者数は日本の 50 倍の約 50 万人（UNAIDS 資料（99 年）より）、結核の推定患者発生数は約 141 万人（WHO 資料（98 年）より）に上る。今や、環境問題や感染症対策といった地球的規模の問題への対処は喫緊の課題となっている。

我が国はこれまでも、これらの分野への協力に取り組んできている。例えば環境分野においては、日中友好環境保全センターなどの拠点を中心とした協力により、環境保全に係る人材育成や、環境関連技術の普及を支援するとともに、「日中環境開発モデル都市構想」や「環境情報ネットワーク整備計画」を通じて大気汚染・酸性雨対策や環境情報の収集・把握体制構築に協力している。

また、感染症については、我が国からの積極的協力もあり、94 年を最後に野生株ポリオの発生は見られず、中国における野生株ポリオは根絶された。

こうした酸性雨問題や生態系の破壊などの環境問題や結核、HIV/AIDS などの感染症対策といった地球的規模の課題は、その影響が直接に我が国にも及ぶものであり、これらの課題に対処するための協力は日本にも直接利益をもたらすものと考えられる。今後ともこれまでの協力の成果を最大限活用しつつ、これらの課題に積極的に対応していくべきである。特に生態系の回復には、水資源の管理や植林が重要であることを踏まえ、こうした分野での協力にも努めるべきである。エネルギー関連環境対策の観点からは、新・再生可能エネルギー及び省エネルギーの導入に向けた努力を支援していくことが重要である。感染症対策については、上述のとおり我が国の協力によりポリオの根絶に成功した経験を活かし、HIV/AIDS や結核といった感染症の撲滅に向け、引き続き協力を行っていくべきである。

(3) 相互理解の増進

両国国民間の相互理解の促進は両国間の長期にわたる良好な関係の基礎をなすものである。97 年に行われた中国人に対するある世論調査によれば、思いつく日本人の名前の第 10 位までに軍人の名前が 3 人含まれるなど、中国人の日本に対する理解、対日観には、依然として過去の戦争が色濃く影を落としている。このような状況に鑑み、中国自身が対日観の改善のため、具体的努力をすることが極めて重要であるが、同時に、中国人が実際に日本人や日本文化に触れる機会を増加させることが、両国国民間の相互理解の促進にとり有効な手段と言える。例えば、別の意識調査では、日本を「非常に好き」または「やや好き」と答えた人は、一般の中国人の 16%であるのに対して、日本語を学んでいる中国人では 4 割に上った。さらに、別の調査では、日本留学から帰国した人の 63%が「日本を好き」と答えている。

我が国はこれまで、留学生の招聘や、次代のリーダーとなる人たち、さらにはより広く一般の中国人に対して、日本人と直接交流し、また、現代の日本や日本文化を学ぶ機会を提供することに ODA を必ずしも十分に活用してこなかった。この点、欧米諸国の努力には参考とすべきものがあると言えよう。今後は ODA により、専門家派遣や研修員受入れ、留学生支援、青年交流や文化交流、さらには日本研究の促進や日中共同研究を含む学術交流・大学間交流を通じて、相互理解の増進に資するような人材育成の強化など、人と人との交流を民間とも協力しつつ一層進めていくべきである。

その際、日中両国民が直接接触する機会をもたらす観光の促進のための助言などの支援も意義があろう。

(4) 貧困問題克服のための支援

中国では、特に内陸部を中心に現在なお 2 億人以上もの人々が一日 1 ドル以下の生活をしている。こうした貧困問題への対処のためには、(i)一人当たり所得に大きな格差がある沿海部と内陸部の格差是正、(ii)自然条件等に恵まれない内陸部を中心とした地域の農業生産性の向上支援等を通ずる都市と農村の格差是正、(iii)社会的弱者対策などへの支援が必要である。もとより貧困格差の是正は、一義的には中国国内の所得再配分に関わる問題である。中国政府が主体的に取り組むべき課題であって、我が国としては、この分野における中国政府の取組を政策・制度面での整備、人造りといった面で支援することを重視すべきであるが、同時に我が国を含む海外援助機関による支援は中国の貧困問題の軽減に貢献し、ひいては中国社会全体としての成熟度の向上に寄与することとなると思われる。

21 世紀に向けた開発協力の方向性を定めた OECD/DAC の「新開発戦略」では、目標の一つとして、2015 年までに世界の貧困人口比率の半減が謳われており、本年 7 月開催された九州・沖縄サミットにおいてこのことが再確認された。国際社会が協力して貧困の削減に努めていくことは、国際社会の一員たる日本の重要な役割の一つである。日本は、これまでも貧困地域に対し農業、保健・医療といった基礎生活分野の充足に協力してきたが、今後ともこれら貧困層を対象に、将来の人造りの基礎ともなる教育・保健分野を中心として草の根レベルで支援の手を差し伸べるとともに、貧困人口を多く抱える地域の民生向上に向けた協力も貧困層に裨益するようなものを中心として行うことが重要である。

(5) 民間活動への支援

中国においては、多数の日本企業が事業を展開しており、両国間の幅広い関係強化に大きな役割を担っている。かかる観点から、日本企業による活動の促進に資するような支援を行っていくことも必要である。中国の WTO 加盟や、その条件整備の一環として、例えば、知的財産権保護政策の強化のための支援など、中国側の投資受入環境整備努力を支援することは、日本企業の円滑な活動を確保することにもつながる。

また、対中援助においても、民間部門の知見の活用に努め、円借款の供与においては、大幅に低下している日本企業の受注率を高めるための工夫が必要である。

(6) 多国間協力の推進

日中両国は、上述のとおり、二国間の「善隣友好」関係を越え、東アジア地域、さらには国際社会全体にわたる課題の解決にともに協力していくという新たなパートナーシップの確立に合意したが、その促進のために ODA を通じて具体的な実績を積み上げていくことが、極めて意義のあることと言える。既に我が国は、シンガポールやマレーシア、タイなどとの間で、ともに他の開発途上国を支援していくといういわゆる南南協力を推進している。中国との間でも、例えば我が国が重点的に支援してきた人造り拠点（例えば、日中友好病院など）の活動成果などを基にして、アフリカなど第三国に対する支援活動を協力して行うべきであろう。

また、日中韓の枠組みや東アジア域内での環境分野での協力など、東アジアにおける域内協力の推進を積極的に図るべきである。

参考：2000 年の中国社会を読むキーワード

【反腐闘争】 腐敗摘発運動。アモイ税関事件や全人大副委員長元広西省副主席の成克杰事件など大物案件の摘発が社会の激震を起こした。中央政府は成果を強調しているが、第 9 期全人大第 3 回会議で行われた最高人民検察院（検察庁）と最高人民法院（最高裁）の報告に対して、2,700 人の代表の内 700 人が反対もしくは棄権票を投じた。

【三講】 県クラス以上の共産党グループを対象とする「講学習、讲政治、講正気」の党風整理運動。

【入世】 世界貿易機関（WTO）への加盟。

【西部大開発】 内陸部に位置する重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区の 12 省（自治区）を重点区域とする地域経済開発戦略であり、第 10 次 5 ヶ年計画の中心として注目されている。中央政府は「インフラ建設」と「生態環境の改善」二つの内容を中心として挙げている。

【台独】 台湾独立。独立派と見られる民進党陳水扁総統の誕生に中央政府は強い警戒感を持ち、対話と呼びかける一方、「武力行使を放棄しない」と明言し、硬軟両様の戦術を展開している。

【第 5 回人口普查（センサス）】 2000 年 11 月 1 日を期して行われた全国人口の全数調査である。「計画出産」の国是に基き、2000 年までの人口を 13 億人、2010 年までの人口を 14 億人に抑える計画が推進されている。

【打假】 偽物の取締り強化運動。偽物の氾濫は一つの社会問題となっている中国では、偽タバコ、偽酒はじめ、偽学歴、偽結婚証明書まであらゆる偽物が売られている。偽物犯罪が「低年齢化、ハイテク化、生産販売集団化」（「三化」）し、取締り側と手を組んでいる犯例もしばしば報道される。

(2) 2000 年中国環境 10 大ニュース

2001 年 1 月 1 日付きの「中国環境報」は、2000 年中国環境 10 大ニュースを発表した。

- 1) 国務院が規定した環境保護の「一つの規制、二つの基準達成」^①目標が基本的に実現された。「33211 工程」^②プロジェクトの遼河、海河污染治理（除去、処理）が全面的にスタートし、「二つの抑制地区」の二酸化硫黄汚染抑制は初歩的に成果が見られ、北京の大気污染治理は成果を収めた。
- 2) 中国の華北及び西北地区で今春土砂、浮遊塵と砂塵飛揚の天候が、連続して 13 回出現し、回数の多さ、持続時間の長さ、影響を及ぼした範囲の広さは、これまでの年でまれに見るものであった。
- 3) 国務院は髮菜（髪の毛のように見える淡水藻）と、甘草と麻黄の採取を禁止する通達を公布した。7 月 15 日、寧夏回族自治区同心県は全国最大の髮菜市场を閉鎖し、髮菜貿易は市場から消えて無くなった。
- 4) 国務院は 11 月、「全国生態環境保護要綱」を印刷配布し、各地、各部門が措置を積極的に講じ、生態環境保護仕事を強化し、生態悪化の趨勢を転換させるよう要求した。
- 5) 中国の環境法制建設に再び新たな進展が見られた。新しく修正された「大気汚染防止法」と「海洋環境保護法」はそれぞれ 9 月 1 日と 4 月 1 日より実施された。
- 6) 6 月 5 日、中国の 42 の環境保護重点都市は大気品質日報の公表を開始した。
- 7) 中国政府は西部大開発における生態環境保護を強化することとし、投資総額約 1 千億元、計画期間 10 年の中国天然林資源保護プロジェクトが全面的にスタートした。
- 8) 国家環境保護総局と教育部は全国で初めて「緑の学校」創建先進単位である小中学校 100 校を表彰、小中学校の環境教育活動展開を強力に推進した。
- 9) 9 月 29 日、陝西省丹鳳県で、シアン化ナトリウム 5.1 トンが漏出するという重大な汚染事項が発生したが、迅速な処理を行い、深刻な結果はもたらされなかった。
- 10) 北京で「緑のオリンピック行動計画」がスタートした。

① 2000 年 12 月 31 日までに、各省、自治区、直轄市は管轄している区域内の主要汚染物質の排出総量を国家が規定する排出総量内に抑えること。全国全ての工業汚染源は国家或いは地方の排出基準を達成すること。直轄市、省都都市、経済特別区都市、沿海開放都市と重点観光都市の環境大気、地表水の環境品質は、功能区別に国家の関連基準を達成すること。

② 三河川（淮河、遼河、海河）、三湖沼（太湖、鄱陽湖、巢湖）、二つの大気汚染抑制地区（酸性雨規制地区、二酸化硫黄規制地区）、一都市（北京市）、一海（渤海）を重点地域として、優先的に汚染問題の改善を行う国の環境プロジェクト。

(3) 中国の環境問題の現状に関する情報源

中国におけるマクロ的な環境状況について、最新の状況を掌握するに有用な情報源としては次のようなものがある。

- 中国環境状況公報及び各省、市環境状況公報（中国語）
- 中国環境年鑑（中国語）；古いバージョンの英語版も出版されている。
- 環境統計年報（中国語）
- 環境情報（中国語）
- 環境大事記（中国語）
- 個別テーマに係る報告書等
- 国際会議における発表など
- 環境関連の新聞・雑誌等（日本語、中国語）
- 環境関連書籍（日本語、中国語、英語）
- インターネットに発信されている情報（日本語、中国語、英語）

1) 政府の環境公報

1989 年 12 月発布された「中華人民共和國環境保護法」の第 11 条には、中央政府と各省級政府が毎年環境統計公報を発表すると規定している。1990 年以降、国家環境保護局（当時）は毎年 1 回「中国環境状況公報」発表している。

この公報は、中国政府が発表する公式なものとして、例年、人民日報紙上で公表されている。1997 年版からは、中英両語による電子版が国家環境総局および UNEP のホームページに発表されることとなった。この電子版の製作は、ノルウェーの資金援助と UNEP/GRID Arendal の技術援助を受けて行われた。また、省、直轄市の環境保護局は省、市の環境状況公報も作成している。

中国環境状況公報の日本語版としては、日中友好環境保全センター日本人専門家チームの仮訳のほか、中国との環境協力に関連して活動中のいくつかの団体で日本語版を出している。

- 例えば、
- (社)国際善隣協会 環境推進センター
 - (社)日中科学技術文化センター（抄訳）

2) 中国環境年鑑

中国環境年鑑社が 1990 年から毎年発行している中国の環境保全に関する百科全書的な資料集。内容は、その年の重要環境文献、法規、通知をはじめ、環境行政の概要、地方の環境保全状況など多岐にわたっており、とくに 93 年以降、国内モニタリング体制の整備進展に伴い、データの蓄積が進んでいる状況が顕著に認められる。正式出版物であるため、全国の「新華書店」で購入できるようになっているが、地方都市では取り寄せになる所が多い。

3) 週間・月間の環境情報

● 「環境情報」

国家環境保護総局弁公庁（総務局）が 1998 年から発表する全国の環境保護の動きを紹介する中国語週刊誌。国家環境保護総局のホームページ等から閲覧ができる。

URL. <http://www.zhb.gov.cn/sepa/dynamic/dynamicindex.htm>

● 「環境大事記」

毎月の 10 日締めで、全国環境保護の重要な動きをまとめる中国語月刊誌。下記国家環境保護総局のホームページ等から閲覧ができる。

URL. <http://www.zhb.gov.cn/sepa/dynamic/dynamicindex.htm>

4) 個別テーマに係る公式の報告書等

これら全般的な報告に加え、個別的なテーマに関して行われた調査報告が単発的な「公報」として公表されている。「公報」は関連の政府機関が発表しており、オフィシャルの情報として注目されている。最近公表されたものに、以下のようなものがある。

- 「中国生物多様性国情研究報告」
(1997 年 7 月国務院の許可を得て、国家環境保護総局が発表)
- 「1997 年全国郷鎮工業汚染源調査公報」
(1997 年 12 月 23 日、国家環境保護局、農業部、財政部、国家統計局)
- 「1998 年中国水資源公報」
(水利部発表、「人民日報」1999 年 9 月 2 日 11 面)
- 「全国公衆環境意識調査報告」
(1999 年 6 月 15 日、国務院ニュース弁公室が主催する記者会見で発表)
- 「全国環境質概要」(Environmental Quality Outline of China)
(2000 年 9 月、中国環境観測総站)
- 「2000 年長江三峡工程生態と環境監測公報」
(中国環境保護網 <http://www.zhb.gov.cn/>で閲覧可能)
- 「全国環境統計公報」(1994—1999 年版)
(中国環境保護網 <http://www.zhb.gov.cn/>で閲覧可能)
- 「重点流域環境統計月報」
(中国環境保護網 <http://www.zhb.gov.cn/>で閲覧可能)

5) 国際会議における発表など

各種の国際会議において中国からの参加者の口頭あるいは論文発表として、中国の環境状況が報告される機会が多い。会議の目的によって、特定のテーマに即したコンパクトな総括が得られる場合もあるが、内容は中国環境状況公報その他の既存資料に基づくものがほとんどであり、中国側担当者あるいは要人との直接的な討論となる等の場合を除いて、新規情報が得られるケースは限られている。中国情報源として考えられる主な国際会議は以下のとおりである。

- エコアジア
- ESCAP 会合
- 環日本海環境協力会議
- 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク・作業グループ会合

6) 環境関連の新聞・雑誌等

さらにきめこまかい情報収集源として、中国で公刊されている環境関連の新聞・雑誌等が挙げられる(例えば一般紙の「人民日報」でも政府の環境保全政策の動向や、地方政府、企業の環境保全の動きなどを中心に報道している)。代表的なものは「中国環境報」であり、これは中国国家環境保護総局の管轄下にある「中国環境報社」が発行している全国規模の環境新聞紙で、週 4 回発行されていたが、2001 年からは、日曜日以外週 6 回の発行へと増刊されるとともに、一部の販売価格も 0.6 元から 0.55 元に値下げされた。中国では郵便局で定期購読手続ができる。この中国環

境報からめばしい記事をピックアップしたものを日本語訳したものが、日中環境合作研究会「中国環境事情」として、年 12 回発行されている。また、毎週木曜日に発行される「中国環境報」について「地球村週刊」は、「中国環境報」と別に購読することもできる。

中国環境報社から出版されている雑誌「緑葉」は、中国国内外で発売される総合専門誌で、年 6 回（2 ヶ月毎に）発行される。中国国内での販売価格は 6 元／冊で、海外で購読する場合は、送料込みで 6 米ドル／冊（国際標準刊行番号は ISSN1004-3004、国外発行番号は BM4336）となる。雑誌「緑葉」の購読は直接に編集局と連絡し、「購読票」を請求する必要がある。

- 雑誌「緑葉」編集局

住所： 中国 100062 北京市崇文区小興隆街甲 15 号

担当者：張 彦鵬

これ以外の全国レベルの環境紙としては、林業分野の専門紙である「中国緑色時報」がある。生態環境を中心とした環境問題も取り上げている。「中国緑色時報」社は 1996 年に設立され、「中国林業」、「林業と人類」の二つの月間雑誌も出版している。その他、特定テーマ並びに地方レベルの新聞・雑誌が多数発行されており、代表的なものは、以下の通りである。

環境報(ハルビン)、上海環境報、山西環境報、新環境報(済南市)、半島環境報(済南市)、環境保護報(長沙市)、生活環境報(蘭州市)、環境保護導報(重慶市)、吉林環境報、環境工作通訊(北京)、世界環境(北京)、中国環境監測(北京)、中国環境産業(北京)、気候与環境研究(北京)、環境衛生工程(天津)、内蒙古環境保護、環境保護科学(瀋陽)、海洋環境科学(遼寧)、北方環境(ハルビン)、黒竜江環境通報、媒鉍環境保護(肅山)、福建環境、山東環境、長江流域資源与環境(武昌)、環境技術(広州)、四川環境、地質災害与環境保護(成都)、貴州環境保護、雲南地理環境研究、雲南環境科学、セン西環境、甘肅環境研究与監測、化工環保(北京)、中国環境科学(北京)、環境保護(北京)、環境科学文摘(北京)、環境科学(北京)、環境科学動態(北京)、環境遥感(北京)、環境科学研究(北京)、上海環境科学、農業環境保護(天津)、環境科学進展(北京)、環境与健康(天津)、環境工程(北京)、城市環境与城市生態(天津)、農村生態環境(南京)、環境導報(南京)、環境汚染与防治(杭州)、環境科学学报(北京)、環境科学与技術(武漢)、環境与開發(南昌)、重慶環境科学、生態環境与保護(北京)

◇ 日本で中国の新聞雑誌の定期購読を取扱っている書店

- 日中商事図書事業部 〒186-0005 東京都国立市西 2-19-2 第一村上ビル 3F
電話：042-575-3098、ファクス：042-575-3096
- 上海学術書店 〒176-0021 東京都練馬区貫井 1-35-3
電話：03-3998-1676、ファクス：03-3998-6036
URL：http://www.shanghaibook.co.jp

参考：中国各紙の環境に関する報道が増加

1999 年、中国国内の新聞紙上で環境保護に対する報道量が増加したことが民間環境保護団体（NGO）「自然の友」の調査で明らかになった^①。調査は全国 75 の新聞を対象に行われ、1999

^① 「人民日報」2000 年 9 月 14 日 5 面

年、これらの新聞では合計 4 万 7273 件の環境記事が掲載された。平均して 1 紙に毎日 2 つの環境記事が掲載される計算であり、1994 年調査の“平均して 1 紙が 3 日に 1 つの環境記事”より大幅に増加している。また、紙面に占める環境記事の割合は 1.85%まで増加し、1995 年の 0.46%と比べておおよそ 3 倍となった。

環境記事の見出しを分類した結果、1999 年に各紙に最も多く取り上げられた環境問題は、多いものから以下のとおりである。

- ・環境意識の促進
- ・植林・緑化
- ・野生動物の保護
- ・大気汚染防止
- ・環境政策・法規制と法の執行
- ・政府の環境保護活動
- ・廃棄物問題
- ・環境衛生
- ・水質汚濁防止
- ・都市の環境問題

である。今回の調査は 1999 年 11 月より開始され、2000 年 9 月に終了した。

7) 環境関連書籍の入手先

①国家環境保護総局機関服務中心

住所：郵便番号 100035 北京市西城区西直門内南小街 115 号
(国家環境保護総局局舎後ろの建物の 1 階)

電話：+86-10-6615-1781 (直通)、+86-10-6615-3366 (内線) 5019

国家環境保護総局が直営しているため、環境基準類を揃えているほか、環境法規制関連をはじめ、環境技術、学術論文など環境関連の出版物も豊富にある。中国国内であれば、通信販売可。

②日本で中国の書籍を取扱っている書店

- 内山書店 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-15
電話：03-3294-0671、ファクス：03-3294-0417
- 東方書店 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-3
電話：03-3294-1001、ファクス：03-3294-1003
(関西支社) 〒564-0063 大阪府吹田市江坂町 2-6-1
電話：06-6337-4760、ファクス：06-6337-4762
- 東亜書店 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-4 日中友好会館内 1F
電話：03-3291-9731、ファクス：03-3291-9731
業務センター 〒110-0015 東京都台東区東上野 2-18-7 共同ビル 1F
(通販・在庫確認等) 電話：03-3835-7091、ファクス：03-3835-7098
- 中国書店 〒812-0035 福岡県福岡市博多区中呉服町 5-23
電話：092-271-3767、ファクス：092-272-2946
- 北九州中国書店 〒800-0257 福岡県北九州市小倉南区湯川 4-2-19
電話：093-921-6570、ファクス：093-921-6570

8) 日本国内の中国環境研究文献

①中国の環境研究文献集

(財)電力中央研究所・有識者会議・環境研究グループによってまとめた「中国の環境研究文献集」は、中国の環境研究に関する文献を電子化し HTML 化したもので、インターネットで閲覧できる。本文や目次を収録できなかった文献についても、参考文献として著者別一覧に収録されている。

<http://www.glocomnet.or.jp/criepi/chinamap.html>

②「中国環境事情」

中国環境ニュースの日本語翻訳を中心とした情報紙。バックナンバーはホームページから閲覧可能。

発行元：日中環境合作研究会

住所：〒937-0866 富山県魚津市本町 1-4-6 (油本方)

電話とファクス：0765-24-4066、E-mail：tyukan99@msa.biglobe.ne.jp

URL：http://www5a.biglobe.ne.jp/~tyukan99/

③「中国における政府機構改革・環境・開発」

1998 年に行われた中国政府改革に伴う環境行政の最新構造を多角的に分析したレポートであり、ホームページから PDF ファイルのダウンロードが可能。

編集・発行：財団法人 国際開発高等教育機構 国際開発センター

住所：〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-16-17 千代田会館 5 階

電話：03-5226-0306、E-mail：china@fasid.or.jp

URL：http://www.fasid.or.jp/japanese/public/china/

9) インターネット上の情報発信

中国インターネット情報センター (CNNIC) の調査によると、2000 年 12 月 31 日時点で、中国のインターネット人口は 2250 万人を突破し、1999 年の 900 万人に比べ、1.5 倍の増加となった。インターネット人口の倍増は二年連続であった。また、中国発のウェブサイトは約 26.5 万サイトで、中国のドメイン「cn」を持つものは 12.2 万サイトである。国際帯域 (アウト) は 2,799M で、昨年の 6 倍となった。現在、環境問題を専門に取扱うウェブサイトでは、国家環境保護総局環境情報センターや、地方の環境保護局が運営している政府系のものが多く、環境ニュースと主要都市の大気品質日報などが毎日更新されている。日本発を含め代表的なものを以下に掲げる。

環境省 「持続可能な開発に向けた国際環境協力」の中の「中国環境協力」
<http://www.env.go.jp/earth/coop/>

ページ名・アドレス	ポイント	言語		
		日	中	英
環境省「持続可能な開発に向けた国際環境協力」の中の「中国環境協力」 http://www.env.go.jp/earth/coop/	環境省地球環境局環境協力室が運営しているページ。日中環境協力に関する政府サイド最新情報の提供とともに、委託調査事業の報告書のダウンロードもできる。	○	×	×
(財)日中経済協会 http://www.jc-web.or.jp/	各種中国経済情報	○	×	×
人民网 http://www.peopledaily.co.jp/	「人民日報」が運営する情報ネット、環境保全を含む中国社会あらゆる分野のニュースをリアルタイムで報道している。特集報道などの内容もとても充実している。	○	○	○
中国情報局 http://www.searchina.ne.jp/	日本語で中国を紹介する総合情報ネット。最新情報の特集やデータベースも充実している。	○	△	△
中国環境問題の現状 http://ss5.inet-osaka.or.jp/~jianyuan/	中国環境問題を取り扱っている日本国内のサード。中国環境問題メーリングリストも運営している。	○	×	×
国家環境保護総局 (SEPA) http://www.zhb.gov.cn/sepa/	SEPA の公式 HP、組織、職能の紹介、全国の環境保護についての重要な動きなどがある。	×	○	×
中国環境保護網 http://www.zhb.gov.cn/	SEPA 情報センターによって運営されている。環境ニュース、主要 42 都市の大気環境日報の発表、「中国環境公報」や項目別の特集の閲覧が可能。	×	○	○
天、地、人和 http://www.enviroinfo.org.cn/	中国の環境と開発に関する総合情報ネット。ジャンル別に環境ニュースを掲載しており、環境法関連なども充実。	×	○	×
東方環境 http://www.ee65.com.cn/	「中国環境報」社が運営している環境情報総合ネット。チャット、HP 開設支援などのサービスも提供している。	×	○	○
上海環境熱線 (Shanghai Environment Online) http://www.envir.online.sh.cn/	上海市の大気汚染日報、主要 48 都市の大気汚染日報、環境ニュース、関連記事などがある。中国語版の更新が早く、内容も充実している。	×	○	○
中国環境報 http://www.cenews.com.cn/hjbweb/template/nptemplate.asp	環境ニュース、シリーズ連載、週刊誌「地球村」の重要記事など。	×	○	○
「中国緑色時報」 (China Green Times) http://www.greentimes.com/	生態保護、森林保護を中心とする環境ニュース。	×	○	×
中国生態系研究ネット(Chinese Ecosystem Research Network) http://www.cern.ac.cn/index.html	全国規模の生態研究ネット。各研究ステーションの最新の研究成果、データベースなど。	×	×	○
中国環境と健康ネット (Chinese Environment and Health) http://www.hygiene.cn.net/	中国予防医学科学研究所 (CAPM) 環境衛生監視所が運営している環境と健康影響、衛生環境管理に関する総合ネット。	×	○	×
中国海洋信息ネット (China Oceanic Information Network) http://www.coi.gov.cn/	海洋資源の開発と保護に関する総合情報ネット、海洋保護法律、各種統計データベースなど、情報が非常に豊富で、充実している。	×	○	○
国際河網 (International Rivers Network) http://sanxia.home.dhs.org/	三峡ダム建設の是非を問うホームページ、三峡ダム建設の最新情報等	×	○	○

ページ名・アドレス	ポイント	言語		
		日	中	英
中国気象オンライン (China Weather On-line) http://www.nmc.gov.cn/	中国気象局国家気象センターによって運営され、中国主要都市の天気情報、中国の気象衛星「風雲 2 号」の衛星写真(無料)、気象データ、ニュースなど	×	○	×
中国・カナダクリーナープロダクション協力事業 (China-Canada Cooperation Project in Cleaner Production) http://www.chinacp.com/	中国におけるクリーナープロダクションの関連情報、モデル事業の紹介など。	×	○	○
中国新エネルギーネット (China New Energy Network) http://www.newenergy.org.cn/	エネルギーと環境をテーマとする総合情報ネット。新エネルギーの開発・利用に関する情報など	×	○	○
中国環境産業ネット(China Environmental Protection Indstry) http://www.chinaepi.com/	中国環境産業協会が運営している。環境ニュースの他、中国国内及び海外の環境機器メーカー、製品、技術などの情報も充実している。	×	○	○
緑色地球村 http://202.102.2.140/userpage/ywmhb/	中国の環境 NGO が運営している環境情報ネット	×	○	×
自然の友 http://www.fon.org.cn/	中国の環境 NGO が運営している環境情報ネット	○	○	○

(注：インターネットアドレスなどは 2001 年 1 月時点のものである)

(4) 中国環境情報の問題点

- ①中国の環境問題の現状についての多くの報告は政府の公式発表であること。こうした「官製情報」は、政府によりスクリーニングされ、上からの視点で整理された情報であるため、必ずしも真実の状況を忠実に反映していない部分、また精度の面において個々の環境破壊の現場の状況について捉えきれない部分もあることが想定される。その一方で、政府レベルの問題意識、政策的優先度など、政府による価値判断を含んだ情報であり、国際協力のニーズへの対応という面からは、却って有用な情報となるということも考えられる。
- ②中国環境統計など、数値的なデータに関しては、元来が鉱工業統計から出発したものであり、鉱工業部門と他部門との間にデータの網羅性(量)・信頼性(質)の両面で差があることが指摘されている。こうしたデータの偏りは、産業汚染源と民生的な汚染源、大規模(国営)企業に対する小規模(郷鎮)企業、既成市街区と都市近郊・農村部に所在する汚染源等、さまざまなケースにおいて存在している。さらに、生態系破壊に関するような分野については、調査の歴史も浅く、現状の把握が最も不十分な部分であると指摘されている。
- ③数値情報の取り扱いについては注意が必要である。特に、モニタリングデータ等については分析方法や精度管理のシステムが異なることを考慮し、日本や他の国のデータとの比較には慎重さが要求される。
- ④個別問題の実態調査報告の公表が不十分である。例えば、1995 年から着工している三峡ダムの環境影響調査は 40 年以上の歳月をかけて内外の専門家が行ってきているが、その内容はごく一部しか発表されていない。

参考：中国統計制度の改革

中国の統計数字には信憑性の問題があるとの指摘に対して、1999 年 1 月末、国家統計局のスポークスマンは、今年の下半期に「5000 社の大型工業企業ネットワーク直接報告制度」を開始し、「国家データ」の中の「地方の水増し」を排除するための国家統計制度における重要な改革を発表した。

中国の統計数字は「役所」から出るもので、下から順順に上へ報告するという制度に則ったものである。企業は報告書を地方だけに提出し、地方が取りまとめて国家統計局に提出してきたが、一部の地方政府は「成果」を誇張せんがため、各段階で底上げし、子牛を象にでっち上げて報告を行ってきたが、「直接報告制度」の実施により、企業は報告書を一式二部作成し、一部は地方に、一部は直接国家統計局に提出することになる。また、5000 社の大型工業企業が数字を水増しする予防策として、

①査察特派員を派遣し、企業の財政・経営状況をチェックする

②税収によるチェック

国家統計局は 5000 社の大型工業企業を抑えれば、数字の 8 割は信憑性を確保できると自信を見せている。1999 年 4 月、朱鎔基総理が訪米中に米国の記者に対して、「中国の統計方法は以前はソ連方式であったが、今や米国式に改めている」と語った^①。

^① 「中国情報ハンドブック」1999 年版、p43

6. 中長期的な環境行政の方向性

中国の国家経済発展戦略と基本国策は以下のとおりである。

◆ 国家発展基本戦略—「科教興国」と「可持続発展」

◆ 二大基本国策—「環境保護」と「計画出産（一人子政策）」

中国政府にとって、「社会主義初期段階」^①に達成すべき目標としている「小康」^②の実現には、高い経済成長を維持する必要があると、深刻化している環境問題は経済・社会発展を制約する要因になり始めていると、政府自らが認めている。14 億人の膨大な人口を抱え、一人当たりの資源保有量が比較的少ないという「国情」を踏まえ、中程度の経済先進国になるためには、環境保護と経済成長を両立させるような「持続可能な発展の戦略」を推進する必要があると、中国の国家開発戦略における綱領的存在である「中国のアジェンダ 21」ならびに「国民経済と社会発展の第 9 次 5 ヶ年計画及び 2010 年長期計画」にも、持続可能な開発及び環境保護の理念が組み込まれている。

参考：中国の環境行政を理解するためのキーワード

【三廃】 排水、排ガス、固体廃棄物の 3 つを指す。

【3211 工程】 三河川（淮河、遼河、海河）、三湖沼（太湖、鄱陽湖、巢湖）、二つの大気汚染抑制区（酸性雨規制区、二酸化硫黄規制区）、一都市（北京市）、一海（渤海）を重点地域として、優先的に汚染問題の改善を行う国の環境プロジェクト。

【一控双達標】 すなわち「一つの規制、二つの基準達成」のこと。2000 年までに、各省、自治区、直轄市は管轄している区域内の主要汚染物質の排出総量を国家が規定する排出総量内に抑えること。全国全ての工業汚染源は国家或いは地方の排出基準を達成すること。直轄市、省都都市、経済特別区都市、沿海開放都市と重点観光都市の環境大気、地表水の環境品質については、功能区別に関連基準を達成すること。

【三同時】 「環境保護法」第 26 条で規定される環境政策。建設事業において公害防止設備は、主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に稼働させなければならないという制度。

【兩控区】 すなわち「二つの抑制地区」である「二酸化硫黄抑制地区」と「酸性雨抑制地区」のこと。

【排污費】 汚染排出費のこと。2001 年に新しい「排污費徴収条例」が発表される予定がある。

① 「社会主義初期段階」：(the initial stage of socialism) 「社会主義ではあるが、生産力が立ち遅れ、商品経済が未発達で、まず初期の発展段階にある社会主義」と定義される。1987 年に開かれた第 13 回共産党大会で提出され、計画経済体制の中に、商品経済或いは市場経済を取り込むことを理論づけた。社会主義初期段階の所有制は、「公有制を主体とし」、各種所有制の並存する「多元化構造」として、非社会主義セクターの存在を容認することが核心である。

② 「小康」：(comparatively good living standard) 「まずまずの生活」の意。その前段階は「温飽」(warmly dressed and well-fed) である。1982 年第 12 回共産党大会で本世紀末までの経済戦略目標として正式に決定された。目標としては 2000 年までに 1979 年の一人当たり GNP の 250 ドルから四倍の 1000 ドルまでに引き上げることである。中国の 1997 年の GNP 指数が 1980 年の四倍となったことから、計画は三年繰り上げて達成されたとされている。

(参考資料：「中国情報用語辞典 1999-2000 年版」)

(1) 国家経済開発戦略と環境保全

中国の環境保護は「政府主導、行政強行」という特徴がある。強力な政府権限を駆使し、「15種の小企業」の閉鎖など、汚染源の「消滅」を中心とした強硬政策が実施されてきた。一方、「世紀に跨ぐ緑色工程」、「全国生態建設計画」など、21世紀に向けた国家環境保護の長期戦略を策定し、生態環境の改善にも力を入れている。90年代に発表された重要政策は下記の通りである。

発表時期	名 称	認可・発行機関	主要内容など
1992 年 8 月	中国環境と発展十大対策	中国共産党中央 国務院	中国の環境と発展を指導する綱領的文書
1992 年	中国環境保全戦略	国家環境保護局 国家計画委員会	環境保全戦略に関する政策的文書
1993 年 1 月	オゾン層破壊物質を段階的に淘汰する中国の国家方案	国務院	「モントリオール議定書」を履行するための具体的な方案
1993 年 9 月	中国環境保護行動計画 (1991～2000)	国務院	全国の分野別十ヵ年環境保全行動計画
1994 年 3 月	中国のアジェンダ 21	国務院	中国人口、環境と発展に関する白書、国家レベルのアジェンダ 21
1994 年	中国生物多様性保護行動計画	国務院	「条約」を履行するための国家レベルの行動計画
1996 年 8 月	環境保全にかかる諸問題に関する国務院決定	国務院	国務院の法規的文書、環境保全に関する目標と措置を記載
1996 年 9 月	国家環境保護「九五」計画及び 2010 年の長期目標	国務院	今後 5 年と 15 年間の環境保全を指導する綱領的文書
1996 年 9 月	世紀を跨ぐ緑色工程計画 (第 1 期)	国務院	国家環境保全「九五」計画を具体化し且つ項目、重点、措置を明記
1996 年 9 月	「九五」期間全国主要汚染物質排出総量規制計画	国務院	「九五」期間中、主要汚染物質排出総量規制の国家計画
1998 年 1 月	酸性雨規制区と二酸化硫黄汚染規制区指定方案	国務院	対象地域の二酸化硫黄排出基準達成の義務化と総量規制の実施
1999 年 1 月	全国生態建設計画	国務院	土壌流出、森林破壊、砂漠化などを 50 年かけて改善していく長期的な国家計画

(2) 主要国家経済・環境戦略の概要

1) 「中国のアジェンダ 21」

1992 年 6 月、リオで開かれた地球サミット（環境と開発に関する国連会議）で採択された 21 世紀に向けた人類の行動計画「アジェンダ 21」に基づき、中国版として作成された。1994 年 3 月、国務院常務会議で採択され、持続可能な発展という目標を中国として達成するために、人口、食糧、貧困撲滅、衛生、農業、工業、エネルギー、大気、廃棄物といった幅広い分野にわたって、今後取るべき政策の基本方向をまとめている。冒頭には 2000 年までに達成すべき経済発展と環境対策の基本目標が定められており、「2000 年までに環境汚染の悪化傾向を基本的に制御すること」「21 世紀に入ってから環境質の明確な改善を勝ち取る」ために必要な数値目標が提示されている。主な環境目標は以下の通りである。

- ①工場排水の年間排出量を 300 億トン以下にし、その 84%を処理する。都市污水の処理率 20%を達成する。
- ②硫黄酸化物の年間排出量を 2,100 万～2,300 万トンに抑える。排ガスの処理率 90%を達成する。都市ガス普及率 60%を達成し 47 億平米の建物に集中供熱する。
- ③固体産業廃棄物の総合利用率 45%を達成する。
- ④幹線道路の環境騒音レベルを 1990 年レベルに保ち、環境騒音基準適合率を 1990 年に比べて 15～20%増大させる。
- ⑤植林を強化し、植林面積 1,900 万 ha,全国土に対する森林割合 15～16%を達成する。
- ⑥砂漠化の防止のため、毎年影響を受けている土地 2 万～4 万 ha に対策を施す。
- ⑦耕地の保全に務める。2000 年までに、耕作可能な土地の面積が 1 億 2,200 万 ha を下回らないようにする。1991～2000 年の間に、330 万 ha を耕地にする。
- ⑧全国で 1 億 ha(全国土の約 7%)を自然保護区域とする。

「中国のアジェンダ 21」の優先プログラム

アジェンダ 21 の効率的な実施のために、国家計画委員会及び国家科学技術委員会によって策定された。9 つの優先領域にわたって、69 の優先プログラムを定めている。

優先領域 1： 持続的開発のための Capacity Building

優先領域 2： 持続的農業

優先領域 3： クリーン生産と環境保護産業

- ・クリーン生産の管理制度、基準の策定
- ・産業環境改善（クリーン生産のための経営・規制等向上）
 - クリーン生産デモンストレーションプロジェクト（わらパルプ）
 - クリーン生産デモンストレーションプロジェクト（ケミカルパルプ）
 - クリーン生産デモンストレーションプロジェクト（鉄鋼）
- ・環境保全機器産業と管理能力の開発促進
- ・集塵脱硫技術の導入と応用
 - 乾式脱硫—集塵システムの導入と応用
 - 排煙脱硫、排煙脱硝の一体化技術確立と実機化
- ・環境科学技術産業団地の建設と管理

優先領域4： クリーンエネルギーと交通

- ・ IGCC^①デモンストレーション発電所の建設
- ・ PFBC^② デモンストレーション発電所の建設
- ・ 熱供給用原子炉の安全保障技術とモデルケース
- ・ 再生可能エネルギーの開発利用とモデルケース
太陽熱・光電池発電の利用
大容量風力タービンの開発
バイオマスエネルギーの開発と利用デモンストレーション
- ・ 大都市の交通管理近代化対策と軌道交通のモデル事業

優先領域5： 自然資源の保全と持続的利用

- ・ 自然資源勘定の研究と実験的適用
- ・ 揚子江上中流地域における土壌劣化・流出の予防と制御
- ・ 湿地保護と合理的利用
- ・ 鉱山尾鉱の管理と再利用モデル事業
- ・ タリム盆地の持続的資源開発
- ・ 廃棄物再生資源の市場化
- ・ 中国生態及び環境変動観測網の建設
- ・ 沿海ベルト地帯の伸展とそのリモートセンシング調査
- ・ 恐竜化石の保護と古代環境変遷に関する地球的研究

優先領域6： 環境汚染制御

- ・ 三亜市、青島市水汚染抑制と排水資源化モデル事業
- ・ 地域環境の総合整備
江蘇省北部の水処理プロジェクト
河南省 Luohe 市廃水処理デモンストレーションプロジェクト
Jingsha 都市地域における統括的水管理
- ・ 湖沼の水環境汚染対策と水質改善
雲南省デン池の水汚染制御デモンストレーションプロジェクト
白洋淀湖水陸生態系における水汚染制御と資源の持続的利用
新疆 ボステン（博斯騰）湖の水環境・生態系保全
- ・ 東部沿海地域酸性雨抑制モデル事業
- ・ 都市廃棄物管理システムに関する技術規準及び対処能力の確立
- ・ 有害廃棄物処理のデモンストレーションプロジェクト
- ・ 放射性廃棄物の安全かつ効率的な管理
放射性廃棄物の安全と無害化管理
放射性廃棄物処理技術デモンストレーションプロジェクト
- ・ 海洋油汚染の予防と制御

優先領域7： 貧困撲滅と地域開発

優先領域8： 人口、健康と居住

優先領域9： 地球の変動と生物多様性保護

- ・ 気候変動東アジアセンターの設立
- ・ 国家気象変動研究センター

① IGCC：石炭ガス化複合サイクル

② PFBC：石炭専焼昇圧流動床式複合サイクル

- ・気候変動の国家研究
- ・生物多様性監視ネットワークの建設と希少種の保護
- ・熱帯雨林生態系の保護の回復
- ・砂漠化の防止対策モデル事業

2) 「国民経済と社会発展の第9次5ヶ年計画及び2010年長期計画」

中国では1982年末に公開された第6次5ヶ年計画以来、国民経済と社会発展計画の中に、環境保全が明確に位置付けられるようになった。1996年3月に開催された第8回全国人民代表大会で採択された「中国国民経済と社会発展の第9次5ヶ年（九五）計画及び2010年の長期目標」においては、2000年の人口を13億に抑え、1人あたりの国民総生産を1980年レベルの4倍増とし、貧困を撲滅し、国民の生活を「小康」という中水準に導くとしている。また、この持続可能な社会発展戦略を推進することを重要な措置の一つと位置付け、2000年を目標年次として、以下の様な環境関連の目標を定めている。

- ◆ 「2つの転換」の実現と「マクロ的調整」（計画経済から社会主義市場経済への転換、分散型成長から集約型成長への転換。資源及び環境の保全に関する市場メカニズムの欠点を補足し、資源の占有と消費をできるだけ抑制する）。数値目標として、GNP1万元あたりのエネルギー消費量を1995年の2.2トン標準石炭から1.7トン標準石炭に下げ、省エネルギー率を年平均5%とすること。また、鉄鋼業については生産量トン当りのエネルギー消費量を1.45標準石炭トン以下に下げ、鉄鋼滓の再利用率85%等の達成を目指す。
- ◆ 生態系環境に対する総合的対策の強化
- ◆ 合理的な計画、重点的な実施
- ◆ クリーン生産推進
- ◆ 重大汚染企業に対する期限付き改善制度の継続的实施
- ◆ 環境保全投資増加、公害防止経済利益向上
- ◆ 関連法制度の強化
- ◆ 環境教育の強化
- ◆ 国際協力の強化

3) 環境保全にかかる諸問題に関する国务院決定（1996年8月3日、31号）

第9次5ヶ年計画の目標年である2000年を明確な視野に入れた環境戦略として極めて重要な決定。その前文で、『第9次5ヶ年計画及び2010年長期計画を着実に実施し、「2000年までに環境汚染及び生態系破壊の激化傾向を基本的に抑制し、一部の都市と地域の環境質を改善する」と定めた環境保全目標（第9次5ヶ年計画）を達成するために』とし、以下の10の措置を決定した。

- ①環境改善目標の明確化と環境行政責任制実施
- ②重点課題の明確化と地域環境問題の抜本的解決（三河川、三湖沼、二大気汚染抑制区、一都市を重点的環境抑制区域と指定）
- ③厳格な点検、新たな汚染の断固たる抑制（三同時制度の強化）
- ④前近代の工場対策の推進
- ⑤廃棄物の移動による汚染防止（バーゼル条約関連）
- ⑥生態系バランス保持、自然資源の保護と合理的開発
- ⑦環境経済政策改善と環境投資拡大
- ⑧環境保全法規の厳格な実施と環境管理の強化
- ⑨積極的な環境科学研究の実施と環境保全産業の育成強化
- ⑩広報宣伝活動の強化による国民環境意識の高揚

4) 国家環境保護「九五」計画及び 2010 年長期目標

1996 年 9 月、国務院が認可し、11 月に国家環境保護局、国家計画委員会、国家経済貿易委員会合同で各地方政府、国務院関係部局に通知した。概要は以下のとおりである。

【目標】2000 年までに比較的整った環境管理システムと、社会主義市場経済に適合した環境法規システムを基本的に確立し、環境汚染と生態破壊の悪化を抑制する。また、2010 年までに持続可能な発展戦略を遂行し、環境管理法規システムを整備し、環境汚染と生態悪化の状況を基本的に改める。

【方針・政策】環境保全を基本国策とする方針を堅持し、経済建設、都市建設、環境建設を同時に計画、実施、発展させる方針を貫く。経済、社会、環境の効果・利益の調和を実現する。予防を主として予防と改善を結合させる政策及び汚染者負担、環境管理強化の政策を基本とする。

【任務】①工業汚染の防止・改善（水質・大気汚染に重点を置くと同時に、固体廃棄物、騒音、放射能汚染にも力を入れる）②都市環境保全（都市環境の総合整備を推進し環境インフラ建設を急ぐ）③生態環境保全（森林面積を新たに 999 万 ha 増やし、水土の流失面積 2,500 万 ha、砂漠化面積 343 万 ha を改善し、農業環境保全を強化する）④海洋環境保護（近海の汚染と生態破壊の進行を抑え、60～80 ヶ所の海洋自然保護区を建設し、サンゴ礁やマングローブ、漁業資源を保護する）⑤重点流域・地域の環境保全（特定された地域の環境保全）⑥地球規模の環境保全（国際条約の履行）⑦環境管理能力の建設・強化（県レベルの環境保護組織の設立など）

【環境保全資金】「九五」期間中、汚染改善投資は 4,500 億元（造林など生態建設は含まない）、国民総生産（GNP）の約 1.3%を占める。

5) 世紀を跨ぐ緑工程計画（第 1 期）

「国家環境保全九五計画及び 2010 年長期目標」の付属文書として採択され、九五計画及び長期計画達成のための 3 段階の行動計画として、具体的なメカニズムを提示している。

第1期計画（1996—2000年）には「三河」「三湖」「両区」「一市」の汚染防止と生態保護を重点として、1500余りの個別プロジェクトを実施することになっている。第1期計画は生活排水の処理、集中暖房供給設備、都市ガス設備建設など、都市環境基礎施設の整備を重点に実施すると同時に、固定発生源の公害防止にも力をいれている。1997年10月までに106.6億元（内、外国資本9,950万米ドル）の投資の結果、180プロジェクトが竣工しており、これは全プロジェクトの11.3%を占める。

第2期計画（2001—2005年）、第3期計画（2006—2010年）については、順次策定される予定となっている。

6）酸性雨規制区と二酸化硫黄汚染規制区^①指定方案

国务院発国函〔1998〕5号の「酸性雨規制区と二酸化硫黄汚染規制区問題に対する国务院の返答」で、酸性雨規制区と二酸化硫黄汚染規制区の目標と範囲を規定した。

【目標】

- ①. 2000年までに二酸化硫黄については排出基準を達成し、総量規制を行うこと。直轄市、省都都市、経済特別区都市、沿海開放都市および重点観光都市の一般大気中二酸化硫黄の濃度は国家環境基準を達成し、酸性雨規制区における酸性雨の発生を緩和させること。2010年の二酸化硫黄の排出総量を2000年レベルに抑え、全都市の一般大気中の二酸化硫黄の濃度は国家環境基準を達成すること。酸性雨規制区で降雨pH値が4.5以下の地域の面積を2000年より減少させること。
- ②. 石炭の硫黄分が3%以上ある炭坑の開発を禁止し、採掘中の炭坑については生産を縮小させ、或いは停止させること。石炭硫黄分が1.5%以上ある炭坑の開発と改造について、規模にふさわしい洗炭施設を同時に建設すること。既存炭坑については計画に従って順次、洗炭施設を建設する。都市の燃料用石炭と重油の硫黄分は現地政府の規定を満足しなければならない。
- ③. 熱電併給の発電所を除き、大中都市及び周辺地域における石炭火力発電所の新規建設を禁止する。石炭硫黄分1%以上の発電所の新規建設及び増強に当たっては脱硫装置をつけなければならない。硫黄分が1%以上の石炭を使用している発電所については、2000年までに二酸化硫黄の排出量を減少させること。化学、冶金、建築材、非鉄金属などの重点汚染企業は、工程排ガスの処理を実施しなければならない。
- ④. クリーナープロダクションを推進し、技術革新の強化、省エネとリサイクルの促進によって、二酸化硫黄の排出を確実に低減させる。
- ⑤. 「二酸化硫黄排污費徴収実験拡大に対する国务院の返答」（国函〔1996〕24号）により、適切に二酸化硫黄排污費の徴収、管理と使用を行い、重点企業の二酸化硫黄防止専用資金としての使用比率は90%以上にする。
- ⑥. 関係する地方政府と電力、煤炭等機関は上記事項によって計画、措置を行い、確実に目標を達成すること。

^① 通称：「両控区」

【酸性雨規制区の範囲】

上海市（上海市）
江蘇省（南京市、蘇州市、無錫市等 8 都市）
浙江省（杭州市、紹興市等 9 都市）
安徽省（黃山市等 4 都市、2 地区）
福建省（福州市、アモイ市等 6 都市）
江西省（南昌市等 6 都市、1 地区）
湖北省（武漢市、宜昌市等 7 都市、1 地区）
湖南省（長沙市等 11 都市、1 地区）
広東省（広州市、深セン市等 17 都市）
広西壮族自治区（南寧市、柳州市、桂林市等 6 都市、5 地区）
重慶市（12 区、3 都市、7 県）
四川省（成都市等 11 都市、2 地区）
貴州省（貴陽市等 5 都市、1 地区）
雲南省（昆明市等 7 都市）

【二酸化硫黄汚染規制区の範囲】

北京市（東城区、西城区等 11 区、2 県）
天津市（市区）
河北省（石家庄市市区等 22 都市）
山西省（太原市市区等 8 都市）
内モンゴル自治区（フフホト市市区等 4 都市）
遼寧省（沈陽市市区、大連市市区等 13 都市）
吉林省（吉林市市区等 10 都市）
江蘇省（徐州市市区等 3 都市）
山東省（青島市等 30 都市）
河南省（鄭州市市区等 13 都市、5 県）
陝西省（西安市市区等 6 都市）
甘肅省（蘭州市市区等 4 都市）
寧夏回族自治区（銀川市市区等 2 都市）
新疆ウイグル自治区（ウルムチ市市区）

参考①：

1998 年 2 月に開かれた「全国の酸性雨と二酸化硫黄汚染総合防止工作会議」で、国務委員宋健氏は「全面的に酸性雨と二酸化硫黄汚染防止対策を推進する」をテーマとした講演を行った。講演では、①中国国土の 30%が酸性雨の被害を受けている。②華中地域の酸性雨頻度は 90%に達している。③二酸化硫黄の濃度が基準を超過した都市は 51%にのぼり、都市住民の半数以上は健康に被害を与える環境下で暮らしていると指摘し、その原因としては年に 2,300 万トン余りの二酸化硫黄が排出され、排出量は毎年 100 万トンも増加していると酸性雨被害の深刻さを語った。

酸性雨規制区とする条件として：①降雨現状測定値 $\text{pH} \leq 4.5$ 。②降下硫黄分は臨界負荷を超過している。③二酸化硫黄の排出量が多い。

① 国家環境保護総局、環発[1998]086 号通達「酸性雨規制区と二酸化硫黄汚染規制区區画案」

二酸化硫黄汚染規制区の条件は、①近年の一般大気中二酸化硫黄の濃度が国家 2 級基準を超えている。②1 日平均濃度が国家 3 級基準を超えている。③二酸化硫黄の排出量が多い。④都市を基本規制範囲とする。

また、国家級貧困県は「両規制区」に入れず、酸性雨と二酸化硫黄汚染両方該当する都市は酸性雨規制区として分類する。

「両規制区」の面積は約 110 万平方キロで、中国国土の 11.4%しか占めていないものの、二酸化硫黄の排出量は約 1,400 万トンで、全国排出量の 60%を占めていると中国側は試算している。内、酸性雨規制区面積は約 80 万平方キロで、国土面積の 8.4%を占めており、二酸化硫黄汚染規制区面積は約 29 万平方キロで、国土面積の 3%を占めている。また、石炭火力は二酸化硫黄汚染の主要汚染源とされており、2000 年に二酸化硫黄の排出総量の 50%、2010 年には三分の二は石炭火力が排出源になると予測されている。

「両規制区」設定の意義は、重点地域に注力し、問題の解決によって全国規模の大気汚染防止の経験とノウハウを蓄積することである。対策としては、地方政府の総合防止計画の作成、硫黄分の高い石炭の生産と使用の禁止、火力発電所への重点対策、化工・冶金・非鉄金属・建築材工業等への対策、防止技術と設備の開発と製造、二酸化硫黄排污費の徴収、監視管理の強化などが上げられた。酸性雨監視ネットワークの建設と重点汚染企業の生産工程における二酸化硫黄の自動測定を実現するための政府の財政支援も提案された。

7) 全国生態環境建設計画

1999 年 1 月、国務院が「全国生態環境建設計画」を発表したが、50 年をかけて生態環境を回復する国家計画として注目されている。「計画」では、中国の生態環境について次のようにまとめている。

- ① 水土流失面積は 367 万 km² で、国土面積の 38%に達しており、更に年平均 1 万 km² のペースで進んでいる。
- ② 砂漠化面積は 262 万 km² に達しており、年間 2,460 km² のペースで増大している。
- ③ 森林伐採による植生の破壊は、自然災害の発生につながる。
- ④ 草地の「三化」（退化、砂漠化、アルカリ化）面積は 1.35 億 ha で、全草地面積の 3 分の 1 を占めており、年間 200 万 ha のペースで拡大している。
- ⑤ 15%～20%の動植物の種が絶滅の危機にあり、世界平均レベルの 10%～15%を上回っている。

「計画」では、短期目標（現在～2010 年）、中期目標（2011～2030 年）、長期目標（2031～2050 年）の三段階目標を示し、短期目標は更に 2 段階に分かれ、現在から 2003 年までの目標も設定されている。

	2003 年まで	2010 年まで	2030 年まで	2050 年まで
水土流失改善面積	30 万 km ²	60 万 km ²	目標の 60%以上	完了
砂漠化改善面積	960 万 ha	2200 万 ha	4000 万 ha	—
植林増加面積	2500 万 ha	3900 万 ha	4600 万 ha	完了
森林被覆率	17.6%	19%以上	24%以上	26%以上

傾斜農地改造面積	300 万 ha	670 万 ha	—	完了
退耕還林 ^① 面積	300 万 ha	500 万 ha	—	—
林網化農地 ^②	600 万 ha	1300 万 ha	—	—
草地造成改良面積	2000 万 ha	5000 万 ha	8000 万 ha	—
三化草地改善	1500 万 ha	3300 万 ha	目標の 50%以上	完了
自然保護区面積	—	国土の 8%	国土の 12%	—

生態環境建設計画を進める地域

- ①黄河上中流地域（総面積 64 万 km²、水土流失面積は約 70%）
- ②長江上中流地域（総面積 170 万 km²、水土流失面積 55 万 km²）
- ③「三北^③」風砂総合予防地域（砂漠改造面積は 31 万 km²）
- ④南部丘陵赤土地域（総面積 120 万 km²、水土流失面積 34 万 km²）
- ⑤北部石山地域（総面積 44 万 km²、水土流失面積約 21 万 km²）
- ⑥東北黒土地域（総面積 100 万 km²、水土流失面積約 42 万 km²）
- ⑦チベット高原の凍結地域（総面積約 176km²）

(3) その他の長期計画

1) 「九五」期間全国主要汚染物質総量規制実施案（試行）

1997 年 6 月 10 日付の国家環境保護総局発環控 [1997] 383 号通達で、「九五」期間全国主要汚染物質総量規制実施案（試行）が各省、自治区、直轄市政府に通達された。

「九五」期間の総量規制の対象物質

大気： ばいじん、二酸化硫黄、粉塵

水： COD、石油類、シアン化合物、砒素、水銀、鉛、カドミウム、6 価クロム

廃棄物： 工業廃棄物

地方では地域の状況によって総量規制の対象項目を増加することが可能であるが、ばいじん、粉塵、二酸化硫黄と COD の 4 種目を重点とする。

「九五」期間全国主要汚染物質総量規制実施案（試行）では、全国範囲における総量規制の実施方法を具体的に定めており下記項目が含まれている。

- ①総量規制計画の具体化
 - ・地区、市レベル総量規制指標の具体化
 - ・汚染源総量規制指標の分配
 - ・総量規制実施方法の策定
- ②総量規制の監督管理
 - ・汚染源の基準達成管理
 - ・環境品質の監督管理
 - ・建設項目に対する監督管理

① 開発された 25 度以上の傾斜地の農地を森林へ戻すこと

② 周辺が防風林に囲まれる農地の意味

③ 東北、華北、西北部のこと

- ・「15 種の小企業」の監督管理
- ・環境管理の強化
- ・行政の役割を十分に活用する
- ③総量規制の保証措置
 - ・組織的保証
 - ・制度的保証
 - ・技術的保証
- ④総量規制の考課と公開

2) その他

「国家環境保護科技発展「九五」計画と 2010 年長期計画」(中国環境年鑑 98、p49-55 参照)

「中国自然保護区発展計画要綱」(1996～2010 年)(中国環境年鑑 98、p98-102 参照)

「全国環境宣伝教育要綱」(中宣部、国家教育委員会、国家環境保護局により発表、1996.12)

「クリーナプロダクションの推進に関する意見」(1997 年 4 月、国家環境保護総局により発表)

「2000-2015 年新エネルギーと再生可能エネルギー産業発展計画要点」(2000 年 8 月 23 日、国家経済貿易委員会資源節約と総合利用司により発表)

(4) 中国の環境保護計画システムと環境保全計画の問題点

1) 環境保護計画システムにおける特徴と問題点

中国の環境保全計画の作成は、1974 年の「第 5 次五ヵ年計画」(1976～80 年)の作成にはじまり、現在まで約 25 年を経た。1995 年の「第 9 次五ヵ年計画」(1996～2000 年)期間中、環境保護分野における環境保護五ヶ年計画と年度計画、地方別、部門別、流域別計画など含む計画システムが形成された。この計画システムの特徴と問題点について、国連地域開発センターの顧林生研究員は以下のように論評している^①。

- ・環境計画を国民経済発展五ヶ年計画と年度計画に組み入れることは「環境保護法」で定められているが、計画の実行とその投下資金・予算が保障されていない。「九五」計画期における環境保全事業投資計画の作成により改善されたが、依然として実行するための投下資金の確保が問題となっている。
- ・中央にしても、地方にしても、環境保護局は政府の環境行政事務局のような機能であり、最終の決定権はない。実効性の有無は、発展計画委員会、経済貿易委員会、財政部門、市長等各地方政府長官の裁量に左右される。環境計画局の権限を強化するだけでは不十分であり、環境計画を実施する主力部門との両輪が同時に強化されることが不可欠である。たとえば、計画部門については(国家発展計画委員会と地方計画委員会の)環境投資の割合を増やすことが必要である。
- ・環境保護局が作成する環境計画の内容と指標を分けた上で、経済、財政、税収、金融などの分野に組み入れる方法や統合・調整する方法にも問題が残っている。特に各分野に分けられた環

^① 「中国における政府機構改革・環境・開発」p85 (財)国際開発高等教育機構／国際開発研究センター 2000 年 3 月

環境計画は分散的されており、優先的に実行される保証が得られていない。また、財政や金融などの裏付けもない。

- ・環境計画の作成、調整、実施に関する法律と規定はあるが、計画の現実性と実行可能性、計画の失敗などに関する法的責任の規定がない。
- ・地方の環境計画は、全国の国土計画、地域総合発展計画、流域総合開発計画、都市計画などの上位計画の下で有効に実行されるべきである。しかし、これらの上位計画は完全でなく、環境分野の重要性に対する認識が低く、環境への配慮が不足している。
- ・環境計画の策定は総合的な作業であるが、多くの地方では地域環境に関する統計と研究が不十分で、実行不可能な過大な環境計画が作成されている。

2) 持続可能な地域発展と環境保護計画の課題

国連地域開発センター（UNCRD）は、1999年7月、「21世紀に向けた持続可能な地域開発計画、防災管理および国土保全」という研修を中国雲南で実施した。この研修の特徴は、中国で初めて地域開発計画に国土保全、環境保全、災害管理を入れて総合化するという取り組みである。研修参加者に持続可能な地域発展と環境保護計画の関係についてアンケート調査を行った結果、以下のような課題を抱えていることが明らかになった^①。

- ・ボトムアップ方式による環境保全計画の作成方式が、十分に実施されていない。政府は地域住民と協力することにもっと力を入れる必要がある。
- ・都市計画が都市環境保全計画と結び付けられていない。都市緑地と都市緑化生態系の整備に関する計画と法整備が重視されていない。都市部の行政長官は、恣意的に都市環境保全計画を変更することがよくある。
- ・都市エネルギー計画と都市環境汚染問題の防止と解決が統一的に考えられていない。
- ・地域発展計画と地域環境保全計画を統合する計画の策定、関係情報の収集および実施細則の策定が必要である。
- ・中央各省庁の各環境保全計画には矛盾が多く、統一性と協調性が欠けており、地方に混乱をもたらしている。
- ・環境計画の実施における政府、企業、住民の責任が不明確であり、責任回避がよくある。
- ・環境法執行部門が厳密に実行しない結果、環境計画を最後まで達成することができなくなっている。
- ・市民や住民の環境問題に対する認識が不十分であり、環境保全が持続可能な地域開発に果たす役割が十分理解されていない。環境計画と法規の普及啓発と広報を強化する必要がある。
- ・今後5年から10年間の環境汚染を、国民経済の成長範囲内に押さえる必要がある。
- ・自然保護区をより多く指定し、既存の保護区については厳しく管理する必要がある。
- ・伝統生活様式や伝統文化と環境保全を結びつけ、住民が身近に感じる環境保全計画の作成し、これを実施する必要がある。
- ・地方政府は、地域経済発展と地域環境保全との相関関係を正確に認識していない。地方政府の行政管理者を対象にした研修が必要である。
- ・流域の水汚染問題を解決するための協力体制、法システム、計画体制を整備する必要がある。
- ・都市再開発がもたらした都市環境への影響を研究する必要がある。
- ・赤字経営企業の環境保全事業の経営に与える影響とその打開策を研究する必要がある。

^① 「中国における政府機構改革・環境・開発」p122～123 （財）国際開発高等教育機構／国際開発センター 2000年3月

- ・ 大部分の都市は、水資源不足の問題に直面し、持続的な発展が脅かされている。中国型の持続可能な都市発展のあり方を研究することが求められている。また、そのための研修を実施する必要がある。

7. 環境行政組織

(1) 中央政府改革が環境行政に及ぼす影響

1998年3月の第9期第1回全国人民代表大会において、江沢民国家主席の再任に加え、李鵬全人代委員長、朱鎔基総理、胡錦濤国家副主席の選出とともに、国务院の再編成と人員の削減が大幅に実施され、従来40あった中央官庁（部と委員会）が29に削減された。機械工業部や電子工業部などの産業関係の部は総局に格下げされ、国家経済貿易委員会の傘下に置かれる形となった。

環境行政については、「国务院環境保護委員会」は廃止となり、その職能と権限を吸収し、環境保護局（NEPA）が国家環境保護総局（SEPA）へ昇格した。従来、国家環境保護局が保有していた環境保護産業関係の権能は、国家経済貿易委員会に移管され、産業部門がより一体的に管轄されることになったが、国家機関による直接的な経営コントロールは後退し、自主経営・独立採算の拡大が強調されている。環境法の立法機関である「全国人民代表大会環境と資源保護委員会」は存続している。

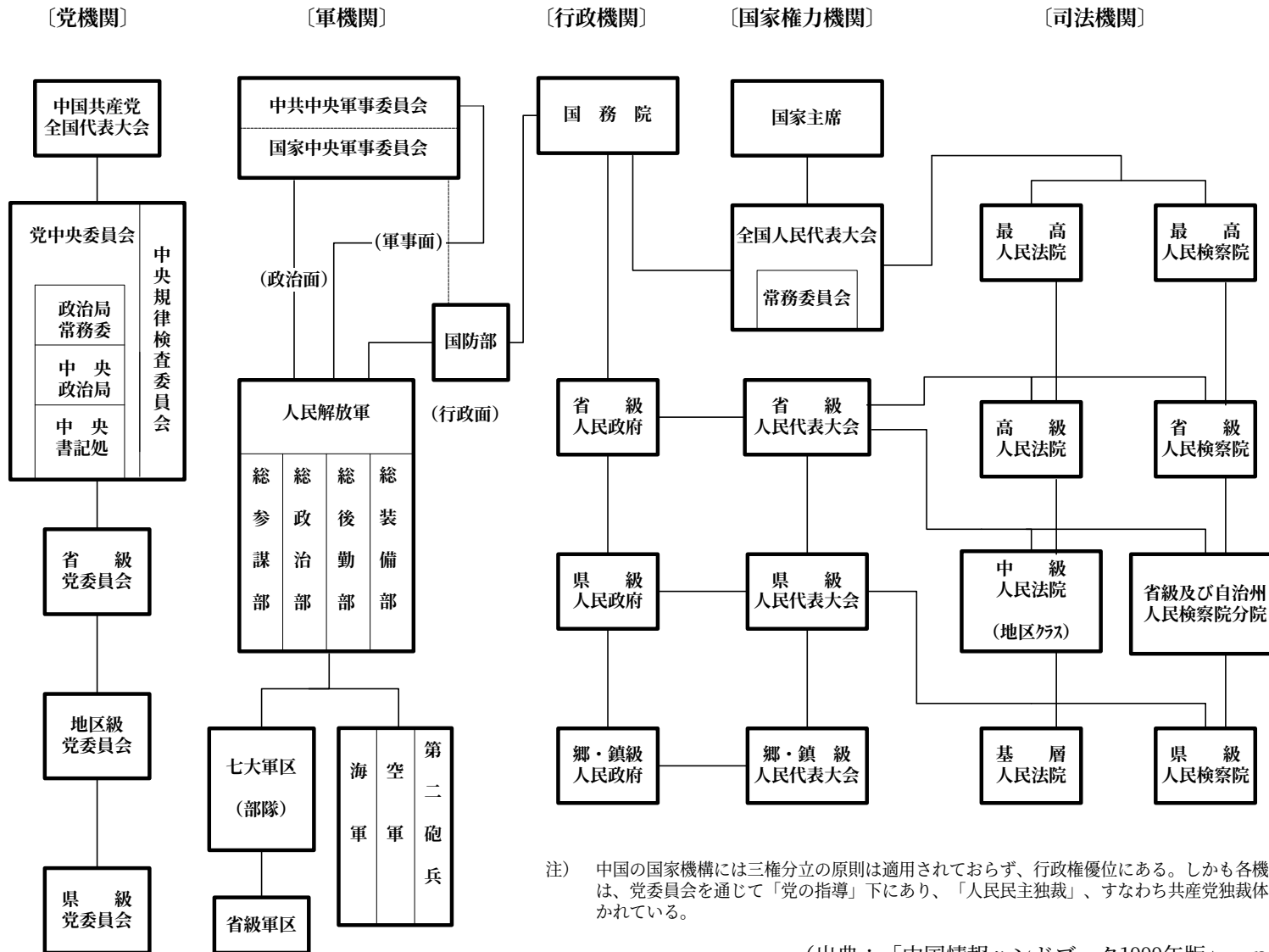
国家環境保護総局の内部組織構成については、国家科学技術委員会の核安全局を核安全司として吸収したが、定員は200名までに下げられた。国务院の環境担当は温家宝副総理が就任した。一方、元の国务院環境保護委員会（廃止）の職能、元の国家科学技術委員会が担当していた原子力安全管理、自動車による大気汚染防止、バイオテクノロジーによる環境汚染対策、環境保護に関係する国際条約の国内履行活動の管理調整等の機能が移管された。また宣伝教育司を弁公庁に合併させるとともに、エコマーク認証、環境保護科学技術の成果登録等の技術的・事務的業務が直属の外郭事業組織に移管された。

新しい国家環境保護総局の機構としては、計画財務司、政策法規司、汚染規制司、国際合作司等10の司（日本の局相当）が設置されており、総局長1名、副局長4名、司庁級幹部31名を含めて定員200名とされている。

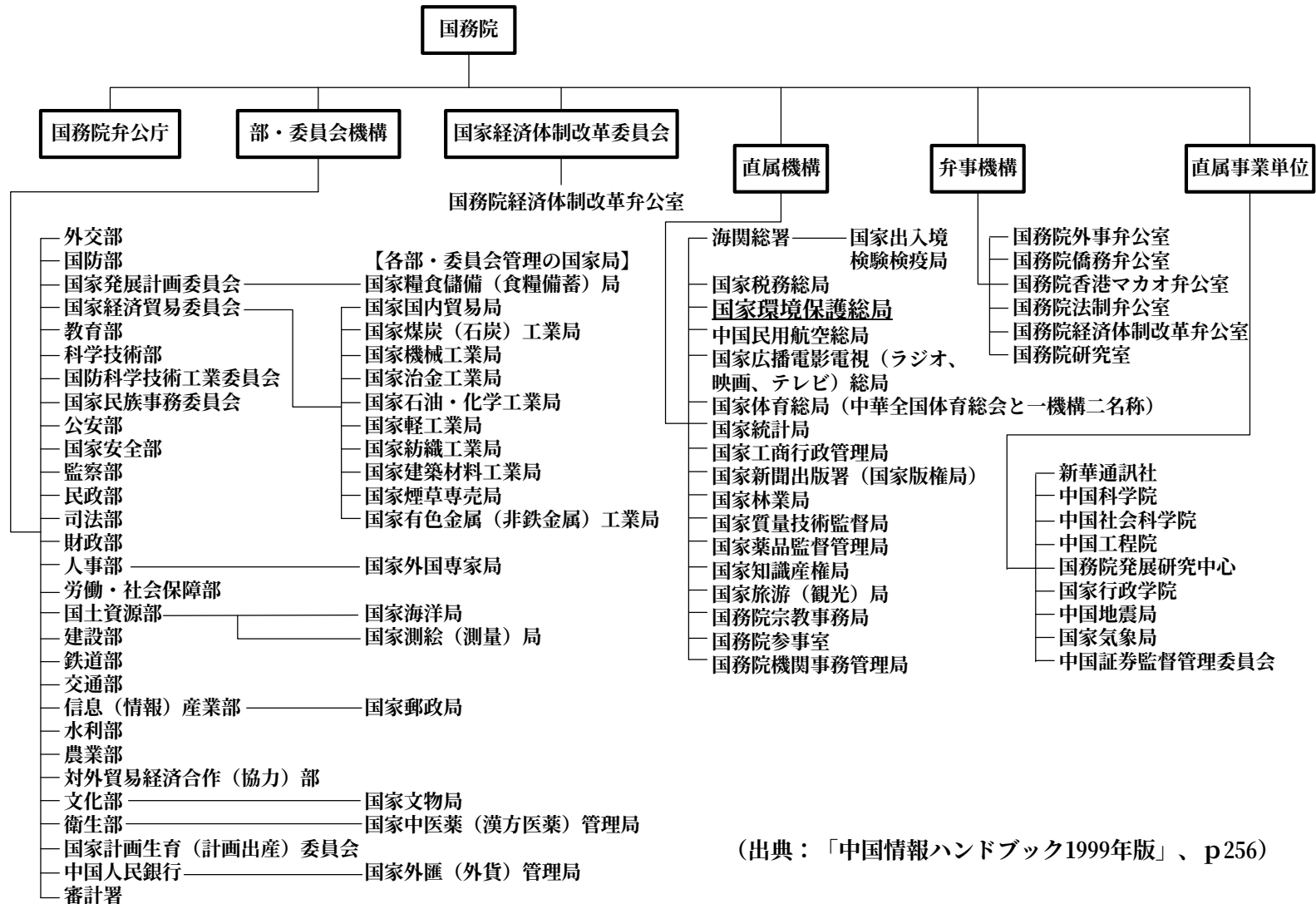
以上の改革に伴う変化として、以下のような観測が指摘されている。

- これまで森林・生態系保全の分野で林業部（省クラス）と競合し、力が及ばなかったが、今回の改革では林業部が準省(vice-ministry)レベルに降格され、生物多様性などの分野で環保局側のコントロールが強化されるものと見られる。
- 産業公害・環境政策の分野では、中国アジェンダ21の責任官庁である国家科学技術委員会との競合が顕著であるが、国家環保局の「世紀を跨ぐ緑工程計画」はより実務的かつ広く国内外の財政支援を集めており、環保局の昇格は政府指導者層におけるこれら計画への広範な関心を反映し、実施能力の強化を促すものと考えられている。

中国の国家機構一党・政府・軍の関連

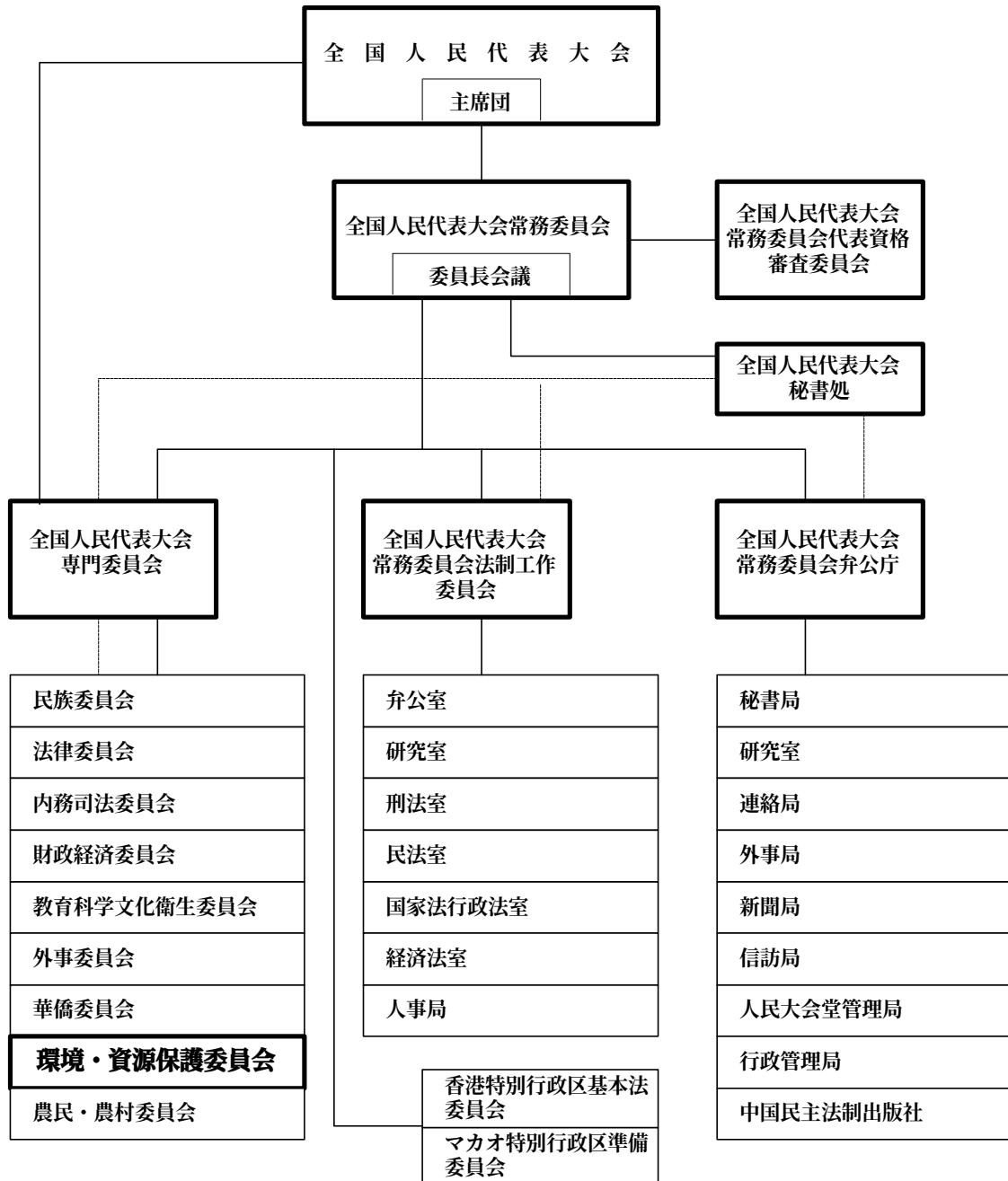


国务院の組織系統図



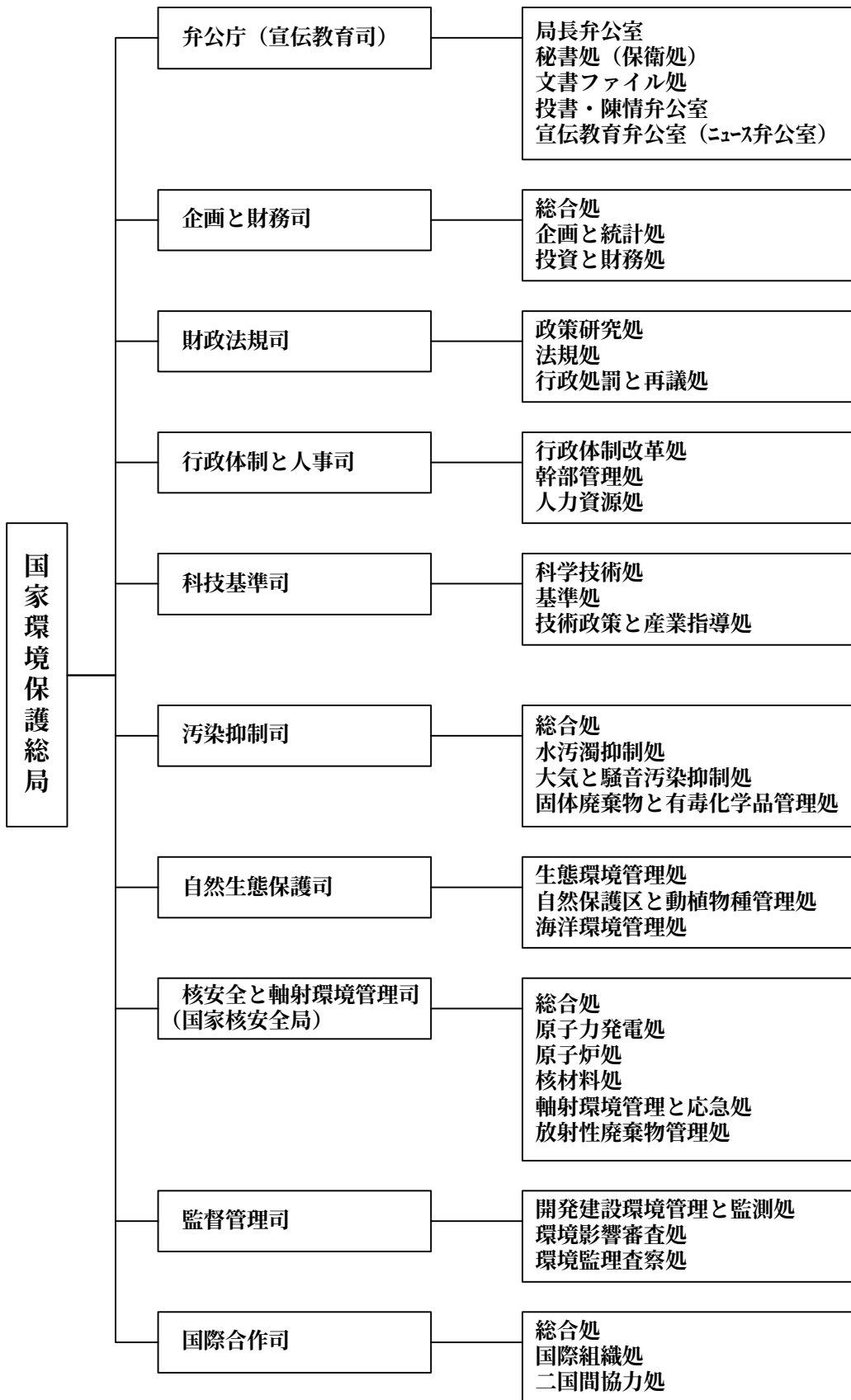
（出典：「中国情報ハンドブック1999年版」、p256）

全国人民代表大会の組織系統図



出典:「中国情報ハンドブック 1999」p273

国家環境保護総局組織図



(2) 環境行政組織と役割

1) 環境行政組織

環境保護の行政組織について、中国の「環境保護法」では下記のような規定がある。

第 7 条 国務院において環境保護に責任を持つ行政部局は、国家の環境保護のために、統一的な管理、監督を行う。

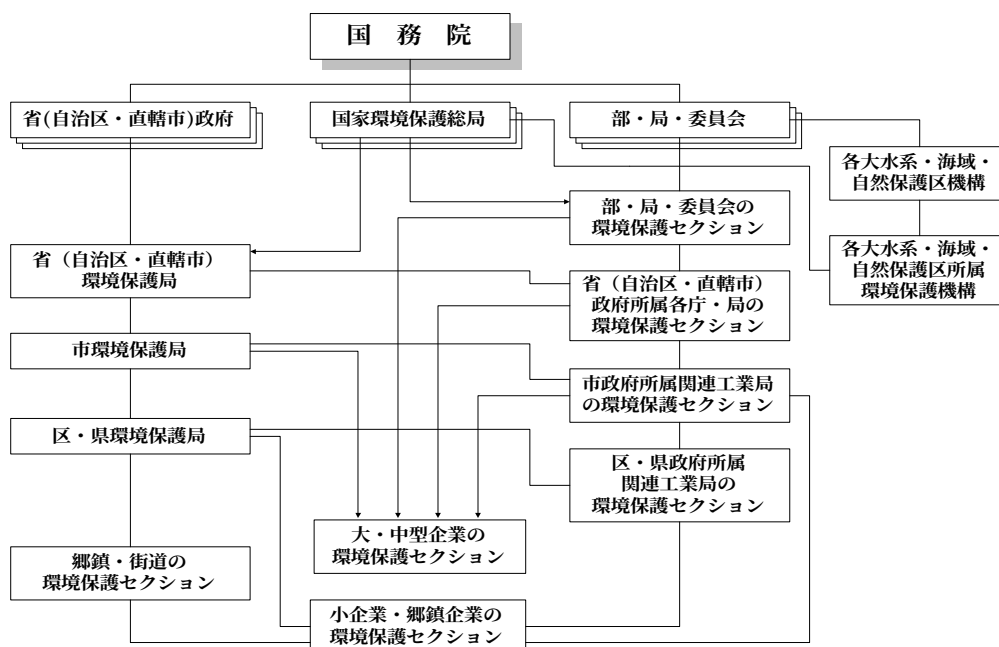
県級及びそれ以上において環境保護に責任のある行政部局はそれぞれの管轄区において、環境保護の管理、監督を実施するための組織である。

海事、港湾監督、漁場管理に責任のある国の行政部局、軍隊の環境保護部局、及び各級の公安、運輸、鉄道、民間航空部局はそれぞれの関連する法律の規定に従い、環境汚染防止対策に対する管理、監督を行う。

県級及びそれ以上の土地、鉱山、森林、農地や水質保護の行政機関は関連する法律の規定により、自然保護の管理監督を実施する。

中国の環境行政は横割りと縦割りの組織で構成され、横には省・直轄市^①政府（地方自治体）、国務院所属の国家環境保護総局（SEPA）ならびに部・委員会がある。縦には、市・区・県の環境保護局ならびに地方政府の庁・局の環境保護セクションで構成される。

政府発表の中国環境行政の構造図^②



① 日本の政令指定都市に相当する。

② 「中国の環境保護システム」 p132

中国の行政組織は、中央組織→省（自治区・直轄市）組織→市組織→区・県組織→郷鎮・街道^①組織と言う5つの階層で構成されている。上級組織は下級組織に対して指導する権限を持っているが、人事と予算面では、上級機関が下級機関に干渉することができない。このため、必ずしも上意下達ではなく、「上有政策、下有対策」（上は政策があれば、下は対策もある）という熟語がこの関係をうまく表すものである。

各地方政府が所轄地域の環境行政全般に関する責任を持ち、環境行政は地方総合行政の一環として位置付けられていると理解できる。地方の環境保護局は、所轄地域における環境行政活動の総括管理と監督を行い、地方政府の環境行政の業務担当機関に当たる。

2) 環境保護局の権限と責務

- ①環境保護活動の監督・管理
- ②環境状況公報の公表
- ③環境保護計画の作成と実施
- ④環境影響評価報告書の批准
- ⑤排出現場の検査
- ⑥「三同時」の実施状況と汚染処理施設の検査
- ⑦汚染排出データの収集、報告
- ⑧排污費の徴収
- ⑨行政処罰権、強制執行の申請権
- ⑩環境汚染民事事件の介入

国家環境保護総局は環境基準及び排出基準を制定する権限を持っているが、地方環境基準の制定は、地方環境保護局ではなく、省級政府がもつ^②。

(3) 環境保護部門の政策要点

1) 全国環境保護工作要綱（1998～2002）

全国環境保護工作における目標を定めるもので、3つの内容に分けられている。

①環境保護工作と環境状況の現状

中国の環境の現状を以下のようにまとめている。

現在、国情に適応した環境政策、法律、制度と基準システムがある程度形成され、環境法規の執行も成果をあげ、環境保護の法制管理も軌道に乗りはじめた。汚染防止は徐々に排出源規制、総量規制とクリーナープロダクションに転換し、重点流域と区域における大規模な環境汚染防止を展開しており、ワイ河流域では段階的な成果を収めた。都市環境保護は深化し、一部の都市の環境品質は改善さ

① 「街道」：日本の「町」に相当する。

② 「中国の環境保護システム」 p134－137、p277

れた。生態環境保護がスタートし、自然保護区と生物多様性保護が強化された。汚染物質の総量規制と世紀を跨ぐ緑色工程計画が順調に実施されている。環境に対する資金投入は国家の重点投資分野に入れられ、環境保全部門の建設は新たな進展を収め、環境技術の革新も成果をあげ、社会全体の環境意識は高まりつつある。国際環境協力と交流も活発に行なわれている。

②指導思想と目標

今後五年間の指導思想としては、汚染防止と生態保護の両立、統一管理の強化、環境改革の深化、強調と分類指導の強化などが挙げられ、以下のような目標が掲げられた。

- ・ 社会主義市場経済体制に適応する環境政策、法律、基準と管理制度システムを形成し、「九五」環境目標を実現する。基本的に環境汚染と生態破壊の進行をくい止め、一部の都市と地域の環境品質を改善させ、いくつかの環境保護モデル都市を建設することに努める。人為的な行為による生態環境破壊を防止する。生物多様性の保護を強化し、いくつかの重点生態モデル区と自然保護区を建設する。
- ・ 又、2000年までに、「一控双達標」^①の実現、ワイ河、太湖の水質を改善し、海河、遼河、デン池、巢湖の地表水水質を顕著に改善する。2002年までに「一控」「双達標」成果の維持、生態環境保護管理体制の形成、重点河川の水源地環境および農村環境保護の強化を行う。

③主要任務と措置

主要任務と措置としては下記7項目に分けて、それぞれの重要事項を定めた（「全国環境保護工作（1998-2002）要綱」（国家環境保護総局ホームページ）参照）。

- ・ 基本国策としての環境保護の実現
- ・ 汚染防止と生態環境保護の両立
- ・ 総量規制と世紀を跨ぐ緑工程計画の実施
- ・ 「総合決策」、「監管と共管」、「環境投入」、「公衆参加」の四政策の設立と整備
- ・ 環境法制度、宣伝教育、投資、科学技術の強化
- ・ 国際協力と交流の積極的な展開
- ・ 基礎工作の強化と組織の建設

2）1999年全国環境保護工作要点

国家環境保護総局は1999年を「九五」環境目標を実現する重要な年として位置付け、全国の環境保護について下記の重点内容を定めた（「国家環境保護総局文件」環発〔1999〕91号（国家環境保護総局ホームページ）参照）。

- ・ 中央の人口資源環境工作会議の精神を徹底し実現すること

^① 一控双達標：すなわち「一つの抑制、二つの基準達成」のこと。2000年までに、各省、自治区、直轄市は管轄している区域内の主要汚染物質の排出総量を国家が規定する排出総量内に抑えること。全国全ての工業汚染源は国家或いは地方の排出基準を達成すること。直轄市、省都都市、経済特別区都市、沿海開放都市と重点観光都市の環境大気、地表水の環境品質については、功能区別に国家の関連基準を達成すること。

- ・「一控双達標」に力をいれること
- ・「3321 工程」^①の実現を急ぐこと
- ・「白色汚染」^②の防止を急ぐこと
- ・都市の環境保護を強化すること
- ・核安全と放射線管理を継続すること
- ・生態環境保護を更に強化すること
- ・「総合決策」、「監管と共管」、「環境投入」、「公衆参加」の四政策の設立と整備
- ・環境法制度、宣伝教育、投資、科学技術の強化
- ・基礎工作の強化と能力の建設
- ・部門と業種別の環境保護の推進
- ・忠実に「三講」^③教育を展開し、精神文明の建設を強化すること
- ・高度な政治責任自覚によって、固く腐敗撲滅運動を推進すること
- ・積極的に国際協力と交流を展開すること

3) 2000 年全国環境保護四大要点

2000 年 1 月 21 日の「科技日報」によると、国家環境保護総局は 2000 年における全国環境保護の四大要点をまとめたと伝えた。

第 1 要点：「一控双達標」の全面的達成

「一控双達標」は 2000 年環境保護の重点中の重点として、全力を出して達成すること。

第 2 要点：重点流域、地域、海域汚染の防止

2000 年にワイ河、太湖、遼河、海河、デン池、巢湖、北京市と渤海など重点区域の汚染防除。言わば「33211 工程」の実施。

第 3 要点：生態環境保護の強化

各省、自治区、直轄市におけるリモートセンシングによる生態環境調査の実施。重点地域と生態機能地域計画ならびに生態保全計画に注力し、生態環境影響評価指標の研究を行う。自然保護区の建設および管理の強化。

第 4 要点：環境保護法規制、科学研究、投資と宣伝教育の強化

「大気汚染防止法」の修正、「排污費徴収条例（草案）」の作成など法整備を進め、環境産業モデル都市の形成、低金利長期国債による環境保護投資の強化、汚染排出費の徴収の強化など。

① 「3321 工程」：三河川、三湖沼、二大気汚染抑制区、一都市のこと。その後、渤海が追加され「33211 工程」となった。

② 「白色汚染」：(white pollution) ビニール袋や発泡スチロール容器の普及により、近年、中国各地で問題化しているゴミ公害。鉄道沿線や湖、川に捨てられたビニール袋や発泡スチロール容器が散乱している光景がよく見られる。

③ 「三講教育」：江沢民総書記が提唱した共産党幹部を対象とする党性、党風教育のことで、「講学習、講政治、講正気」（学習、政治、正気を講究する）を主要内容として、全国で政治運動として展開されている。

8. 環境保護政策システム

(1) 中国環境政策の基本システム

中国環境政策「三本の柱」

- ・ 環境問題の事前防止を主とし、事前防止と事後処理を両立させること
- ・ 汚染者が汚染を処理し、開発者が環境要素を保護し、利用者が環境要素を補償すること
- ・ 環境管理を強化すること

ここでは、既存汚染を除去しなければならない、そのための費用を含むあらゆる責任と義務は汚染者にあること、新規汚染を事前に防止しなければならない、そのための費用を含む全ての責任と義務は開発者にあること、それらを実行するために、ムチとしての直接規制とアメとしての経済的手法などを用いて環境行政を行うこと、を明確に打ち出している。

これらの政策は9つの環境管理制度によって具体化されている。

- ①環境影響評価制度
- ②「三同時」制度
- ③汚染物質排出費(排污費)徴収制度
- ④環境保護目標責任制度
- ⑤都市環境総合整備に関する定量審査制度
- ⑥汚染物質集中処理制度
- ⑦汚染物質排出登記・許可証制度
- ⑧期限付き汚染防除制度
- ⑨企業環境保護審査制度

これらの環境対策は、直接規制と経済的手法を併用するものであり、市場経済への過渡期であるにもかかわらず汚染者負担原則をいち早く導入したこと、環境影響評価を制度化したこと、環境保護目標に関する責任制度を導入したこと等、中国の環境政策の先進性は大いに評価できる。

こうした環境対策により、以下のような成果が報告されている。

- ① 国有企業を中心とする幾つかの汚染物質排出量がある程度抑制できた。1995年の国有企業の生産額は1985年より実質1.12倍増加した。しかし同期において、産業廃棄物排出量と排気排出量の増加は39.1%、73.9%増にとどまり、汚水排出量は10.7%減少した。
- ② 都市部の幾つかの環境指標に改善が見られた。また上下水道、ガス化、熱供給の集中化、道路などの都市環境基礎施設の整備にも進展がみられた。
- ③ 自然保護に関する幾つかの指標に改善がみられた。
- ④ 環境汚染のひどい企業が大量に閉鎖された。1995年8月に公表された「淮河流域水污染防治暫行条例」に基づき、1996年6月までに、旧式小型製紙企業を1,100社閉鎖した。また1996年8月の「環境保全にかかる諸問題に関する国务院決定」に基づき、15業種の旧式小型技術を持つ企業を1996年9月30日までに4万8,000社閉鎖した。
- ⑤ 1997年6月30日までに6万4,083社を閉鎖した。
- ⑥ 公害処理設備が増加した。1995年現在、企業に設置された各種公害処理設備の合計は37万7000

基に上った。

こうした成果が盛んに宣伝されている一方で、実情としては、環境関連予算の不足やモニタリング体制の未整備、政策実施段階における専門的技術・人材の不足等の阻害要因が存在しており、先進的な政策といえども必ずしも十分な成果が上っていないことが指摘されている。また、限られた改善効果にも地域格差・企業間格差が多く見られ、中央以上に地方政府において対処能力の不足は深刻である。中央政府では「少なくとも 2000 年までは国が前面に出て、対策の道筋をつけ、成果を収め、対策が可能であることを実証する必要がある」という認識を持っており、当面は中央の主導により、諸外国との協力・支援も仰ぎつつ、対処能力の向上等、環境対策実施のための基盤整備を進めていくことが必要であるとされている。

(2) 環境政策基本システムの見直し

成果を上げてきたと言われる中国環境政策基本システムであるが、国内情勢の激しい変化への対応が遅れ、制度としての不備、実施上の阻害要因の両面から数々の限界が指摘され、見直しの機運が高まっている。市場経済の推進に伴って、「経済手段による環境保全」が注目され、行政改革ともに、「制度の法制化」が動きはじめた。いくつかの行政制度を代替する法律の作成準備が既に着手されている。最近の主な動きについては以下の通りである。

環境影響評価制度 プロジェクトレベルにとどまらず、経済、産業、環境保全等の国家政策の決定にも適用されるような「戦略的環境アセスメントシステム」の導入が検討されている。このようなシステムは北米およびヨーロッパにおいて広く用いられており、国家環境総局においては、こうした既存システムを多角的に研究した上で、中国に合ったシステムを提案することになっている。なお、国務院に対する中心的な諮問機関であり、影響力の大きい環境資源保護委員会（曲格平議長）では、カナダの戦略的環境評価システムを高く評価しているといわれる。その後、環境アセスメントの法制化の動きに連動して、「中華人民共和国環境影響評価法（草案）」の作成が行われてきた。2000 年 12 月 22 日、「中華人民共和国環境影響評価法（草案）」が第九回全国人民代表大会常務委員会第十九次会议に正式に提出され、発表に向けての審議が行われている。

排污費徴収制度 1994 年 6 月～1997 年 6 月、世界銀行の援助で「中国排污費徴収制度設計及び実施に関する研究」が中国環境科学研究院で行われ、これには排污費制度の構成、各汚染項目の徴収基準の設定、コンピュータ管理ソフトウェアの開発、国家環境保護基金の設立草案の研究などが含まれていた。その他、チャイナカウンシル環境経済 WG 等でも盛んに排污費制度の検討が行われ、既に、公害対策促進効果が薄く、弊害が多いことが明らかとなった。

これらの研究に基づく勧告を受けて、国家環境総局は排污費制度の全面的見直しにむけて、杭州市、鄭州市、吉林市の 3 都市で排污費の改革試験を行うと同時に、制度を法制化するための「排污費徴収条例（草案）」準備も進めてきた。2001 年にこれを実施する予定である。

汚染排出総量規制計画 1997 年以降、大気・水質汚染防止法が改正され総量規制の考え方が導入されている。濃度に基づく環境基準による規制に新たに総量規制も加えることで、局地的な環境条件を必要とする場合には、地方環境局が国家基準より厳しい排出規制を課すことが可能となる。これまでに環境に及ぼす被害の大きい 12 の重点汚染物質が総量規制の対象となっており、2000 年の排出量を 1995 年のレベルに維持する、との目標が設定されている。

大気汚染物質（3 項目）：煤塵、粉塵、二酸化硫黄

排水汚染物質（8 項目）：COD、石油類、シアン化物、砒素、水銀、鉛、カドミウム
廃棄物（1 項目）：産業廃棄物

汚染物質排出許可制度 総量規制の考え方は、1999 年 3 月の全人代の議決を経て、排出許可制度と統合することが予定されている。国家環境総局としては、長期的には SO_xを手始めに売買可能な排出権を設定して市場の整備を進めて行く方向を指向しているとされる。

クリーナープロダクション法の制定 「持続可能な開発」が「二大戦略」のひとつとして位置付けられていること、また UNEP、世銀等の熱心な普及活動もあって、90 年代初頭以来「清潔生産」（クリーナープロダクション）が中国で注目されるようになった。しかし、計画経済により原料市場が政府のコントロールの下に置かれ、原料価格が低水準にあるため、政府・研究者サイドの熱意に比べて、これまで企業サイドの取り組みは積極的ではなかった。

1997 年 4 月 14 日、国家環境保護総局は 2000 年までにクリーナープロダクションの管理と運営体制を整備するという目標を掲げて「クリーナープロダクションを推進するための意見」（環控 [1997] 0232 号）を発表し、その後、クリーナープロダクション法の制定にむけた動きが活発化している。この法は、北米及び西欧で広く用いられている best available technology 政策の中国版として、中国産業界におけるクリーナープロダクション技術と公害対策手法の適用を促進するものとして期待されている。

9. 環境法制度

(1) 中国の環境保護関連法の整備状況について

中国では環境保護は中央政府の基本国策の一つとして位置付けられている。1978年に改正された「中華人民共和国憲法」の第11条では、「国家が環境を保護し、自然を保護し、汚染及びその他の公害を防止する」と、はじめて環境保護が明記された。1979年には「中華人民共和国森林法」と「中華人民共和国環境保全法」が誕生した。それから20年の間、中央政府は28の環境関連法（同等効果の規則も含む）と70余りの条例を策定し、施行してきた（1999年、中国国家環境保護総局政策法規司による）。また「放射性汚染防止法」と「化学汚染環境防止法」の立法準備が進んでいる。

「全国人民代表大会環境と資源保護委員会」は、環境と資源保護に関する法律の起草と法の施行を監督する機関である。省と直轄市の人民代表大会は地方の環境保護条例を定める権限がある。

①憲法で定められている条項

1982年に改正された「中華人民共和国憲法」の「総綱」の中に次のように環境保全に関する規定が定められている。

第9条： 国家は自然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物と植物資源を保護する。（抜粋）

第26条： 国家は生活環境及び生態環境を保護し、改善し、汚染とその他の公害を防止する。（抜粋）

②環境保護関連法システム

中国環境保護の基本法である「中華人民共和国環境保護法」のもと、特定の汚染防止（例えば大気汚染防止、水質汚染防止）を対象とした5つの法律と、特定の自然資源を対象とした8つの法律が策定されている。これらの法の実施細則や、数多くの条例・弁法・規定ならびに環境基準、排出基準から、中国の膨大な環境保全法システムが構成されている。中央政府は「法整備の初期段階」にあるとし、「更に充実させるべき」と認識している。これは「放射線汚染防止法」や「化学汚染防止法」など新たな法律の追加による法システムの補完と、施行されている法律の改正、補足の2つの意味を持っている。

一方、各汚染防止法及び資源環境保護法の改正及び新規立法の準備が着々行われているが、「中華人民共和国刑法」の中に「環境資源保護の破壊罪」の項目が追加され、その改正案は1997年の第8回全国人民代表大会第5次会议で採択され、同年10月1日から施行されている。

(2) 環境関連の主要法規(和訳のあるものはその所在を表示)

環境基本法

法規の名称	和訳の所在
環境保護法	「中華人民共和国六法」第 5 巻
	「中国経済関連法令集」96 年版
	「東アジア経済法令速報」82 号
	JICA 専門家仮訳

汚染防止法

大気汚染防止法	「中華人民共和国六法」第 5 巻
	「東アジア経済法令速報」193 号
	JICA 専門家仮訳
水汚染防止法	「中華人民共和国六法」第 5 巻
	「東アジア経済法令速報」207 号
	JICA 専門家仮訳
海洋環境保護法	「中華人民共和国六法」第 5 巻
固体廃棄物環境汚染防止法	「中華人民共和国六法」第 5 巻
	「中国経済関連法令集」13 巻
	「東アジア経済法令速報」213 号
環境騒音汚染防止法	「中華人民共和国六法」第 5 巻
	「中国経済関連法令集」13 巻
	「東アジア経済法令速報」219 号

自然資源法

森林法	「東アジア経済法令速報」264 号
水法	「中国年鑑」89 年版
草原法	「中国基本法令集」
漁業法	「中国基本法令集」
鉱物資源法	「東アジア経済法令速報」216 号
土地管理法	「東アジア経済法令速報」98-1 号
水土保持法	「東アジア経済法令速報」100 号
野生動物保護法	「東アジア経済法令速報」215 号
石炭法	

その他の法律

都市計画法	「東アジア経済法令速報」49 号
郷鎮企業法	
農業法	
対外貿易法	「中国年鑑」95 年版
道路法	
標準化法	「中国年鑑」89 年版
文物保護法	
全人民所有制工業企業法	「中国年鑑」89 年版
省エネルギー法(エネルギー節約法)	「東アジア経済法令速報」235 号

実施細則、条例、法規通知など

水污染防治法実施細則	JICA 専門家仮訳
大気污染防治法実施細則	「東アジア経済法令速報」93-1 号
陸上源泉汚染物海洋環境損壊防止管理条例	「中華人民共和国六法」第 5 卷 「東アジア経済法令速報」71 号
海底石油探査開発環境保護管理条例	
船舶による海域污染防治条例	
海洋への廃棄物投棄管理条例	
船舶解体による環境污染防治条例	
排污費徴収暫定弁法	
汚染源対策専門基金有償使用暫定弁法	
排出基準超過排水排污費の調整と騒音排污費徴収基準の統一に関する通知	
企業の石炭燃焼による二酸化硫黄排污費徴収試験地域拡大事業に対する国務院の回答	
石炭都市建設付加費の徴収許可	
経済開放地域環境管理暫定規定	
放射性同位元素と放射線放置の放射防護条例	
自然保護区条例	「東アジア経済法令速報」205 号
淮河流域水污染防治条例	
技術改良による工業污染防治に関する国務院の規定	
郷鎮、街企業の環境管理強化に関する国務院の規定	
国民経済調整期における環境保護の強化に関する国務院の決定	
環境保護工作に関する国務院の決定	
環境保護工作の更なる強化に関する国務院の決定	
環境法執行検査を強化し、厳しく違法活動を検挙する活動の展開に関する国務院の通知	
海外の廃棄物の我が国への移動を規制するための国務院弁公庁の緊急通知	
いくつかの環境保護問題についての国務院の決定	
「いくつかの環境保護問題についての国務院の決定」を徹底的に実行するための国家環保局の通知	
環境管理システム認証指導員会に関する国務院弁公庁の回答	

上記以外で和訳のあるもの

環境保護行政処罰弁法	「中華人民共和国六法」第 5 卷 「東アジア経済法令速報」00-1 号
環境基準管理弁法	「中国環境事情」27 号 「東アジア経済法令速報」00-1 号
野生植物保護条例	「中華人民共和国六法」第 5 卷 「東アジア経済法令速報」211 号
海岸工事建設プロジェクト海洋環境汚染損壊防止管理条例	「中華人民共和国六法」第 5 卷 「東アジア経済法令速報」71 号
建設プロジェクト環境保護管理条例	「東アジア経済法令速報」275 号

建設プロジェクト環境保護施設竣工検収管理規定	「中華人民共和国六法」第 5 巻 「東アジア経済法令速報」190 号
建設プロジェクト環境影響評価資格証書管理弁法	「東アジア経済法令速報」276 号
建設プロジェクト労働安全衛生事前評価管理弁法	「東アジア経済法令速報」257 号
建設プロジェクト労働安全衛生事前評価単位資格認可及び管理規則	「東アジア経済法令速報」252 号
交通建設プロジェクト環境保護管理弁法	「中華人民共和国六法」第 5 巻 「東アジア経済法令速報」190 号
都市外観及び環境衛生管理条例	「中華人民共和国六法」第 5 巻 「東アジア経済法令速報」121 号
化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定	「中華人民共和国六法」第 5 巻 「中国経済関連法令集」96 年版 「東アジア経済法令速報」178 号
化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理登録実施細則	「中華人民共和国六法」第 5 巻 「中国経済関連法令集」96 年版 「東アジア経済法令速報」178 号
監督規制化学品管理条例	「東アジア経済法令速報」201 号
化学危険物品安全管理条例	「東アジア経済法令速報」178 号
都市緑化条例	「中華人民共和国六法」第 5 巻 「東アジア経済法令速報」118 号
核輸出管理規制条例	「東アジア経済法令速報」236 号
核転用品及び関係技術輸出管理統制条例	「東アジア経済法令速報」263 号
原子力発電所核事故緊急対応管理条例	「東アジア経済法令速報」223 号
資源総合利用認定管理弁法	「東アジア経済法令速報」280 号
廃棄物輸入環境保護管理暫定施行規定	「東アジア経済法令速報」206 号
輸入廃棄物積込運送前検査管理弁法(試行)	「東アジア経済法令速報」219 号
鉱物資源法実施細則	「東アジア経済法令速報」198 号
鉱物資源補償費徴収管理規定	「東アジア経済法令速報」189 号
陸生野生動物保護实施条例	「東アジア経済法令速報」109 号
土地管理法实施条例	「東アジア経済法令速報」79 号
鉱山安全法	「東アジア経済法令速報」123 号
鉱山建設工事安全監督実施弁法	「東アジア経済法令速報」95-2 号
鉱山安全監察員管理弁法	「東アジア経済法令速報」95-2 号
森林法実施細則	「東アジア経済法令速報」206 号
草原防火条例	「東アジア経済法令速報」219 号
水生動植物自然保護区管理弁法	「東アジア経済法令速報」264 号
水土保持法实施条例	「東アジア経済法令速報」210 号
取水許可制度実施弁法	「東アジア経済法令速報」207 号
農薬管理条例	「東アジア経済法令速報」224 号

地方の法規(和訳のあるもの)

福建省環境保護条例	「東アジア経済法令速報」197 号
北京市土地管理法実施弁法	「東アジア経済法令速報」95-1 号
上海市土地管理法実施弁法	「東アジア経済法令速報」170 号
上海市環境保護条例	「東アジア経済法令速報」279 号
上海市危険廃物污染防治弁法	「東アジア経済法令速報」279 号
「上海市危険廃物污染防治弁法」環境保護実施細則	「東アジア経済法令速報」270 号
上海市化学危険物品安全管理弁法	「東アジア経済法令速報」280 号

「上海市化学危険物品安全管理弁法」環境保護実施細則	「東アジア経済法令速報」279号
天津市污水排出費徴収暫定施行規定	「東アジア経済法令速報」136号
天津市建設プロジェクト環境保護管理弁法	「東アジア経済法令速報」190号
大連経済技術開発区土地使用管理弁法	「東アジア経済法令速報」119号
大連市環境保護管理暫定施行規定	「東アジア経済法令速報」7号
大連市環境保護管理罰則規定	国際開発センター報告書
重慶市環境保護条例(抄)	国際開発センター報告書
貴陽市大気汚染防止条例	国際開発センター報告書

(3) 中国法律関連の和訳の入手先など

- ・「中華人民共和国六法」：ぎょうせい(電話：03-5349-6666)から 6 冊セット 42,000 円で販売(部分販売なし)。年間約 34,000 円で新規・変更分の差し替えサービスあり。
- ・「中国経済関連法令集」：日本国際貿易促進協会(電話：03-3506-8281、FAX：03-3506-8280)から 96 年版 35,000 円、第 13 巻 15,000 円で販売。
- ・「東アジア経済法令速報」：糸賀法律事務所(電話：03-3818-7004、FAX：03-3818-8308)から 1 冊 12,500 円で販売。
- ・JICA 専門家仮訳：日中友好環境保全センター派遣専門家グループによる翻訳。
- ・「中国年鑑」：社団法人中国研究所編(電話：03-3947-8029、FAX：03-3947-8039)2000 年版は創土社から出版、定価：16,800 円
- ・「中国基本法令集」：社団法人中国研究所編。日本評論社から 1988 年に出版。
- ・「中国環境事情」：日中環境合作研究会ホームページ参照。(http://www5a.biglobe.ne.jp/~tyukan99)
- ・「国際開発センター報告書」：外務省委託「経済協力計画策定のための基礎調査—中国環境モデル都市構想—」、1999 年 3 月発行。

この他、中国を含む各国の環境法制度の動きに関する情報源として次のようなものがある。

- ・「エコ・ロー ジャーナル」：(株)環境新聞社(電話：03-3359-5371、FAX：03-3359-7250)から隔月発行。年間購読料 30,000 円(送料・税込)。
- ・「世界の環境法規制」：(株)住友海上リスク総合研究所が月刊誌「グローバル ネット」の中で連載。発行は(財)地球・人間環境フォーラム。年間購読料 15,000 円(会員以外)。
(http://www.shonan.ne.jp/~gef20/gef/)
- ・「世界主要国の環境規制情報」：エンヴィックス(有)(電話：03-5974-7901、FAX：03-5974-7908)から隔月発行。また同社では、中国の環境法規の和文概要を 1 件あたり 2～3 千円で提供している。
(http://www.netlaputa.ne.jp/~envix/mntr9.html)
- ・(財)日中経済協会(電話：03-3263-8912、FAX：03-3263-8910)では、中国に関する各種の文献・情報を収集しており、内容によっては外部からの情報提供依頼にも応じている。

(4) 2000 年における環境立法の動向

1) 「海洋環境保護法」の改正

2000 年 4 月 1 日、改正後の「海洋環境保護法」が発効した。今回の修正は、1999 年 12 月 25 日に開かれた第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 13 次会议によって承認された。改正後の「海洋環境保護法」は持続的な発展戦略や環境保護の基本的な政策などの政策方針に依拠とした上で、現行法の 10 年以上の実施経験を総括し、現行の行政法規や規定のうち有効な海洋環境管理制度や措置を、法律の形式をもって定めたものである。同法では、新たに「海洋環境監督管理」と「海洋生態保護」の 2 章が追加され、汚染防止の条項では海洋環境保護の法律制度の規定を追加し、法的責任を細分化し、行政処分の執行力を高めた。また、各部門の職責や分担を調整し、国際条約の履行に関する内容も追加された。修正後の「海洋環境保護法」は各関連部門の法による海洋環境保護活動の基準となるものである。

2) 「大気汚染防止法」の改正

2000 年 4 月 29 日、第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 15 次会议によって「中華人民共和國大気汚染防止法」の修正案が可決され、2000 年 9 月 1 日に、執行された。新大気汚染防止法は以下の特徴がある^①。

- ✧ 旧大防法は、1995 年 8 月に発布され、1998 年から早くも修正に着手した。その後わずか 3 年で修正を完成させたことは、歴史上例がない速さである。また、この短期間で 2 度の修正が行われたことも歴史上まれなことである。
- ✧ 新大防法は、7 章 66 条で構成され、うち 55 条が修正、新規作成されている。旧大防法は 5 章 50 条であった。これだけの大量の修正も過去例がない大がかりなものである。
- ✧ 新大防法は全人代可決までに、3 回の審査を受けた。通常は 2 回であり、厳しい審査内容と真剣さが伺える。
- ✧ 新大防法作成中、修正案に対する経済影響評価が行われた。

新大気汚染防止法の要点について、全国人民代表大会環境資源委員会法案室の孫佑海主任は以下 6 項目を挙げている^②。

① 重点都市の大気汚染防止に対する規制の強化

中国は現在 668 の都市があり、都市人口は約 4 億人である。環境統計をとっている 300 余りの都市のうち、70%以上は大気環境品質が 3 級基準であるか、又はこれを超えているため、都市部の大気汚染はかなり深刻化しているが、すべての都市に対し、大気環境を短期内に顕著に改善するよう求めることは現実的でないことから、重点都市を定め、期限付きの改善対策を実施することが規定された。

一、國務院は都市基本計画、環境保全計画目標及び都市の大気環境状況に基づき、大気汚染防止重点

① 中国国家環境保護總局政策法規司彭近新司長（日中環境協力関係者定例懇談会特別会での講演による）

② 「科技日報」 2000 年 5 月 16 日

都市を決める。

- 二、大気環境品質基準に到達していない大気汚染防止重点都市については、国務院又は国務院の環境保護行政部門が定める期限に従い、大気環境品質基準を達成しなければならない。
- 三、大気汚染防止重点都市は、汚染度の高い燃料の使用禁止区域を定め、期限付きで石炭の直接燃焼を停止し、天然ガス、液化石油ガス、石炭ガス、電気等クリーンエネルギーに改めること。
- 四、地方政府は所管区域の大気環境品質に責任を負い、計画の策定及び対策を講じることによって、管轄区域の大気環境品質基準に到達させる義務がある。

② 石炭燃焼汚染に対する規制の強化

現在、中国のエネルギー消費量の 70～80%を石炭が占めている。北京を例にとると、石炭の年間消費量は 2,800 万トンである。硫黄分と灰分の高い石炭も多く使用されているため、大気汚染を深刻化させた。新大気汚染防止法は従来の規定を踏まえ、次のような改正を行っている。

- 一、石炭による熱供給を行わなければならない地区では、集中熱供給を普及しなければならない。しかし、集中熱供給配管網が整備された地区での石炭ボイラーの新設は禁止する。
- 二、大・中都市の外出産業は期限付きでクリーンエネルギーへの転換をしなければならない。石炭を直接燃やして使用することは禁止する。市内の石炭使用禁止区域対象外の民生用石炭は「硫黄固定型石炭」を使用するものとし、原炭の使用は禁止する。
- 三、石炭火力発電所やその他の大・中型企業に対し、二酸化硫黄の排出規制を厳格に執行しなければならない。
- 四、都市の市街地で火力発電所を新設できる規定を取り消した。

③ エンジン付き車両・船舶に対する規制の強化

1998 年末現在、中国の自動車の保有台数は 1,400 万台に達しており、2010 年には 4,900 万台に増加する見通しである。現在、一部の大都市では自動車が既に主要汚染源となっている。北京市の場合は、炭化水素の 74%、一酸化炭素の 63%、窒素酸化物の 50%は自動車によるものとなっている。新大気汚染防止法では、エンジン付き車両・船舶の製造、使用、整備、燃料、検査等について以下の規定がある。

- 一、排出基準を満たせない車両・船舶の製造、輸入、販売を禁止する。
- 二、現在使用中の車両は製造時の排出基準を達成しなければならない。自動車整備工場は国の技術規範に基づく整備を実施しなければならない。
- 三、国はクリーンエネルギー技術を用いた車両・船舶の生産と使用を奨励し、良質の燃料油の生産・使用を支持する。
- 四、認定を受けた車検場は車の排ガスの年度検査を行う。環境保護部門は自動車の排ガス取締りを行う。
- 五、省政府が国家基準の上乗せ排出基準を定める場合、国務院に報告し、同意を得なければならない。

④ 飛散塵汚染の防止

現在、中国北方都市の大気中総浮遊粒子状物質の 50%が飛散塵によるもので、今年、頻繁に発生した砂嵐は飛散塵汚染を一段と深刻化させた。新大気汚染防止法では以下の防止措置を定めている。

- 一、地方政府は植林（草）と緑化に力を入れる。
- 二、建築現場における飛散塵を防止するための処置を講じるとともに、都市の飛散塵汚染防止を「都

市環境総合整備審査」の内容とする。

三、違反した場合の処罰事項。

⑤ 新エネルギー、新技術の開発と普及

審議委員により、大気汚染防止活動を効果的に推進するには、行政手段だけでは不十分であるとの指摘があったため、新エネルギーの導入推進とクリーン石炭技術の開発、環境保全産業の発展を支持する規定を追加した。

⑥ 環境管理制度の整備

法律の執行力を高めるための努力として、

一、基準を超えて汚染物質を排出する行為は違法であることを明確にしたほか、処罰制度も規定した。

二、総量規制制度及び汚染物質排出許可証制度を法によって規定した。

三、汚染物質排出総量に基づく費用徴収制度の確立。

四、処罰法的責任を強化した。

五、環境保護部門とその他関係部門に対する監督を強化した。

3)「環境影響評価法（草案）」の審議開始^①

2000年12月22日に開かれた第九回全国人民代表大会常務委員会第十九次会議に「中華人民共和国環境影響評価法（草案）」が提出され、発布に向けた審議が開始された。「環境影響評価法」の審議に当って、全人大環境資源委員会副主任委員の王濤氏が以下の説明をした。

1979年に実施された「中華人民共和国環境保護法（試行）」で環境アセスメント制度を確立してから既に、20年間が経った。「九五」期間中、建設プロジェクトの環境アセスメントの執行率は90%に達し、対象範囲も新設プロジェクトから、施設改造プロジェクトまで拡大されてきた。但し、経済活動の拡大により、地域開発と産業の発展及び自然資源の開発利用による環境への影響が表面化し、特に経済優先の開発政策及び計画による環境破壊が深刻化してきた。持続可能な発展を実現するために、「中華人民共和国環境保護法（試行）」では、環境影響評価の対象範囲を環境に影響を与える開発政策と計画まで拡大させた。

4)「水污染防治法実施細則」の公布

2000年3月20日、「中華人民共和国水污染防治法実施細則」が第284号国務院令により公布され、同時に施行された。これによって、1989年7月12日付け、国務院が認可し、国家環境保護局（当時）が公布した「中華人民共和国水污染防治法実施細則」は廃止された。「中華人民共和国水污染防治法実施細則」は全6章49条で構成されている。

^① 「中国環境報」 2000年12月23日

(5) 現行の環境保護関連法の概要とその特徴

1) 環境保護の基本法

- 「中華人民共和国環境保護法」

全6章47条で構成される中国の環境保護全般に関する基本法で、1989年12月26日の第7回全国人民代表大会常務委員会第11次会議で採択、同日から施行された。総説第6条に「すべての団体及び個人は、環境を保護する義務を負い、また環境を汚染し影響を与えた団体や個人に対して、裁判所に訴訟を起こす権利を有する。」と規定しており、第8条には「明らかに環境を保護し、改善を行った個人・団体は、人民政府より褒賞が受けられる。」と奨励制度も盛り込まれている。また、「環境アセスメント制度」、「三同時制度」、「排污費制度」など各環境管理制度の執行についての規定、環境保護を実施する部局の権限と職能の規定なども含まれている。

2) 汚染防止

- 「中華人民共和国大気汚染防止法」

全7章66条で構成される大気汚染を防止するための法律で、1987年9月5日の第6回全国人民代表大会常務委員会第22次会議で採択、1988年6月1日から施行され、1995年8月29日の第8回全国人民代表大会常務委員会第15次会議と2000年4月29日の第9回全国人民代表大会常務委員会第15次会議で2回の修正を経て、最新版は2000年9月1日に発効した。大気を保護する行動は全ての個人と機関・団体の義務として定められ、違法行為に対する処罰事項なども規定されている。

- 「中華人民共和国水汚染防止法」

全6章62条で構成される水質汚染防止に関する法律で、1984年5月11日の第6回全国人民代表大会常務委員会第5次会議で採択、1984年11月1日から施行され、1996年5月15日第8回全国人民代表大会常務委員会第19次会議で改正された。すべての河川、湖沼、運河、用水路、ダムなど地表水と地下水が対象となっているが、海洋汚染については別の法律で定められている。水に関する環境保護は中央及び地方政府の行政計画に含めることが義務付けられており、水汚染の被害を受けた個人及び機関・団体は汚染の排除と賠償を請求する権利があると定められている。

- 「中華人民共和国海洋環境保護法」

全10章98条で構成される海洋・海域汚染防止に関する法律で、1982年8月23日の第5回全国人民代表大会常務委員会第24次会議で採択され、1983年3月1日から施行された。1999年12月25日に開かれた第9回全国人民代表大会常務委員会第13次会議によって修正され、2000年4月1日に発効した。沿岸工事、海底石油採掘、船舶、廃棄物の海洋投棄及びその他の陸生汚染物による海洋汚染の防止における法律責任及び専門用語の解釈を規定している。海洋汚染の管理体制及び法制度も規定している。

- 「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」

全6章77条で構成される法律で、1995年10月30日の第8回全国人民代表大会常務委員会第16次会

議で採択、1996年4月1日から施行された。固体廃棄物の管理体制、制度、廃棄物の収集、貯蔵、運搬、処理について規定している。

- 「中華人民共和国環境騒音污染防治法」

全8章64条で構成される法律で、1996年10月29日の第8回全国人民代表大会常務委員会第22次会議で採択、1997年3月1日から施行された。環境騒音の管理体制、工場・建築現場・交通機関及び民生部門の騒音防止に関する法律責任を規定した。

3) 自然資源保護法

- 「中華人民共和国鉱物資源法」

全7章50条で構成される、中国で初めての鉱物資源関連の法律。1986年3月19日の第6回全国人民代表大会常務委員会第15次会議で採択、1986年10月1日から施行された。鉱物資源の開発利用、管理の強化、探査、採掘許可証制度、鉱物採掘にかかる資源環境保護施策などが規定されている。

- 「中華人民共和国森林法」

全7章49条で構成される森林資源の保護、開発利用に関する法律。1984年9月20日の第6回全国人民代表大会常務委員会第7次会議で採択、1985年1月1日から施行され、1998年4月29日の第9回全国人民代表大会常務委員会第2次会議で改正された。森林資源保護の目的は環境改善であることが強調され、森林の所有権と使用権を定めた。使用目的による森林の分類、持続可能な林業の方針、林業に関する制度、施策などが規定されている。

- 「中華人民共和国水法」

全7章53条で構成される水資源保護に関する法律で、1988年1月21日の第6回全国人民代表大会常務委員会第24次会議で採択、1988年7月1日から施行された。水資源の保護と開発利用、管理、水害の防止、水資源の使用制度などについて規定している。

- 「中華人民共和国草原法」

全23条で構成される草原資源保護に関する法律で、1985年6月18日の第6回全国人民代表大会常務委員会第11次会議で採択、1985年10月1日から施行された。草原の所有権、使用権、草原の保護、開発利用などに関する法律責任を規定している。

- 「中華人民共和国漁業法」

全6章35条で構成される中国最初の漁業資源基本法で、1986年1月20日の第6回全国人民代表大会常務委員会第14次会議で採択、同年7月1日から施行された。漁業資源の開発方針、政策、制度及び漁業資源、漁業環境の保護に関する法律責任を定めている。

- 「中華人民共和国野生動物保護法」

全 5 章 42 条で構成される野生動物資源を保護する法律で、1988 年 11 月 8 日の第 7 回全国人民代表大会常務委員会第 4 次会議で採択、1989 年 3 月 1 日から施行された。野生動物資源の国家所有、管轄機関、狩猟、飼育に関する許可証制度、絶滅寸前の野生動物の重点保護、野生動物資源保護費徴収制度などが規定されている。

- 「中華人民共和国土地管理法」

全 8 章 86 条で構成される中国初めての総合的な土地管理に関する法律で、1986 年 6 月 25 日の第 6 回全国人民代表大会常務委員会第 16 次会議で採択され、1987 年 1 月 1 日から施行された。1988 年 12 月 29 日の第 7 回全国人民代表大会常務委員会第 5 次会議及び 1998 年 8 月 29 日の第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 4 次会議で改正され、改正法は 1999 年 1 月 1 日から施行されている。土地の所有については社会主義公有制度であることを規定し、土地の合理的な開発利用、土地資源の管理と保護、総合利用の方針及び制度などを定めている。

- 「中華人民共和国水土保持法」

全 6 章 42 条で構成され、1991 年 6 月 29 日の第 7 回全国人民代表大会常務委員会第 20 次会議で採択、同日から施行された。水土の流失及び水害、干ばつ、黄砂の防止、自然生態環境の改善に関する制度、施策、法律責任が規定されている。

- 「中華人民共和国石炭法」

全 8 章 80 条で構成されている。1996 年 8 月 29 日、第 8 回全国人民代表大会常務委員会第 20 次会議で採択され、1996 年 8 月 29 日第 75 号主席令で公表した。1996 年 12 月 1 日から執行された。石炭資源の国有制度を規定し、第 11 条に炭坑の開発は「三同時」制度を遵守すると規定している。

(6) 環境法律執行上の課題

中国は法治国家であるか、人治国家であるかとの論争が中国国内で行われ、度々、中国の指導者層も「有法不依、執法不嚴、違法不究」（法は有るが守らない、法の執行が厳格ではない、違法でも追求されていない）という表現で中国の法の執行状況を憂慮している。そのため憲法を修正する動きが正式公表され、その修正案で、現行憲法の第 5 条に「中華人民共和国は法に従って国を治め、社会主義法治国家を建設する」との条文を追加することが提案されている。

政府は社会主義法制度の建設が初歩的な成果を収めたと「客観的」に評価し、また、毎年開催された全国の公安、司法幹部会議に主席や総理が参加し、厳格に法を執行し、「有法不依、執法不嚴、違法不究」の現象を「徹底的に」転換させなければならないと語っているが、状況はそれほど改善されていない。なぜ中国では法が守られないのか、中国のマスコミは以下のような整理をしている。

- ① 法制度が整備されていない。或いは執行に当たって法の内容自身に問題が有る。
- ② 社会全体の法意識が低く、市民が法を基に自らの権利を守ることを知らない。
- ③ 法の執行者の素質が低く、法が厳格に執行されない。

このような状況下で、環境法の執行も十分とは言えない状況にある。法制度が整備されているにもかかわらず

ならず、環境汚染が続いている理由として、地方政府の開発優先政策と資金と技術力の不足の二点がよく取り上げられているが、法意識の欠如と執行の緩さも大きな理由であろう。

1996年7月、第四回全国環境保護会議が開かれ、「環境法の執行の強化」も「九五」（第9次5ヵ年計画）の重要テーマとして位置付けられた。李鵬総理（当時）は開幕の挨拶の中で、環境法制度について以下のように述べた。^①

環境保護は法制度の基礎の上に成り立つ。法制度の強化は環境保護を推進する基盤である。現在の状況から言えば、施行されている環境保護関連の法律は少なくなく、法整備と同時に、厳格に執行することが重要である。法によって、環境保護事業を推進しなければならない。各地方政府と関連機関とも、真剣に自分の責務を果たさなければならない。法の執行を強化し、「有法不依、執法不嚴、違法不究」の状況を断固として転換させなければならない。全ての機関・団体、全ての個人に「環境保護法」は国家の重要法律であることと、厳格に執行しなければならないことを認識してもらわなければならない。

大会は今まで法の執行における「軟弱無力」の局面を徹底的に転換させるという目標を設定し、「法に導かれて新世紀に向かう」号令を出した。環境管理についても、今までの「説教教育」型から、法に従う「執行強制」型に転換するなど、法規制を軌道に乗せる方向を示した^②。

参考：公害法律相談ホットライン^③

1999年11月11日から、中国法制大学環境資源法研究サービスセンター（別名：公害被害者法律援助センター）が、環境汚染被害者向けホットラインを開設し、手紙や直接来訪も含め、法律相談サービスを開始した。中央・地方の環境保護局などが環境問題に関する一般的な苦情や相談を電話で受け付けるのは普通だが、民間で環境汚染に関する法律相談を専門に引き受ける常設サービスは中国初という。

ホットライン開設後、2ヶ月に受けた相談（電話・郵便・来訪）は352件であり、同一案件に関する追加相談や、環境汚染被害に関係しないものを除いた相談は193件となり、内訳は、大気汚染関係61件、騒音関係75件、水質関係19件、固体廃棄物（ゴミ）関係7件、放射線・電磁波関係12件、日照権等5件、環境行政に関する苦情等14件である。

これらの相談には、苦情を担当する政府の窓口が回答するだけで済むものもあるが、同センターが弁護士事務所に紹介又は協力して訴訟を起こす事例もあった。また、すでに判決が出ているにもかかわらず執行されないことや、判決が全く環境法の存在を無視して下されたこと等の法執行に関連する相談もある。

^① 李鵬「第四回全国環境保護会議における演説」「中国環境年鑑」1996、P3～7

^② 宋健「法によって環境を保護し、持続可能な開発を実現する」第四回全国環境保護会議閉会式における演説

^③ 「中国年鑑」2000年版p182、中国研究所編

10. 環境教育

中国政府は環境教育を「環境保護の核となる教育」と位置付けて、これは、生涯にわたる教育を必要とする基本課題であり、国の環境倫理、科学、文化意識を向上させるための不可欠な手段として認識している。

中国の環境教育は以下を目標としている。

- ・ 環境に対する国民意識の向上
- ・ 環境科学と環境技術に関する知識の普及
- ・ 環境倫理の形成
- ・ 環境保全活動への国民参加の促進

(1) 中国の環境教育システム^①

1) 基礎教育 — 小学校、初級・高級中学、大学の生徒を対象に行う環境教育

基礎教育は子供や青少年を対象とし、環境に関する知識の普及、環境保全活動への参加促進を通じて、環境に対する関心を養うことを目的としている。環境教育は、中国教育部発行の「小学校、初級・高級中学用、国家状況に関する強化教育の概略」、「小学校、初級・高級中学用、必修教育の指導要綱」に組み込まれている。統計によると、小学校、初級・高級中学向けの環境教育の教科書や読本、教材は50種類以上あり、200万部を越える部数がこれまでに発行されているほか、環境教育の授業を行っている学校数は5万校にものぼる。環境教育のネットワークは全国的な規模で形成されつつあり、中国教育部の協力を得て中国国家環境保護総局は、環境教育の拠点や緑の学校を評価する活動を開始した。

2) 専門教育 — 環境分野で活躍する専門家の訓練

専門教育は技工学校や職業訓練校、大学を対象とし、環境保全に携わる有資格の人材が求められている国の現状に対応し、環境保全の知識を持つ科学や経営の専門家要請を主な目的としている。現在、140大学が環境学部を設置し、39の環境専攻学科があるほか、学部生に提供される科目数は206に上る。また、修士を取得できる学校は223校あり、77校が博士課程を設置し、博士課程取得後の交換プログラムを提供している。さらに、200校以上の技工学校、職業訓練校が環境系の授業を展開している。

3) 成人教育 — 環境保全分野で活躍する人材の能力向上

成人教育は主に学士課程、実地訓練、生涯教育の場で行われ、環境保護に関する専門的資質の向上を主な目的としている。

4) 一般教育 — 環境に対する国民の関心を高めることを目的としたもの

一般教育は労働者、農民、兵士、都市生活者、知識人、あらゆるレベルの指導者など、一般の人々

^① 「中国の環境教育」、中国国家環境保護総局宣伝教育センター（日本・中国・韓国三カ国環境教育国際シンポジウム、2000年）

を対象とし、環境に関する知識や環境に優しい行動の普及、環境倫理の確立をめざしている。一般教育は主に以下のようなものが実施されている。

① 世界環境デー活動を企画

世界環境デー（6月15日）、アース・デー（4月22日）、国際オゾンデー（9月16日）に、環境保全に関する最優秀新聞コンテスト、環境知識を問うクイズ大会、ボランティア活動、環境セミナー、コンサルティング活動を行う。

② 環境教育に広く貢献した個人に対する表彰、一般の人々の参加を促す活動

- ・国連環境計画（UNEP）の「グローバル 500」候補者を推薦
- ・「環境保全に熱心な企業」を表彰
- ・「女性環境フォーラム」を組織
- ・「環境保全に取り組む 100 人の中国女性」を表彰
- ・青少年向けの朗読会を企画し、環境保全に対する青少年の熱意を高めた朗読者を表彰

(2) 環境教育に関わる中国の組織とそのプログラム^①

1) 中国の環境教育に関わる政府機関とそのプログラム

①政府機関

◇ 国家環境保護総局宣伝教育センター

- ・環境に関する情報伝達、教育、ニュースリリースについてのプログラムの計画と実施
- ・環境保全活動に対する一般の人々と非政府組織（NGO）の参加促進
- ・環境保全分野で活躍する個人の表彰、国際環境賞への候補者推薦

◇ 中国教育部（基礎教育、指導者教育、高等教育）

- ・環境科学に関する知識を学習要綱に反映させ、環境教育プログラムを実践する。

②実施に移されたプログラム

◇ 緑の学校プロジェクト

国家環境保護総局宣伝教育センターと中国教育部が主体となって、小学校、中学校と高校を対象に実施された。

◇ 環境教育教材の開発や交換を通じた、小学校・初級中学校の環境教育の能力向上計画

国連環境計画（UNEP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）の協力で国家環境保護総局が実施したこのプログラムは、環境教育教材の作成と、小学校、中学校と高校の校長、教師 800 人を対象とした訓練等を重点として実施された。

◇ 生物学と環境科学に関する全国青少年の実践活動

国家環境保護総局、中国教育部、中国科学協会、国家科学基金が実施する。この活動は青少年を対象に毎年、異なるテーマの下に、生物学や環境科学、技術に関連した課外活動に取り組み、

① 「中国の環境教育」、中国国家環境保護総局宣伝教育センター（日本・中国・韓国三カ国環境教育国際シンポジウム、2000 年）

主催者がそれぞれの学校の活動を評価し、優秀な学校を表彰する。研究発表やセミナーも開催されている。

◇ 地球賞

国家環境保護総局宣伝教育センターと香港フレンド・オブ・ジ・アースが協力して、環境教育と広報活動に貢献した個人に「地球賞」が贈られる。

◇ 中国の小学校、中学校と高校で実施される緑の活動

中国教育部（基礎教育）、世界自然基金、英 BP 社と協力して実施している。主な活動は、

- ・ 3 つの大学に環境教育センターを設置し、小学校の教員を養成する。
- ・ 教員養成用の教材を編集し、小学校での環境教育を研究する
- ・ 24 校の小学校を実験校として、環境教育に関する意見交換や教材の交換を行う。

◇ 21 世紀のための中米環境教育プロジェクト

中国科学技術部、米 Global Environmental Communication 社、米 AnRan 社の後援・協賛を得て、環境活動に関する教科書の翻訳と教師の研修を実施した。

2) 中国の環境教育に関わる主要団体

①環境教育と宣伝のためのネットワーク（NEEC）

国家環境保護局宣伝教育センターを中心に形成された NEEC は、中国の環境教育と情報発信を行っている。1999 年までに、国立センター1、省立センター27、市立センター67 が NEEC に参加している。その役割を下記に示す。

- ・ 環境教育に対する政府の意志決定の支援
- ・ 環境教育活動の推進
- ・ ラジオやテレビ、新聞、インターネット等のメディアを活用した環境知識の普及
- ・ 環境教育教材の作成
- ・ 国際交流・国際協力

②中国環境科学学会

中国環境科学学会は環境科学に携わる人材により構成されている。その役割は下記とおりである。

- ・ 政府の環境戦略や方針の意識決定に対する支援
- ・ 一般向けに環境問題に関する講演や発表
- ・ 環境科学教材の編集
- ・ 環境問題に関するシンポジウムの企画

④中国環境科学出版社

環境に関するさまざまな教材や雑誌の出版・発行

⑤中国環境保護基金（CEPF）

1993 年 4 月に設立され、中国最初の環境保護基金である。主要活動は下記とおりである。

- ・ 環境保護に貢献をした組織や個人に対する表彰
- ・ 環境保護活動・プロジェクトの後援
- ・ 外国との技術協力・技術者の交流

- ・国際会議の開催
- ・環境意識等調査活動
- ・環境ボランティアに対する訓練

⑥自然の友（FON）

1994年3月に設立された環境NGOで、国民の環境意識向上のため、主に以下の活動を実施している。

- ・緑の文化に関するワークショップ
- ・環境問題に関する発表
- ・子供を対象としたサマーキャンプ
- ・環境知識の普及、教材の編集
- ・バードウォッチング
- ・海外環境教育視察

⑦北京地球村（GVB）

1996年に設立された環境NGO、テレビなどのメディアを活用して環境教育に取り組んでいる。主要活動は下記とおりである。

- ・環境教育テレビ番組の制作
- ・環境教育教材・雑誌の出版
- ・地域活動の組織
- ・環境教育センターの運営
- ・国際交流

⑧大学生の環境団体

大学生の環境団体として、主に以下のものがある。

- ・清華大学“緑の学会（Green Society）”
- ・北京大学“環境と開発（Environment and Development）”
- ・北京軽工業学院“グリーン・デー（Green Day）”
- ・中国人民大学“人間と自然学会（Human and Nature Society）”

なお、1996年には北京で「大学生グリーン・フォーラム」という組合が設立された。

⑨地球村のハンド・イン・ハンドプロジェクト

このプロジェクトは生徒に環境活動を手ほどきするものである。例えば、教師の指導の下、生徒は学校に地球村を作り、ごみのリサイクルステーションと小さな銀行を設置する。生徒はリサイクルステーションで、古紙やアルミ缶などの資源ごみを換金し、地方の学生を支援するため、その資金を銀行に貯金する。

(3) 環境教育における主要課題^①

- ・ 国家、地域、地球レベルでの環境教育に関する長期的な戦略の確立
- ・ 環境保護と持続可能な発展の理念に従った環境教育の目的、内容、手法、手段と評価方法の明確化（持続可能な発展の理念を環境教育の場で重要視することと、コミュニティを基盤とした場と社会環境における使命を地域に普及させることを含む）
- ・ 環境教育における地域・国家レベルの格差の緩和
- ・ 資金調達と後援団体獲得のためのチャンネル作り（政府、企業、国際機関の共同参加を目指し効果的で広範囲なチャンネルの構築）
- ・ 教育者の研修、施設や教材への投資を含むキャパシティ・ビルディングの強化
- ・ 専門家、研究者、関連の個人や組織による環境教育ネットワークの構築
- ・ 未開発地域での情報普及

参考：「米国環境保護の窓」の作成

国家環境保護総局宣伝教育センターが企画したテレビ番組「米国環境保護の窓」の撮影制作グループ（6人）が米国「世界資源研究所」の招きで、2000年9月24日から10月24日にかけて米国で現地撮影を実施した。同番組は12回シリーズで、実録方式により米国の環境保護の現状を中国の一般市民に紹介した^②。

① 「中国の環境教育」、中国国家環境保護総局宣伝教育センター（日本・中国・韓国三カ国環境教育国際シンポジウム、2000年）

② 「人民网」 2000年9月25日

1 1. 環境 NGO の状況

環境政策の効率的な実施には、環境関連法の立法プロセス及び施行段階で市民及び社会団体の意見を聞くことは不可欠となっており、環境に係わる組織の利益保護と育成は重要な課題である。中国では多くの NGO は政府の影響下にある組織であり、いわば「政府系 NGO」である。一方、「自然の友」や、「地球村」という 2 つの著名な純民間の NGO も大きく発展してきた。中国の NGO があまり多くでない理由は 2 つある。1 つは、中国で団体を作るには、多岐にわたる申請の手続きが必要となり、「社会团体登記管理条例」などの法律のもとに複雑な申請の手続きが必要なことである。2 つ目の理由は、経済的なサポートが必要なことであり、公的な団体は政府から資金援助されるので、様々な活動ができるが、専門家やボランティアは、資金面で強い支援がなければ活動ができない。企業や地方では環境ボランティアと呼ばれる活動が興っており、環境に関する緊急報告といった図書の翻訳や都市ゴミの分類がすでに自発的に行われている。国として、このような活動を支援することは大事なことだとする意見も多い^①。

平成 10 年度に、環境事業団が「海外民間環境保護団体の実態等に関する調査報告書（中国）」をまとめたが、報告書によれば“中国の環境 NGO は国レベル、省・市レベル、県レベルに分けられ、これらの NGO はすべて自発的団体であり、独立法人であるが、それらはすべて該当するレベルの民政部局に登録されている”。また、“中国の社團登録に関する法規に基づき、国家民政部に登録される非政府組織は国レベルの NGO と呼ばれ、省、自治区、市の民生局に登録される NGO は省（市）レベルの NGO と呼ぶ”と NGO の政府機関への登録が義務付けられていることや、区分されていることが記されている。

また、この報告書では、中国の環境 NGO の数は 1,600 ほど存在すると推定され、「中華環境保護基金会」のように「全国、中国、中華」と冠しているものは国レベル NGO であり、「天津環境保護産業協会」など地名を冠しているものは地方レベル NGO と分類されている。また、「北京大学グリーン・ライフ協会」、「北京師範大学生物クラブ」など学生サークルも大学の環境 NGO として活動している^②。

ここ数年、国内外から中国の NGO に対する関心が高まっており、1998 年 10 月に設立された清華大学 NGO 研究センターは、中国最初の NGO 研究機関として注目されている。同センターは日本の国際交流基金やフォード財団などの助成を受け、全国規模の調査研究を実施しているほか、NGO 管理者向けの研修コースも開催している。2000 年 4 月、北京師範大学に「社会発展と公共政策研究院」が新設され、NGO に関連する研究も行われている。

(1) 中国の NGO

中国では、NGO は「民間組織」と訳されている。広義の民間組織には、政府と企業を除いた**社会团体、民弁非企業単位、事業単位、宗教団体**の 4 種類の社会組織が含まれている。狭義の民間組織には、**社会团体、民弁非企業単位**の 2 種類の社会組織が含まれる。

中国は市場経済の推進に伴って、政府改革も「小政府、大社会」の方向へ転換し始め、削減された政府職員は、ほとんど政府が作った団体によって吸収されている。

清華大学 NGO 研究センターの調査によると、1998 年、国レベルの「民間団体」は 1,800 団体に達し、

^① 日中友好環境保全センター張坤主任との質疑応答 日中環境協力総合検討委員会臨時会 1999 年 2 月 23 日

^② 「平成 10 年度海外民間環境保全団体の実態等に関する調査報告書（中国）」 環境事業団地球環境基金、（財）日本国際交流センター、平成 11 年 3 月

内訳として学術団体は 680 団体（約 38%）、業界団体は 410 団体（約 23%）、専門団体は 520 団体（約 29%）、連合団体は 180 団体（約 10%）となっている。一方、各省レベルの民政機関に登録されている社会团体数は 16.56 万団体にのぼり、内訳は学術団体が 6.794 万（41%）、業界団体が 3.64 万（22%）、専門団体が 4.47 万（27%）、連合団体が 1.656 万（10%）となっている。

(2) NGO の管理制度

1) NGO の関連法律

中国は、1950 年代初頭に、「社会团体登記暫定方法」を発表し、社会団体の登録管理を行ってきたが、1989 年 10 月、国務院は新たに「社会团体登記管理条例」を発表した。1998 年 10 月、「社会团体登記管理条例」が改訂されるとともに、新たに「民弁非企業単位登記管理暫定条例」を発表し、社会団体の設立条件、登記および審査の手続き、活動の原則、管理機関の責任などを規定した。更に、1988 年 8 月の「基金会管理方法」、1989 年 6 月の「外国商会管理暫定規定」、1999 年 8 月の「公益事業捐贈法」がそれぞれ発表され、これら一連の法律・条例によって、中国では、民間組織に関する管理制度が次第に整備されるようになった。

2) NGO の登録管理制度

1998 年春から始まった中央政府機関の行政改革によって、「民間組織管理局」（Bureau of Management of NGOs）が新設され、民間組織に対する登録・監督・管理を行い、地方レベルの民間組織は、地方政府の民政機関で登録を行っている。

NGO の登録管理については、登記管理部門と業務管理部門による「二重管理体制」がある。具体的には、「登記管理部門」は NGO の設立及び運営に関する登記申請や定期管理を行い、「業務管理部門」は登記の事前審査や日常的な管理を行っている。

「登記管理部門」とは、①民政部 NGO 管理局、②各省、市、県の民政庁局の NGO 処（科）、③県以上の人民政府が特別指定した「単位」、であり、その職能としては、① NGO の設立、変更、倒産に係る登録、② NGO の年度審査、③ NGO に対する監査・検査と処罰などである。

「業務管理部門」とは、①中央各省庁、国務院直属機関および事務機関、県レベル以上の人民政府所轄の局・委員会および系列機関、②中国共産党中央の各責任部門、代理部門、県レベル以上の党委員会と系列部門、③全人大常務委員会弁公庁、全国政治協議会弁公庁、最高人民法院、最高人民検察院、および県レベル以上の系列機関、④中国共産党中央、国務院および県レベル以上の党委員会、人民政府に授權された特別な部門である。その職能としては、① NGO の設立申請、変更申請、倒産申請の事前審査、②法令や条例の広報、説明および施行の監督、③活動の指導や監査、④年度審査前の初審、⑤違法行為の摘発、⑥倒産時の清算指導、などである。

「二重管理体制」によって、政府は NGO に対する監査、管理、制限が一層強化し、責任を分担させることによって、政府と NGO の正面衝突を避けることができると考えている。一方、NGO の設立及び活動は政府の政策にそわないことが多いと言う見方もあり、これが NGO の存立と発展、NGO 自体の自主性を妨げる要因ともなっている。

3) 優遇措置

1999 年 6 月に、「中華人民共和国公益事業捐贈法」（以下、「捐贈法」と略す）が中国全人大により可決

され、9月1日から施行された。

「捐贈法」では、社会公益事業に対する社会寄付行為の奨励が明確にされ、寄付行為および受贈行為を合法化し、寄付者、受贈者、受益者などの利益を保護し、社会公益事業を促進することなどが明らかにされた。法の第24～27条では以下の優遇措置が規定されている。

- ・会社および企業法人、一般市民、個人工商経営者は、自己の所有財産を公益事業に寄付する場合、企業所得税および個人所得税を減免する優遇措置を受けることができる。
- ・中国の公益的社会団体及び公益的非営利事業單位が、公益事業の目的で海外から物資の寄付を受ける場合、関税および輸入増値税の免除が適用される。

一方、全体的に「捐贈法」は、原則と枠組みを提示しただけで、運用に係る課題は多く残されており、政府の各関係部局間の調整もまだできていないと清華大学 NGO 研究センターの王名所長は指摘している。

(3) 中国 NGO の問題点

中国の NGO の問題点について、「中国の NGO と環境・社会開発」^①では、以下が指摘されている。

1) 設立に当る問題点

中国の NGO 管理法及び管理制度により、NGO の登録は複雑な手続きが課されているだけでなく、次のような問題点も指摘されている。

- ・「二重管理体制」によって、NGO の設立は予め「業務管理部門」の審査と許可を受けなければ成らない。「業務管理部門」とは、前項で記述したように、一般的に国と地方政府の管理部門を意味するので、NGO の業務に関係する政府機関があることと、その機関の許可が必要不可欠であるため、NGO は自ら官化する傾向もある。
- ・登記申請の基本条件が厳しく、NGO の名称、住所、専従スタッフ、正当な資産および財源など規定されており、社団なら、一定の会員数を保有することも求められる。
- ・分級登記規定によって、全国的な NGO および複数の省・自治区・直轄市で活動を行う NGO は、すべての活動地域の民政庁局で登記申請する必要がある。また、地方レベルの NGO の組織名に、「中国」、「全国」、「中華」などを付けることはできない。
- ・非競争の原則によって、同一行政区域では、業務範囲が同じまたは類似した NGO の設立が禁じられている。この原則は、特に社団の中でも「政府系 NGO」の独占状態を保護する意図があり、各地域では、各分野を代表する社団を1つしか設立することが許されない。
- ・支部の設立は禁止されている。NGO は、分野ごとの専門委員会を設置することができるが、地域ごとに支部や下部組織を設立することは禁じられている。これは、NGO の組織拡大を警戒する政治的な判断を反映している。

2) 運営に当る問題点

①資金不足

現在、多くの全国レベルの基金会は、自らの組織維持が困難な状況にあり、業務の拡大や発展を考える余裕もない危機に直面していると自認している。全国レベルの基金会ですらこのような状況であり、他の

^① 「中国における政府機構改革・環境・開発」第V章 (財) 国際開発高等教育機構/国際開発研究センター、2000年3月

NGO はなおさらであろう。浙江省や貴州省では、年間予算がわずか 1,000 元（1.5 万円相当）にも達していない NGO もあり、新疆では、有給スタッフを 1 名も雇うことができない基金会もある。

行政改革以前、「政府系 NGO」の多くは、政府からの予算があり、それに依存する形で運営されていた。しかし、行政改革後、国の財政が厳しくなる一方で、NGO への予算枠が大幅に縮小された。また、「政社分離」にむけて、社団の自己経営と財政独立が求められるようになってきた。

②能力不足

「政府系 NGO」については、低学歴、非専門性、高齢などの特徴をもつ人員構成が少なからずみられ、また行政改革にともない、先述の通り、政府からの人員削減の受け皿とされる場合もある。多くの行政出身の高齢者がそのリーダー職についているが、彼らのなかには、考え方も管理方法も行政的で、積極性、創造力、向上心が欠けるだけでなく、健康状態も悪く、仕事の能率が低い者も見られ、いわゆる「老人政治」が危惧される。

また、「民間 NGO」の多くには、その創始者のリーダーシップやパフォーマンスに過度に依存する団体が多い。

(4) 中国の代表的な環境 NGO

1) 自然の友

「自然の友」は、1994 年 3 月に中央人民政府民政部によって公式認可された中国で最初の会員制の非営利 NGO である。中国における環境 NGO のさきがけとして、広いネットワークを駆使した会員主導の活動を行っている。

1999 年現在、会員数は約 500 人余りであり、教師、科学研究者、学生、マスコミ関係者、ビジネスマン、政府関係者、定年退職者など各分野から会員が集まっている。NGO への入会は自己アピールと入会の動機を書いた申込書を提出し、会の趣旨と合えば誰でも入会できる。1999 年の年会費は 50 元、日本円約 750 円である。

会長の梁さんは、「中国の環境保護と持続可能な開発を進めるため、環境教育の実践の場を提供することは自然の友の役割だ」と語り、市民の環境意識を高めるための活動を中心に展開している。

運営は 2 人の専従スタッフと会長だけで、活動資金は国外からの寄付金や助成金（フォード財団、WWF、カリタス香港など）から得ている。「中国の環境は日本にも深く影響しますので、日本からのサポートがあるとありがたいのですが」と梁さんは語っている。

「自然の友」の活動は、過去 3 年間で国内外のマスコミに 300 回以上取り上げられており、1995 年、会長の梁さんは「毎日新聞」などによる「アジア環境賞」を受賞した。

「自然の友」の主要活動としては、

- ・ 毎年の「地球環境の日」に「グリーンフォーラム」を開催する。
- ・ 学生を対象とする「環境サマーキャンプ」を開催する。
- ・ 会員のためのセミナー、展示会、などを定期的に実施する。
- ・ 会員の環境保全活動をサポートする。
- ・ 絶滅危機にある動植物の保護、原生林の保護。
- ・ 鳥の籠飼育をやめ、バードウォッチング運動の推進する。

- ・植林活動の展開
- ・学校における環境教育、環境サークルのサポート、グリーンキャンパス運動の展開
- ・子供と先生のための環境シリーズ「グリーン・ハンドブック」の出版、月刊誌「自然の友」の出版など

◆ 自然の友

住所：北京市東城区騎河樓北巷 10 号共和商務樓 315 号室

郵便番号：100006

Tel：+86-10-6526-1382、Fax：+86-10-6523-3134

URL：http://www.fon.org.cn/ E-mail：office@fon.org.cn

2) 北京地球村環境文化センター

北京地球村環境文化センターは、1996 年に設立された非政府、非営利の環境保護団体で、メディアや地域活動を通じて人々の環境意識を高めることを目指している。

代表の廖曉義（シェリー）さんは、1986 年に広州市にある中山大学の哲学部で修士学位を取得した後、中国社会科学院の研究員などを得て、93 年から 2 年間アメリカ北カロライナ州立大学の政治・公共管理学科の国際政治学科で客員研究員として環境保護を研究しながらドキュメンタリー番組などを自主制作していた。1998 年 7 月、訪中したアメリカのクリントン大統領とも会談し、廖さんは 2000 年度のソフィー賞^①を受賞した。

最近の活動として、世界銀行の協力で、コミュニティの人々を対象としたトレーニングプログラムを開始しており、日本版「環境保護の旅」を計画しており、国際交流基金の助成を申請している。

廖さんは、「中国での NGO 活動には資金、法律と政府管理という 3 つの困難がある。中国には NGO という分野がなく、NGO に対する支援や助成システムもない。サポートが得られないので活動はいつも不安定である。」と語っている。

北京地球村環境文化センターは、1996 年 4 月から週 2 回、中国中央テレビ局 7 チャンネルで放映される 20 分間の環境番組を制作している。1998 年 4 月、アメリカ EPA と新聞省の協力で、アメリカ版「環境の旅」を作成し、1999 年 4 月から中央テレビ局で 9 シリーズを放送した。国家環境保護総局との協力で、「市民のための環境ガイド」と「子供のための環境ガイド」を出版した。1996 年以来、「環境の日」に北京女性ジャーナリスト協会と共同で「環境フォーラム」を開催している。また、地域活動として、ゴミの分別収集、有機農業の普及などにも取り組んでいる。

今後の課題として、「環境保護のために自分でできることは何かを知ること、政策決定に市民が参加すること、一人一人がライフスタイルを考え直すことが重要なテーマだ」と廖さんが語っている。

^① 「ソフィー賞」：1998 年、国際環境と発展に貢献した人を表彰するために、ソフィー基金会によって設立された。年 1 回の表彰で、賞金は 10 万ドル。世界で最も金額の大きい環境賞の一つである。ソフィー基金会は、1997 年に世界でベストセラーズとなった「ソフィーの世界」を書いたノルウェーの作家のジョウスタン・ジャット氏によって創設された。

◆ 北京地球村環境文化センター

住所：北京市朝陽区垂運村北苑路 86 号嘉銘園 2 号楼 5 单元 602 室

郵便番号 100101

Tel：+86-10-6489-1038、1039 Fax：+86-10-6489-6927

URL：http://www.gvchina.org/ E-mail：gvb@public3.bta.net.cn

参考：「地球村」廖曉義氏インタビューの抜粋^①

①環境保全における環境 NGO の役割

環境保全事業は生態環境整備、汚染対策、緑の生活からなる ” 三角形 ” であり、この ” 三角形 ” のすべての点は、民間組織と大衆の参加がなければ、実現することはできない。大衆の参加を促進できなければ、中国の環境保全の問題はさらに深刻になる。我々は政府、非政府組織、企業の協力パートナーシップを確立すること望んでいる。NGO の役割としては①大衆を教育、指導し、その参加を促進すること、②政府の環境保全政策の実施を促進し、補助すること、③企業の環境保全活動への参加を促進し、監督、補助することである。多くの国では既に成果をあげたのは、この三者関係があるからだ。

②中国の環境問題の解決における NGO の役割

中国の環境問題の解決に、最も重要なのは民衆の参加である。現在、立派な環境保全の法規がたくさんあるが、法律の執行に問題がある。法律の執行を監督する民間組織と地域社会の役割が発揮されていない。中国の環境保全にとって重要なのは生態環境の整備である。多くの国では、生態管理などの一部業務は草の根組織が担当しているが、中国もそうすべきである。

③「地球村」の成果と直面している困難

1996 年から現在まで、私は合計四十余万字の環境保全の論文を発表し、全国で百回にわたって環境保全の講演を行った。また、「環境保全の時」というテレビ番組を製作し、週 1 回中央テレビ局で放映している。「地球村」の刊行物「公民の環境保全の権利と責任」は印刷が追いつかないほど好評であり、「地球村」が提唱している「グリーンの地域社会」の理念は多くの地域で実践されている。また、面積二百ヘクタールの山地を利用して「北京地球村環境教育トレーニング基地」を構築した。今年、他の NGO と共同で「2000 年アース・デーの中国イベント」を企画し、全国から 1 千万規模の参加があった。

民間組織の発展について、中国国内で一番大きな障害は税制がまだ整備されていないことである。このため国内での資金調達はとても難しい。われわれはこれまでの 4 年間、いくつかの国際組織からのテレビ番組製作費を収入として運営している。資金源の確保は最も大きい問題である。

① 「北京週報」 Vol.38・No.33 「2000 年度ソフィー賞の受賞者・廖曉義氏を訪ねて」、2000 年 8 月

1 2. 郷鎮企業等小企業の環境問題

郷鎮企業とは 1973 年の人民公社の解体後、農村部を中心に発達した小規模経営の企業である。1970 年代後半から 80 年代前半にかけて、社会主義近代化建設計画及び改革開放政策の一環として、郷鎮企業や町工場の設立が奨励され、経済改革のモデルとして郷鎮企業や経営者の事例が新聞やテレビに大きく取り上げられた。一時的に、郷鎮企業は「貧困脱出」、「温飽問題」^①の解決と「小康」を実現するための手段として、「中国の特色のある社会主義」を実現させる不可欠な存在であった。1980 年代の後半から 90 年代の前半まで、一部の貧困地域を除いて、全国的に郷鎮企業や町工場の設立ブームが広がり、郷鎮企業の数が急速に拡大した。しかし、郷鎮企業政策の推進に当って、政府のマクロ的な指導政策・育成政策が無く、90 年代の後半から、一部地域では郷鎮企業の重複生産や乱立傾向が表面化してきた。

ここ 20 年、市場経済の浸透とともに、一部の郷鎮企業は経営範囲と生産規模の拡大に成功し、この内、地域経済をリードするスター企業まで成長した事例も数多く存在している。一方、多くの郷鎮企業は経営基盤が強化されず、依然として遅れた生産技術と設備を使用し続けている。これらの郷鎮企業は、ほとんど経営難に落ち入り、生産プロセスの転換や新しい技術を導入するための資金もなく、多大な資源ロスと深刻な環境汚染を引き起こした。

90 年代後半から、中国政府は国有企業改革と WTO 加盟に向けた構造調整を推進するために、郷鎮企業等小企業に対する政策も「奨励から規制」へと大きく変化し始めた。中国国家経済貿易委員会の石万鵬副主任は、「長期に渡る国営企業の不振は、郷鎮企業等小企業の乱立に原因がある」と指摘し、「産業構造調整の成敗は対象とされた「5 種の小企業」^②の整理と閉鎖に係る」と断言した^③。

一方、環境汚染及び自然環境破壊による被害が深刻化してきたため、中国社会の環境問題への認識が高まり、政府は「33211 工程」などの環境改善計画目標の実現のために、郷鎮企業を含めた「15 種の小企業」の閉鎖に踏み切った。

(1) 全国郷鎮工業汚染源調査の結果

中国政府は、1989～1992 年、さらに 1996～1997 年の二度にわたり、郷鎮企業の汚染問題に対して全国調査を実施した^④。

1996 年 1 月から 1997 年 12 月にかけて行われた第二回目の調査は、国家環境保護局、農業部、財政部及び国家統計局が共同で実施し、2,000 万個を超えるデータを収集した。1997 年末に発表された調査結果によると、「八五」^⑤期間中、郷鎮企業による汚染物質の排出は急増した。主要汚染物質（COD、煙塵・粉塵、固形廃棄物）は全国の排出総量の半分或いはそれ以上を占めている。1995 年末時点で、全国の郷鎮企業の汚染源は 121.6 万個所がある。これらの郷鎮企業の工業総生産高は 19,260 億元（1 元＝約 15 円）に

① 「温飽」：衣食が足りるだけのギリギリの生活

② 「五種の小企業」：小石油精製工場、小火力発電所、小鉄鋼工場、小ガラス工場、小セメント工場

③ 「“五小”を閉鎖し、遅れを淘汰し、過剰を閉鎖する」 全国“五小企業”整理工作指導グループ成立会議での講演、2000 年 7 月

④ 「全国郷鎮工業汚染源調査公報」、国家環境保護局等、1997.12

⑤ 第八次五ヵ年計画、1991-1995

達し、郷鎮企業全体の生産高の 37.6%を占めている。汚染源は主に非鉄金属鉱山、紡績、食品加工、金属製品製造、化学工業、機械製造の 6 業種に集中しており、地域別で見れば、江蘇省、浙江省、山東省、広東省の 4 省からの排出量が総排出量の 1 割強を占めている。項目別の排出状況について見れば、COD 排出量の 85%が製紙工場、飲料製造、食品加工、紡績、化学工業によるもので、汚染源は河南省、山東省、河北省に集中している。工業排ガスについては、セメント製造、煉瓦、陶磁器製造等業種からの排出が多く、山東省、浙江省、山西省、河北省、湖南省、四川省に集中している。固形廃棄物については、炭鉱や工場からの排出量が多く、雲南省、貴州省、四川省に集中している。

(2) 15 種の小企業

中国政府は汚染の著しい郷鎮企業に対し、規制・指導により排出削減を促すよりも、工場を閉鎖させるという直接的な措置をとることにより、公害問題の解決を図るという方策を志向している。1996 年 7 月から 1997 年 9 月までの間に、6 万 5 千以上の公害工場が閉鎖されたが、閉鎖工場の主なものは皮革、鍍金、コークス、製紙（5 千トン以下）等、生産規模の小さい製造業で環境汚染が著しいものとして国務院が定めた「15 種小企業」のカテゴリーに入るものである。

これらの工場を閉鎖した現在、中国では年間の廃水排出量 20 億トン、廃ガス排出量 423 億立方メートル、固形廃棄物 8100 万トンをそれぞれ減少させ、環境への負荷軽減は著しいものがある。その結果、北京、上海、天津等 23 の省・市では「15 種小企業」に分類される域内の全工場が閉鎖された。

また三河・三湖等、中国での汚染処理重点地域の流域でも「15 種小企業」に当たる企業は基本的に全部閉鎖された。

国務院と各省・市は閉鎖された工場が「生き返る」ことのないよう厳重な措置を取っており。1998 年 1 月までに 1000 以上の閉鎖工場が操業を再開したが、そのうち 93%が再度閉鎖を命じられている。

一部の省・市は国務院の規定した「15 種小企業」以外に対しても閉鎖を実行しており、山東省は生産規模 1 万トン以下の製紙工場に対する閉鎖にも着手しているとのことである。

(3) 郷鎮企業環境保護工作进行を強化させるための規定

1997 年 3 月 5 日、国家環境保護局（当時）、農業部、国家計画委員会と国家経済貿易委員会により「郷鎮企業環境保護工作进行を強化させるための規定」（以下「規定」）が各省、市政府に通知された。規定は 10 項目で構成され、その要旨は以下のとおりである。

- ① 地方政府は郷鎮企業の環境保護を重視しなければならない。県長、郷（鎮）長は地域の環境保護に責任を持ち、管轄地域の環境品質を県、郷（鎮）主要指導者の業績考課の重点項目とする。県を単位に汚染物質排出総量規制を実施する。2000 年には、全ての郷鎮企業は排出基準を達成しなければならない。
- ② 年生産量 5000 トン以下の製紙工場の取締りを行い、これを閉鎖させる。
- ③ 国家の法律、条例及び本規定第 2 条に禁止されている業種企業の新規建設を禁止する。
- ④ 重点規制対象業種と地域を公表し、地方政府はこれらの企業に対し、指導と規制を強化する。

- ⑤ 計画的に郷鎮企業は集中区域に建設する。嚴重に環境を汚染する企業の建設を禁止し、既に建設されている企業に対しては、閉鎖及び生産転換などの対策をとる。
- ⑥ 環境影響報告書（表）に対する審査を強化し、許可されていない企業の建設を禁止する。
- ⑦ 地方政府による監督、管理の強化
- ⑧ 郷鎮企業汚染防止モデル項目に対して、資金的、技術的な支援を行う。
- ⑨ 郷鎮企業は国家の環境法規を遵守し、企業内部の環境管理責任制度などを設けなければならない。
- ⑩ 地方政府は環境教育と宣伝を行い、指導者と市民の環境意識を高める。市民の監督体制を確立し、環境管理部門の腐敗を防止する。

13. 中国の環境保護産業について

環境保護産業は、環境汚染防止、生態環境改善、自然資源保護の基盤となるものであることから、中国政府は 1990 年代に入ってからこれを重視し、国民経済発展のための新たな経済成長課題の一つとしている。

中国の環境保護産業の進展に伴い、その内容は汚染防止という「狭義」なものから、環境保護製品の開発・生産・販売、廃棄物の総合利用、環境保護技術の譲渡と売買、環境保護に関するコンサルティング、生態系保護促進、低公害製品の開発、クリーナープロダクション技術等、多岐に渡っている。

中国の環境保護産業は急速な成長段階にあるが、典型的な政策ガイド型産業であり、既存の一次、二次、三次産業のいずれかに単純に取り込むことはできない総合的産業である^①。

(1) 中国の環境保護産業の現状

中国の環境保護産業は、1988 年から 1997 年の 9 年間で急速に発展したが、昨今その発展速度は減速傾向にある。また企業数は増加し、固定資産総額、総生産額は増加しているものの、就業人口、利益率は低下している。

これは、一部の小規模企業が環境保護産業以外へ業種転換したこと等に起因している。また、私営企業が増大してはいるものの、大半は国営企業であること、小規模企業が約 90%であり、これが環境保護産業の主体を構成していること等、先進国の構造と極めて異なった様相を呈している。

(2) 中国の環境保護産業の技術水準

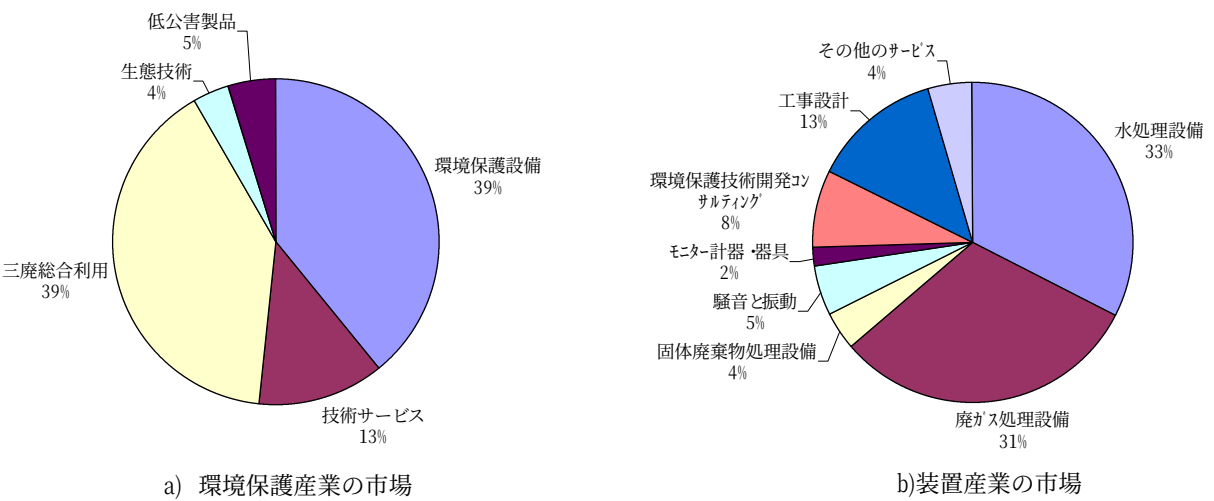
環境汚染防止市場の要求に見合う、技術水準を確立する努力がなされている。たとえば環境保全施設設置後の正常運転率について 1988 年と 1996 年を対比すると、40%であったものが 89%に上昇し、技術的な向上をうかがい知ることができる。但し、原材料と部品の品質、加工精度、製品品質には問題があり、信頼性に劣しいのが現状である。原因としては、技術レベルが低いこと、設計・施工責任体制の不備、総合エンジニアリング企業が存在しないこと等を挙げることができる。

(3) 中国環境保護産業の市場の特徴

1997 年の中国環境保護産業の市場シェアは下図の通りである。中国の環境保護産業市場は主として、環境保護設備の生産と廃棄物利用市場から成立しており、環境保護装置産業市場においては、水処理と大気汚染防止設備が各々 30%程度を占めている。モニタリング、施設運転管理についての市場化は未だ不十分で、企業規模も小さく、今後発展を要する分野である。

① 「中国の環境保護産業の現状と発展の重点分野」 中国環境保護産業協会 武 斌（第 3 回日中環境協力総合フォーラム講演資料）

中国の環境保護産業市場の発展速度は、先進国のかつての成長率よりはるかに低く、市場の要求を十分満たしていないと見るのが妥当であろう。



中国の環境保護産業市場分布図①

(4) 環境保護産業の発展予測

1998 年の中国環境保護投資の対 GNP 比率は 0.9%を超え、722 億元に達した。2000 年の予測は下表の通りだが、総生産額は 790 億元、年成長率は 13.5%である。

2000 年環境保護産業発展予測②

分 野	固定資産投資	環境保護生産額 (売上)		利益	
	「九五」期間 億元	予想成長率 %	億元	予想成長率 %	億元
環境保護製品生産	350	17.5	310	13.0	40
環境保護技術サービス業	120	15.5	150	17.5	25
三廢综合利用	250	5.0	240	10.0	25
自然生態保護	70	12.0	60	20.0	10
低公害製品	40	15.0	30	15.0	5
環境保護産業総計	830	13.5	790	13.0～14.0	105

注) ①基準年度は 1993 年で、そのうち、低公害製品の生産基準年度は 1997 年に調査したデータで計算した。

②表中の予測値は 1993 年の不変価格で計算した。

① 「中国の環境保護産業の現状と発展の重点分野」 中国環境保護産業協会 武 斌 (第 3 回日中環境協力総合フォーラム講演資料)
 ② 「中国の環境保護産業の現状と発展の重点分野」 中国環境保護産業協会 武 斌 (第 3 回日中環境協力総合フォーラム講演資料)

(5) 環境保護産業市場発展のための重点分野と方向性

中国政府が制定した「国家環境保護“第九次五ヵ年計画”と2010年長期目標要綱」等によれば、重点分野と発展の方向性は下記のとおりである。

1) 工業汚染処理

市場の安定成長と各種のクリーナープロダクション技術及び資源再利用技術の発展を計る。また、伝統分野の市場のピーク期は2000年前後の4～5年で、市場規模は1,700～2,100億元と見込まれている。

2) 都市下水処理

汚泥発電設備を市場供給できないことを除き、基本的には市場の要請を満たすことができる。重点は10～20万t／日以下の中小型集中污水处理場であり、設備の信頼性確保に注力する必要がある。需要のピークは2000～2010年で、市場規模は210～340億元だが、発展にあたっては投資政策と運営体制（例えば低利融資、PFIの導入）等を検討する必要がある。

3) 一般廃棄物処理

2005年までは、一般廃棄物のコンポスト化、中小都市用ごみ焼却炉、ごみ収集と予備処理の重点開発であり、2010年前後の重点は中大型焼却設備である。

4) 石炭燃焼ボイラーへの脱硫設備の設置

発電所ボイラー用低コスト簡易湿式脱硫設備、各種クリーン炭技術の市場ピークは2005年以後となり、市場規模は230～400億元と見込まれる。

5) 自動車排ガス処理

2000年前後にスタートし市場規模は8億元／アール、2010年には50～60億元／アールに達する。

6) 環境モニタリング機器

重点は各種のオンライン機器、携帯式モニター計、都市下水処理設備ならびに都市ごみ焼却炉の自動制御システム、都市環境モニタリング網の建設等で2010年の市場規模は100億元と予測される。

7) 国際市場開拓

短期的には東南アジア市場、東欧市場であり、製品としては各種集塵設備、都市下水処理設備、小型焼却炉等である。

8) 環境モニタリング、各種コンサルティングと施設設計、建設、運営等

特に都市下水処理と都市ごみ処理等都市行政プロジェクトが重点となり、2010年の売上は450～500億元と予測される。

(6) 環境保護産業育成のための財源について

中国の国家財政力は未だ脆弱であり、GDP に占める財政収入比率（1998 年）は 12.4%と先進国の 2 分の 1 程度、財政全体における中央政府のシェアは約 50%にすぎないが、中国においては日本等と同様、都市インフラ等への公共投資は、長期国債を財源とする中央政府の補助金と政策銀行融資による地方政府財源による支援策を採っている。

先進国に比べ、中央の財政基盤が脆弱であることから、日本等先進国以上に、上下水道施設設備、ごみ収集処理の有料化、独立採算化、BOT などによる民間投資、運転管理の民営化等が真剣に検討されている。

かたや、中国には企業の汚染物質の排出に対する汚染物質排出費（排污費）の徴収制度があり、経済的な汚染規制手法の一つとなっている。1998 年の排污費全国収入は 65 万事業所から 49 億元が徴収され、56%が汚染防止促進に使用されている。

(7) 中国の環境保護産業育成に関する国際支援例

中国の環境保護推進に当たっては、環境保護産業の育成が不可欠であることから、各種の先進国からの支援と提言がなされている。一例として、2000 年 5 月に“中国における環境産業確立のための政府および実業界の国際戦略会議”が北京で開催されたので、その際とりまとめられた提言の要旨を下記に示す。

全般的提言（要旨）

- 1) 中国は、市場に基づいた環境産業発展に向けて段階的なアプローチを採用すべきである。第 1 段階では、規制の役割と直接的な政府の行動が非常に重要である。市場が成熟するにつれて政府の役割を変化させ、産業の役割と明確に区別していくべきである。移行段階においては、市場の力と計画を適切に組み合わせること（明確に定義された目標と成果の測定による）が必要とされる。
- 2) この段階では、政府は、産業能力の構築、同部門へ資金を供給するための金融メカニズムの創設、および公共の教育、認識、持続可能な発展への支援を推進することにより、有効需要を確実に創出するための手段や法制および規制の健全な枠組みを作り出し、中国の環境産業発展を奨励する重要な役割を果たさなければならない。
- 3) 環境産業部門には様々な性格を持った小部門がある。政策は各部門の特定のニーズに合わせるべきである。例えば、末端部門での技術には依然として政府の大きな支援が必要とされているが、プロセス改善やエネルギー効率を上げる技術などは、必要な条件が確立されれば、自力で賄うことができるだろう。
- 4) 現在は環境部門への投資における中国政府の比率が非常に大きいですが、これは、代わりとなる資金調達経路が確立されるにつれて、先進国の水準である 30%程度にまで減少させるべきである。しかし、環境投資に占める産業部門の比率を上げるためには、脱硫のための追加コストを反映して電気価格を上げるなどのように、環境やエネルギーの改善に必要とされる新たな費用を消費者に転嫁させることができないとされない。
- 5) 政府は、持続可能な発展を達成するための戦略形成や、そのために必要な手段設計のパートナーとなることができるように企業が自らを組織するよう援助し、政府と企業の有効な接点を作り出せるようにすべきである。知識と技術の流れ、および最良の慣行や技能の取得を改

善し、中国と国際実業界の結びつきを促進するための対話の全般的な焦点を提供する場として**持続的発展に関する中国実業協議会**を設立することが提案された。また、重要な部門のそれぞれにおいて、主要なパートナーを連携させるためのフォーラムも設立すべきである。

- 6) 中小企業（SME）の発展には特別の注意を向けるべきである。中小企業は、研究開発や技術的支援、財務管理やマーケティングに関し、特に国際市場においては広範な支援を必要としている。SME を援助し企業家としてのリーダーシップを奨励するための研修や教育の必要性も大きい。SME は先進的な経済において改革の源泉となっている。
- 7) 企業の管理者と地方行政官に対して環境に配慮するよう動機付けを行うことが政策立案の焦点となるべきである。国営企業等のように価格メカニズムが有効に機能しないものも、この対象となる。この政策には、法律や規制の厳格な実施、税制優遇措置、高水準の公害課徴金や環境破壊および生物多様性保全を阻害する行動に対する罰金といった抑制政策、低金利融資、教育、研修等がある。
- 8) 政府は産業界と共に、国際協力による効果を増大させるための戦略を構築し、諸外国の経験や、環境産業の発展、クリーナープロダクションに関する国際協力から学び、投資、ノウハウ取得と技術改善などを加速させるべきである。
- 9) **西部大開発**（The Great Western Development Project）の推進にあたっては、生態保護と汚染防止を計り、当該地域における環境産業の弱点を十分に考慮すべきである。急速な開発は環境破壊を招くことが多いことから、経済発展と環境保護を統合した戦略が不可欠である。

(8) 中国の環境産業政策

1990 年、国務院弁公庁は「環境産業の発展についての意見」（国弁発〔1990〕64 号）通達を發表し、環境産業の発展を汚染防止と生態保護に不可欠の条件として強調し、経済改革における環境産業振興を重点事業として優先的に育成すべきだという方針を示した。

1992 年、国務院環境保護委員会からの「環境保護産業促進に関する措置」（国環〔1992〕024 号）通達で、「積極的に扶助し、産業構造を調整し、科学技術に依拠し、品質を向上させ、市場に向けてサービスを向上させる」という環境産業の指導方針が提出された。同時に、政府部門、金融、税務機関などに対して、環境産業に対する投資、価格、税制面における優遇政策の策定が提案された。

1997 年 4 月、国家環境保護局（当時）は「環境科学技術と環境保護産業問題に関する決定」（環科〔1997〕209 号）を發表し、環境重点企業の育成と**環境産業協会**の活用を決定した。

1999 年 5 月、**国家経済貿易委員会**は「国家経済貿易委員会による環境保護産業発展に関する通知」（以下通知）を全国各地の経貿委宛てに通達した。冒頭では、「政府構造改革（1998 年～1999 年）に伴い、国務院は環境保護産業政策及び発展計画の作成、調整責任を国家経済貿易委員会（以下経貿委）に与えた」と明記し、環境産業の育成、管理における経貿委の役割を強調した。「通知」は下記 3 部分で構成されている。

- ①我が国の環境保護産業の現状と問題点
- ②環境産業発展のための基本方針と重点
- ③環境産業発展促進のために

「通知」では、上海、山東、沈陽、無錫の 4 都市を経貿委が指定する環境産業発展のモデル省（市）に

選定し、経貿委のリーダーシップに基く環境産業の調整機構の設立や、実効性のある発展計画の作成等を地方の経貿委に要請した。

1999 年 7 月、**国家発展計画委員会と科学技術部**が連名で「当面、発展を促進すべきハイテク産業化重点領域ガイドライン」を発表し、農業、情報、環境保護と資源の総合利用、医療・薬品、エネルギー、交通運輸、材料製造、建築、紡績等 10 分野に渡り 138 項目について今後発展すべき方向をまとめた。**環境保護と資源の総合利用分野**については、ゴミ処理、排水処理、排煙脱硫、集塵設備、発生源自動モニタリングシステム等 17 分野が含まれている。「指針」は地方の産業構造調整及び産業政策に反映されることになっている。

2000 年 2 月、**国家経済貿易委員会と国家税務総局**が連名で「当面、国家が奨励する環保産業設備（製品）リスト（第 1 回目）」を発表した。「リスト」には 8 種類 62 項目の設備が収録されており、これらの設備を使用・生産する企業に対する税制面の優遇政策も記している。具体的には、リストに記載されている**国産設備（製品）**を使用して、技術改良を行う企業は、企業所得税の投資対価免除制度や原価償却期間を短縮する制度が適用される。また、国家重点プロジェクトを対象に利息の一部補助等も適用され、これらの設備を生産する企業に対しては、年間純収入が 30 万元以下の場合は、所得税を免除し、30 万元を超える分のみ所得税の徴収対象とするなどの優遇政策がある。

更に、2000 年 9 月、**国家発展計画委員会と国家経済貿易委員会**は、「**国家が発展を重点的に推奨する産業、製品、技術目録（2000 年修正）**」を発表した^①。この「目録」は国家による経済構造の戦略的調整への指導、投資構造の改善、投資プロジェクト審査の重要な根拠となる。同「目録」は 9 月 1 日から実施され、28 分野にわたり 526 種類の製品が対象とされている。この目録に記載された分野への投資プロジェクトは、設備輸入の際には関税と輸入関連の増値税が免除される。国家が発展を重点的に推奨する産業、製品、技術目録（林業・生態系環境部分）は以下のとおりである。

- 1) 天然林などの天然資源保護プロジェクト
- 2) 植樹・草原整備プロジェクト
- 3) 水土保持技術および関係プロジェクト
- 4) 良質の苗の育成
- 5) 経済林、観賞用草花、中国医薬用植物などの良種の育成および保存
- 6) 森林災害対策
- 7) 生態系の脆弱な地域や造林が特に困難な土地での造林技術の開発
- 8) 生態系モデルプロジェクト
- 9) 速成森林プロジェクト
- 10) 竹林基地建設
- 11) 利益の大きい、営業のための造林
- 12) 防護林プロジェクト
- 13) 休耕造林および森林資源回復のプロジェクト
- 14) 砂漠化対策
- 15) 原料採取のための造林を伴う、紙パルププロジェクト
- 16) 人工林、茎の細い木材、竹材、森林の余剰材料の加工および製品開発
- 17) 木材効用性の改良

① 「人民日報」 2000 年 9 月 22 日 2 面

- 18) 竹および植物繊維の工事用材料としての応用
- 19) 森林を利用した化学工業製品の精製加工
- 20) 樹木生理活性物質の抽出技術の開発
- 21) 砂の固定、水土の流出防止、土壌改良のための新材料生産
- 22) 植樹後間もない森林の育成プロジェクト
- 23) 天然経済林の保護および開発
- 24) 絶滅の危機に瀕した植物、野生動物の保護と森林公園建設
- 25) 野生動植物遺伝子データバンク構築
- 26) 生態系環境および地域総合整備プロジェクト
- 27) 鉱石発掘後の植生回復プロジェクト

参考：BOT 方式による排水処理場の建設^①

北京市政府は北京市の衛星都市である肖家河と通州で、BOT 方式による排水処理場の建設を許可した。政府機関ではない、北京桑德環保産業集団が排水処理場の建設、運営権を獲得した。

従来、中国では、上下水施設などの公共事業は一貫して政府が建設し、政府が運営する方式が採用されてきた。しかし、急激な経済成長とともに、政府の環境保全政策が強化され、環境施設の需要も急速に拡大してきたことと、政府の機構改革と市場経済の推進に伴って、BOT 方式など新しい経済手法を環境保護分野に導入する動きが注目されるようになってきた。今回の案件は、中国国内資本による BOT 方式の建設プロジェクトであり、環境分野で最初の試みとして、社会の注目を集めた。中国環境保護産業協会の王揚祖会長は、「BOT 方式は我が国の排水処理分野の一つの流れである」と断言したが、政策や法律の保証がないままでは、投資リスクが大きすぎるとの意見も少なくない。但し、北京桑德環保産業集団の文一波総裁は「自信がある」と意欲を見せている。

BOT 方式によって建設される 2 つの排水処理場は、それぞれの処理能力が 4 万トン／日（10 万トン／日に増設可）と 8 万トン／日（10 万トン／日に増設可）で、総工事費は約 1.1 億元（1 元＝約 15 円）にのぼり、この施設は北京市政府が計画している 14 ヶ所の排水処理場計画の一部に相当する。BOT 協定期間は 25 年間（建設期間込み）であり、終了後、施設は無償で北京市政府に引き渡される。現在、北京市政府は排水費徴収に関する条例を作成しており、将来的に、徴収された排水費で投資を回収することになる。

① 「中国環境報」 2001 年 1 月 2 日

1 4. ISO14000 への取り組み

現在の地方行政改革の一つの流れとして、地方行政と地方国営企業の経営を分離し、それぞれの役割をはっきり果たすようにすることが目指されているが、企業の側においては、自主的な経営管理能力の醸成が主課題となっている。特に産業公害の防止等環境対策の推進に向けて、企業における自主的な環境管理体制の確立が不可欠となるが、ISO14000 等の環境マネジメント・ツールをいかに有効に機能させるかが鍵となる。

(1) ISO14000 への取り組み状況

1) ISO14000 への取り組みの歴史

1995～96 年頃	国家環境保護局管理システム審査中心（China Center for Environment Management System 略称 CCEMS）を設立、5 企業に対して試行認証を実施
1997 年 1 月	北京松下カラーブラウン管有限公司等 4 社の企業が ISO14001 の認定を取得。 SEPA が 13 都市を ISO14000 認証実施の試行都市とする。
1997 年 5 月	中国環境管理システム認証指導委員会設立（国務院批准）、主任は SEPA 局長に指定、関係部局が委員機関として参加し、事務局は SEPA に置く。 中国における ISO14000 の実施を総合的に管理している。
1998 年 3 月	国家認可制度の正式実施
1999 年 4 月	ISO14000 国家モデル地区活動を開始。全国 46 の環境重点都市及び条件を満たす経済技術開発区、名勝地区等で試行開始。
2000 年 11 月	12 の認証機関が中国環境管理システム認証機構認可委員会（CACEB）からの認可を受け、正式な認証機関が誕生した。

2) ISO14000 の最新動向

2000 年 6 月、中国環境管理システム認証機構認可委員会は太平洋地区認可協力組織（PAC）の正式加盟メンバーとなり、中国の環境管理システム認証機構は国際機構と連結された。

2000 年 9 月、中国認証人員国家登録委員会環境管理専門委員会（CRCEA）に認可された研修機関は 2 社であり、登録された講師は 19 名、また、企業の講師は 10 名である。全国で環境管理システム研修

を受けた受講者は 5,581 に増加し、CRCEA に登録した審査員は 1,581 名に達した^①。

2000 年 11 月、中国国内で ISO14000 の認定を取得した企業は 463 社で、1999 年 6 月の 120 社余りの約 4 倍となった。この内、国家環境保護総局華夏環境管理審査中心によって認証された企業は約半分の 200 社余りである。認証取得企業の内訳で見れば、相変わらず外資系電子機器メーカーの占める割合が大きい。

蘇州新区と大連経済技術開発区は ISO14000 の国家モデル地区に指定された。

2000 年 11 月、12 の認証機関が中国環境管理システム認証機構認可委員会（CACEB）からの認可を受け、正式な認証機関が誕生した。2000 年に新たに 29 社の ISO14000 コンサルタント機関が登録され、中国での ISO14000 コンサルタントは 90 社に達した^②。

(2) 国家認可制度について

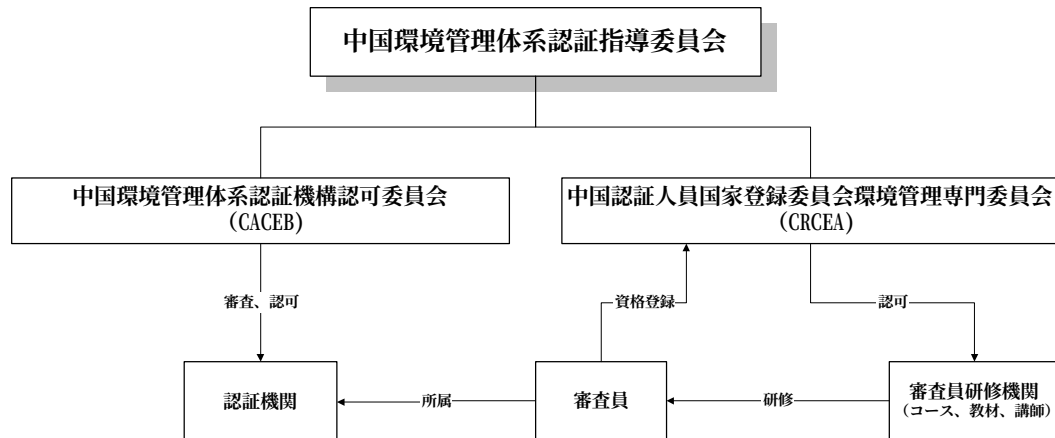
1998 年 3 月、中国政府は ISO14000 の認証に「国家認可制度」を導入し、ISO14000 認証の一括管理を目指している。「国家認可制度」の内容としては、

- ✧ 中国国内で認証活動を行う認証機関（外国機関も含む）は、中国環境管理システム認証機構認可委員会（環認委、CACEB）の審査を受けなければならない。認可を受けた機関は、認可期間内、規定された業務範囲内で認証活動を行うことができるが、認証委員会の規定と規則を遵守し、委員会の監督管理を受けなければならない。
- ✧ 審査員は国家登録資格を持たなければならない。中国で活動を行う審査員は、中国認証人員国家登録委員会環境管理専門委員会（環注委、CRCEA）の審査を受け、国家登録資格を持たなければならない。
- ✧ 審査員研修期間及び教材は CRCEA の認可が必要である。CRCEA が審査員研修コース、教材、機関及び教師に対して審査認可を行う。研修機関は CRCEA の審査を受けてから、登録された教材を使って、批准されたコースに沿って研修を行わなければならない。
- ✧ ISO14000 コンサルタント機関は国家環境保護総局で審査登録を行う。

① 「OECC 中国ミッション報告書」 中国環境管理システム認証指導委員会訪問議事録

② 「国家環境保護総局公文書」 環発〔2000〕252 号 2000 年 12 月 25 日

中国ISO14000国家認可制度の仕組み



15. 国際機関等の対中国環境協力

1998 年、中国の環境保全に対する世界銀行、アジア開発銀行、地球環境ファシリティ（GEF）、モン
トリオール多国間基金及び二国間資金協力等の総額は約 30 億米ドルに達した。この内、国家環境保護総局
（SEPA）が直接実施する新規プロジェクトは、6591.66 万米ドル、繰越実施プロジェクトは、1.723
億米ドルであり、「33211 工程」や総量規制と地域環境改善など、地方環境保全部局が実施するプロジェ
クトは 27.68 億米ドルである。各プロジェクトの実施状況は下表のとおりである。

1998 年度海外資金環境協力プロジェクト一覧表^①

分野		プロジェクト名称	資金額	資金出所	進捗状況
三河三湖 両区一市	海河汚染対策	海河流域水質管理	\$57万贈与	アジア開発銀行	許可
	淮河汚染対策	淮河汚染対策プロジェクト全体計画及フィージビ リティ・スタディー	\$400万贈与	オランダ	許可
		淮河流域汚染事故応急システム研究	CAD200万贈与	カナダ	繰越実施
	滇池汚染対 策	雲南環境保全プロジェクトー 池汚染対策	\$1.5億借款	世界銀行	繰越実施
	巢湖汚染対策	安徽環境保全プロジェクト	\$1.4億借款	アジア開発銀行	繰越実施
			\$180万贈与		
	遼河汚染対策	遼寧環境保全プロジェクトー 渾河、太子河水系	\$1.5億借款	世界銀行	繰越実施
国際環境 保全条約 履行	北京市	北京環境保全プロジェクト	\$1.57億借款	世界銀行	繰越実施
	モントリオー ル議定書	第24、25、26回執行委員会で許可した企業改善プロ ジェクト30件	\$3875万	モントリオール基金	許可
		ハロン企業改善	\$1240万贈与	モントリオール基金	繰越実施
		世界銀行ODSIII	\$5500万贈与	モントリオール基金	繰越実施
		UNDP ODSプロジェクト	\$4000万贈与	モントリオール基金	繰越実施
		UNDP ODSプロジェクト	\$3500万贈与	モントリオール基金	繰越実施
	気候変動枠組 条約	再生可能なエネルギーの迅速な商業化の推進	\$1430万贈与	GEF	許可
		無フッ素省エネルギー冷蔵庫	\$96.7万贈与	GEF	許可
		国家生物安全アウトライン作成の支援	\$26.4万贈与	GEF	許可
		再生可能なエネルギーの投資プロジェクト	\$3500万贈与	GEF	許可
			\$6500万借款	国際復興開発銀行	
			\$500万	二国間	
		都市ゴミメタンの回収利用の促進	\$528.5万贈与	GEF	繰越実施
		高効率工業ボイラー	\$3281万贈与	GEF	繰越実施
			\$76.6万贈与	プロジェクト準備基金	
		郷鎮企業省エネルギー及び汚染制御第Ⅰフェーズ	\$100万贈与	GEF	繰越実施
		エネルギー効率化プロジェクト	\$70万贈与	プロジェクト準備基金	繰越実施
			\$2270万贈与	GEF	
			\$6500万贈与	国際復興開発銀行	
			EUR400万贈与	EU	
		四川天然ガスパイプラインの改造	\$1000万贈与	GEF	繰越実施
		石炭層メタン資源の開発	\$1000万贈与	GEF	繰越実施

① 「中国環境年鑑」1999 年版 p248-252

分野		プロジェクト名称	資金額	資金出所	進捗状況
国際環境 保全条約 履行	生物多様性条約	自然保護区管理	\$1790万贈与	GEF	繰越実施
		湿地生物多様性保護と持続可能な利用	\$28.2万贈与	プロジェクト準備基金	繰越実施
		生物多様性情報データ管理	\$29万贈与	GEF	繰越実施
		人口、土地と環境変化管理	\$60万贈与	GEF	繰越実施
		図門江地域及び海外地域環境戦略行動計画	\$495.72万贈与	GEF	許可
			\$346.6万贈与	UNDP	
	バーゼル条約	バーゼル条約中国行動計画	\$30万贈与	デンマーク	繰越実施
環境保全能力建設		中国工業汚染予測システムの研究	\$11.39万贈与	世界銀行	許可
		「リオ後5年」の翻訳出版	\$0.5万贈与	世界銀行	許可
		郷鎮企業汚染制御政策研究	\$30万贈与	世界銀行	許可
		47重点都市関連指導者の環境管理研修	\$60万贈与	アジア開発銀行	許可
		市場に基づく環境管理手段の強化	\$69.7万贈与	アジア開発銀行	許可
		環境影響研修とコース開発	\$60万贈与	アジア開発銀行	許可
		プロジェクト評価マニュアルの作成	\$10万贈与	ノルウェー	許可
		郷鎮企業クリーンプロダクション環境管理	\$350万贈与	アジア開発銀行	許可
		大メコン河次地域環境戦略アウトライン技術援助	\$60万贈与	アジア開発銀行	許可
			\$100万贈与	スイス	
		中国環境技術援助プロジェクトB、C部分	\$2274万借款	世界銀行	繰越実施
		中国持続可能な発展指標システム研究	\$5.3万贈与	世界銀行	繰越実施
		郷鎮企業工業汚染調査と評価	\$60万贈与	アジア開発銀行	繰越実施
		中国工業汚染制御経済学の研究	\$15.22万贈与	世界銀行	繰越実施
		環境標準と政策実施の強化	\$60万技術援助	アジア開発銀行	繰越実施
		JGFプロジェクト--国家環境保護総局能力建設	\$40万贈与	世界銀行	繰越実施
		緑色工程企画プロジェクト評価マニュアル	\$8.5万贈与	ノルウェー	繰越実施
		環境経済学能力建設	\$60万贈与	アジア開発銀行	繰越実施
		大メコン河次地域環境研修と能力向上	\$150万贈与	アジア開発銀行	繰越実施
		環境統計と分析	\$600万贈与	ノルウェー	繰越実施
総量制御と地域改善		広西環境保全プロジェクト	\$0.9億借款	世界銀行	許可
		福州環境保全プロジェクト	\$1.5億借款	アジア開発銀行	許可
		北京、江蘇、上海環境保全プロジェクト	\$5.6億借款	世界銀行	繰越実施
		山東環境保全プロジェクト	\$1.0億借款	世界銀行	繰越実施
		湖北都市環境保全プロジェクト	\$1.5億借款	世界銀行	繰越実施
		上海汚水第IIフェーズプロジェクト	\$2.5億借款	世界銀行	繰越実施
		重慶工業改革と汚染制御プロジェクト	\$1.7億借款	世界銀行	繰越実施
		唐山、承德環境保全プロジェクト	\$1.45億借款	アジア開発銀行	繰越実施
		陝西環境保全プロジェクト	\$1.56億借款	アジア開発銀行	繰越実施
			\$93万贈与		
		青島環境保全プロジェクト	\$1.03億借款	アジア開発銀行	繰越実施

(1) 世界銀行

2000 年度、世界銀行(IBRD^①及び IDA^②)の貸付実行総額は 1999 年度の 240 億米ドルから 184 億米ドルまで大幅減少した。世界銀行最大の貸付国である中国への貸付及び融資総額は 15 億 5400 万米ドルで、1999 年度の 15 億 7300 万米ドルより 1,900 万米ドルの減少となったが、IBRD 及び IDA の貸付実行総額に占める割合は、1999 年度の 6.49%より、約 2 %増加の 8.4%となった^③。

2000 年度世界銀行(IBRD 及び IDA)の貸付上位 10 ヶ国^④

順位	借入国	借入総額 (100 万米ドル)	貸付実行総額に対する 比率 (%)
1	中 国	1,554	8.4
2	インド	1,183	6.39
3	メキシコ	673	3.64
4	アルゼンチン	630	3.41
5	ブラジル	542	2.93
6	インドネシア	499	2.69
7	コロンビア	390	2.11
8	ポーランド	237	1.28
9	トルコ	226	1.22
10	バングラディッシュ	203	1.1

1999 年、中国は IDA 卒業国として IBRD 貸付のみの適格国として格付けされた。1981 年に世界銀行に再加盟して以来、中国への累積貸付総額は 346 億 700 万ドル（2000 年 6 月 30 日現在）にのぼっている。承認されたプロジェクトの資金は、数千万人の生活を改善するために、インフラや農村開発、農業、教育、ならびに給水プログラムに充てられるが、インフラ向け貸付がポートフォリオ全体の半分近くを占め、残りを農業、社会セクター、環境、産業が占めている。

世銀の中国担当局長は「私たちは中国の将来が明るいことを示す目覚ましい経済成長、貧困の大幅な緩和、ダイナミズム、健全な経済を目の当たりにしてきた。しかし、引き続き貧困、インフラのボトルネック、環境保護などの成長を阻害する要因はなおも残っており、発展を続けるためにはこうした課題に対処する必要がある。中国がこうした課題を解決し、環境的にみて持続可能な成長を加速させ、これが貿易機会の拡大と環境の改善をもたらすようになってはじめて国際社会は、中国の成功の恩恵を受けることができる」と語っている。

① International Bank for Reconstruction and Development（国際復興開発銀行）

② International Development Association（国際開発協会）

③ 「世界銀行年次報告 1999」、「The World Bank Annual Report 2000」

④ 「The World Bank Annual Report 2000」、p132-134

2000 年度世界銀行の対中国プロジェクト^①

分類	プロジェクト名	貸付金額 (百万米ドル)	承認日
農業	小規模牛肉発展プロジェクト	93.5	1999/12/22
	長江堤防強化プロジェクト	210	2000/6/27
環境	北京市環境プロジェクト（第 2 期）	349	2000/6/20
給水、衛生	重慶都市環境プロジェクト	200	200/6/15
	河北都市環境プロジェクト	150	2000/6/27
電力、その他の エネルギー	桐柏揚水発電プロジェクト	320	1999/12/22
運輸	広西高速道路プロジェクト	200	2000/3/28
	河南省高速道路プロジェクト	150	2000/5/16

世銀は 1997 年、中国の持続的開発に向けた可能性と課題について詳細に論じたレポート「China 2020: Development Challenges in the New Century」を発表した。6 巻からなる本レポートの第 1 巻は「Clear Water, Blue Skies」と題して環境問題を扱っているが、中国における環境政策・法制度が過去 10 年余りにわたって多大な進歩を果たしてきたことを認めつつも、国内各所には、尚、危機的な環境汚染が広がっていることを指摘し、今後取るべき方策について詳細な提案を行っている。

これによれば、経済が拡大し、富が増大しつつある今こそが環境保全投資の好機であり、今後、クリーン生産、エネルギー・資源効率の向上等の対策に投資を集中することにより、2020 年までに生産を約 4 倍に増加させつつも、汚濁排出量及び健康被害コストを現在より低減させることが可能であると論じている。但し、この目標は旧来の開発政策では達成できず、規制的手段に代わる新しいアプローチの採用が不可欠である。それらのアプローチとは、次のようなものである。

- ① 環境保全に資する市場経済の構築 — 経済改革の推進（国営企業が環境汚染ペナルティーを反映するような経営改革、正当にコストを反映するような価格システムの改革、中国企業が最新の環境技術にアクセスできるような国際貿易システムの改革）、環境汚染の社会的コストに対応した汚染税制の適用拡大（エネルギー税と排污費）等
- ② 環境改善への投資の誘導 — 市場において適正な価格制度を導入すること及び汚染税制の利用により、資源・エネルギー効率の改善に向けた投資を誘導し、特に非国営部門の環境対策を前進させる等。

^① 世界銀行の公式ホームページより

- ③ 環境管理のための人的・制度的資源の整備 一国レベルで適切な規制及び政策調整を実施することによって、個別的な投資への干渉を排除できる。必要な規制の例としては、有鉛ガソリンの廃止、郷鎮企業への排出規制、自動車排ガス排出基準、エネルギー効率規準等。地方レベルでは、流域単位の水管理公社の設立、酸性雨原因物質の排出規制等。都市レベルでは環境マスタープランの策定により、都心からの汚染企業の排除と都市交通の整備等。一方、環境教育の推進により、環境保全を求める市民意識の向上と環境政策決定に対する市民参加の促進を図る。

これらの達成のためには、環境対策投資の対 GDP 比を倍増（約 1 %に）させることが必要であり、それは必要な犠牲であると論じられている。

世界銀行の「世界開発報告」では、1990 年に「貧困」を特集してから 10 年目にあたる 2000 年に、再び貧困が取り上げられることとなった。「世界銀行年次報告 2000」では、90 年代を通じて経済のグローバル化の進展は貧困削減の機会をもたらしたが、地域紛争と市場経済の浸透による南北間、途上国内部での格差の拡大現象が見られ、貧困の多面性に改めて注目し、これらのリスクを回避し、対策を検討するよう提唱した。貧困撲滅の要素として、以下の 3 つが揚げられた。

- ・ 貧困層のエンパワーメント（力の獲得）
貧困層の発言権の強化と政策決定への参加
- ・ 社会安定性の確保
政治・経済・社会変化による悪影響を回避するためのセキュリティの提供
- ・ 機会の提供
社会サービスの提供、公共政策改革、資源分配の改善による持続的な経済活動を継続する機会の提供

(2) アジア開発銀行

1999 年のアジア開発銀行（ADB）の中国に対する貸付は 12 億 5850 万米ドルであり、無償技術援助は 1 億 9900 万米ドルであった。貸付、無償技術協力とも中国は第 1 位となった。なお、1998 年、中国の ADB からの借入総額は約 12 億 250 万米ドルで、主要借入国の中でインドネシアに次ぐ借入国であったが、無償技術援助は 1 億 2,842 万米ドルで第 1 位であった。

アジア開発銀行における対中国国別援助戦略では、次の 3 つの目的を強調している。

- 経済効率の改善
- 内陸貧困地域の開発促進
- 環境保護と天然資源管理の推進

特に第 3 の目的は、中国の急速な発展を持続可能なものとする上で重要と考えられている。中国対象の総融資額の 1/4 弱にあたる約 15 億ドルが環境対策目的であり、うち 12 億ドルが brown issues（公害防止関連）、3 億ドルが green issues（自然保護関連）に支出されている。これらの融資に加え、68 件、3,700 万ドルの無償技術協力が提供されている。こうした支援は、中国アジェンダ 21 と九 5 目標との整合性を図るべく、次のような目標にプライオリティーが置かれている。

- 環境管理の強化のための政策・法規制上の枠組み改善
- 国家環保局他の重点機関の対処能力向上

- － 大都市の環境問題への対処
- － 天然(土壌・水・海洋)資源の保全と効率的利用
- － 産業・エネルギー部門におけるクリーン生産、クリーンコール技術等推進

特に汚染の顕著な東海岸地域の都市汚染の解決に向けては、旧式のプロセスを備えた国営企業のクリーン化、さらにエネルギー(発電)部門に対し、①水力・天然ガスへの転換、②排ガス処理技術の導入、③コジェネ事業の推進、④発電所周辺の緑化、⑤排出削減と効率改善のための長期投資戦略の策定等の施策を進めることを積極的に支援している。

1999 年、ADB は環境の改善と天然資源の保全のため、総額およそ 10 億米ドルの貸付プロジェクト 9 案件を承認した。中国における環境を第 1 目的とするプロジェクトとしては、①蘇州河の水質と洪水調節機能の改善のための再生プロジェクト、②山西省の 3 都市における大気汚染問題の解決支援の 2 つが実施された。

アジア開発銀行は、アジア各国を対象として、ALGAS^① (アジア最小コスト温暖化ガス削減戦略)を実施している。森林・土地利用分野における活動において、中国は「南部における木質バイオマス燃料発電所の建設に関する可能性調査」を提案した。バイオマス発電は GHG 吸収源を増すだけでなく、硫黄含有量の多い石炭の消費を削減し、中国南部及び南西部における貧困層の低減にも貢献できる。プロジェクトは 1999 年から 2005 年にかけて、発電用バイオエネルギー／薪炭材生産の試験を行い、発電可能性の実証、市場性の評価及び実施計画の検討等を実施する予定である。35 万ドルの研究費の内、57%は ADB、14%は地元銀行、29%は海外からの投資である^②。

ADB の主要借入国 (1999 年) ^③

借入国	借入総額 (100 万米ドル)	貸付総額に対する 比率 (%)
中 国	1,258.5	25.3
インドネシア	1,020.0	20.5
インド	625.0	12.5
パキスタン	402.8	8.1
タイ	363.8	7.3
バングラデシュ	332.0	6.7
ベトナム	195.0	3.9
スリランカ	183.8	3.7
パプアニューギニア	108.8	2.2
カンボジア	88.0	1.8
フィリピン	88.0	1.8
その他 DMC	312.9	6.2
合計	4,978.6	100.0

① ALGAS (Asia Least-Cost Greenhouse Gas Abatement Strategy)

② 「京都協定書における吸収源プロジェクトに関する国際的動向」 環境庁国立環境研究所

③ 「アジア開発銀行年次報告 1999」、「業務上の要点」

ADB の事前の技術援助により準備された 1999 年中の貸付^①

単位：百万米ドル

	貸付額	承認された年	技術援助の金額
蘇州河復興	300.00	1996	1.00
		1998	0.97
雲南南部道路開発	250.00	1998	0.15
		1997	0.60
山西道路開発	250.00	1998	0.57
山西環境改善	102.00	1997	0.59

ADB の主要無償技術援助受入国（1999 年）^②

受入国	技術援助総額 (100 万米ドル)	技術援助総額に対する 比率 (%)
中 国	19.9	14.7
インドネシア	11.3	8.3
バングラデシュ	10.9	8.0
ベトナム	10.3	7.6
スリランカ	7.9	5.9
カンボジア	7.5	5.6
フィリピン	7.3	5.4
インド	7.2	5.3
タイ	6.3	4.6
ラオス	5.9	4.4
その他 DMC s	40.8	30.2
合計	135.4	100.0

注) a 総額 3,750 万米ドルの地域的活動に対する技術援助は除く。

b 小数点以下の処理により集計値と合計が一致しない場合がある。

① 「アジア開発銀行年次報告 1999」 p202

② 「アジア開発銀行年次報告 1999」、「業務上の要点」

ADB の中国に対する無償技術援助（1999 年）^①

単位：千米ドル

	プロジェクト準備 諮問・実施	
合肥—西安鉄道	665.00 ^a	—
黄河洪水管理センター	930.00 ^a	—
華南西部農業改革	150.00	—
Shen Da 送電及びグリッド復旧	700.00 ^a	—
農業廃棄物の有効利用	703.00	—
雲南総合農業開発及び生物多様性保全	1,332.00 ^b	—
松花江洪水、湿地帯及び生物多様性管理	1,545.00 ^c	—
水セクター戦略的オプション（補完的）	—	57.00
1999 年昆明園芸博覧会への ADB の参加	—	18.00
蘇州河の環境管理改善	—	840.00
水道料金調査 II	—	950.00
公共インフラ投資政策の強化	—	600.00
経済法の策定	—	1,400.00 ^a
国家環境保全局の閣僚職責務の能力開発	—	810.00 ^a
保険セクター規制・監督制度の能力開発	—	700.00 ^a
Cinda 資産管理会社の組織強化	—	800.00 ^a
資本市場規制制度の能力開発	—	1,000.00 ^a
山西の大気の質改善	—	700.00 ^a
交通安全、計画立案及び管理運営の能力開発	—	600.00 ^a
農村電力供給調査	—	700.00 ^a
プロジェクト効果管理の能力開発	—	900.00
都市貧困調査	—	410.00 ^a

a：日本特別基金（JSF）から資金供与の予定

b：この金額のうち、98 万 2,000 ドルは JSF から資金供与

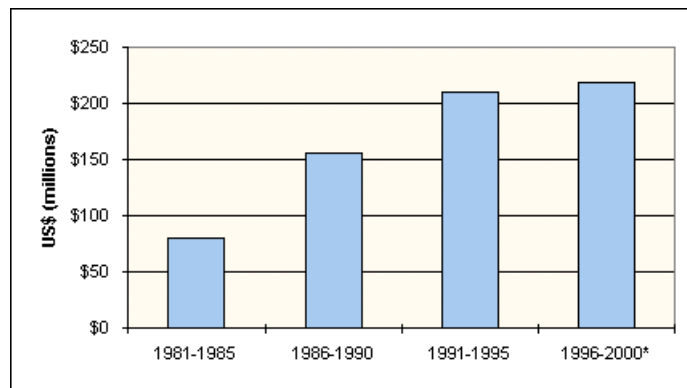
c：この金額のうち、121 万 5,000 ドルは JSF から資金供与

① 「アジア開発銀行年次報告 1999」 p196

(3) UNDP

UNDP の対中国協力は「国別プログラム (Country Programmes)」に従って、1981 年から四回にわたって実施されてきた。その実施状況は下図に示すとおりである。

- ・ 第一次国別プログラム (1981-1985)
- ・ 第二次国別プログラム (1986-1990)
- ・ 第三次国別プログラム (1991-1995)
- ・ 第四次国別プログラム (1996-2000)



Fund Allocation for UNDP China Country Programmes^① (*projected amount.)

1996-2000 年に実施された「対中国第四次国別プログラム (China's fourth country programme)」(CP4)は、別名：「対中国第一次国別協力フレームワーク (China's first Country Cooperation Framework)」(CCF1)と称され、以下 5 つの分野が主体である^②。

- ◇ 貧困の削減
- ◇ 持続可能な開発・エネルギー及び環境
- ◇ 持続可能な農業と食糧安全保障
- ◇ 雇用・マクロ経済・企業改革とガバナンス
- ◇ 「アジェンダ 21」と社会開発

環境とエネルギー分野について、UNDP は中国に対して毎年 1,500～2,000 万米ドルの無償資金協力を実施してきたが、2000 年に、この分野は 2,500 万米ドルまで拡大された。この分野における UNDP の資金源は主に GEF とモントリオール基金によるものである。

環境とエネルギー分野における UNDP の協力の重点は主に下記の 4 項目が主体となっている。

- ① 持続可能なエネルギー開発
- ② 大気と水汚染防止
- ③ 自然資源の管理・生物多様性の保護
- ④ 環境整備

① UNDP インターネットホームページ：<http://www.unchina.org/undp>

② UNDP インターネットホームページ：<http://www.unchina.org/undp>

参考：「対中国第四次国別プログラム(CP4)」(1996-2000 年) のプログラム^①

☆ 貧困の削減 (Elimination of Poverty)

プロジェクト No.	プロジェクト名
CPR/96/221	Handicraft Development for Poverty Alleviation in Tibet
CPR/96/218	Poverty Alleviation in Gansu
CPR/96/214	Poverty Alleviation through Science and Technology
CPR/96/212	Poverty Alleviation in Hunan
CPR/96/211	Poverty Alleviation in Qinghai
CPR/96/206	Poverty Alleviation in Guangxi
CPR/96/205	Poverty Alleviation through Rainwater Collection in Gansu
CPR/96/204	Poverty Alleviation in Northwest Sichuan
CPR/96/203	Poverty Alleviation in Guizhou
CPR/96/202	Poverty Alleviation in Xinjiang
CPR/96/201	Support to the UNDO Poverty Alleviation Programme in China
CPR/96/110	Poverty Alleviation through Community Forestry in Western Hubei
CPR/91/165	Sustainable Human Development in Tibet

☆ 持続可能な開発・エネルギー及び環境 (Sustainable Development, Energy and Environment)

プロジェクト No.	プロジェクト名
CPR/99/H01	Modernized Biomass Energy in Jilin, China
CPR/99/303	Development of Capacity to Manage China's Electricity Supply Reform
CPR/99/302	Capacity Development for Municipal Solid Waste Management Reform in China
CPR/98/G32	Wetland Biodiversity Conservation and Sustainable Use in China
CPR/98/G31	China Refrigerator Project
CPR/97/G31	Capacity Building for the Rapid Commercialization of Renewable Energy
CPR/96/G41	Energy-Efficient CFC-free Refrigerator
CPR/96/G31	Promoting Methane Recovery & Utilization from Mixed Municipal Refuse
CPR/96/320	Women and Environment
CPR/96/319	Capacity Building for Integrated Coastal Zone Management in Northern South China Sea
CPR/96/313	Feasibility Study of Fuel Cell TECH
CPR/96/312	Energy and Environment Improvement of the Existing Power Plant
CPR/96/311	Green Light
CPR/96/310	Environmental Education
CPR/96/309	Air Pollution Control in Beijing
CPR/96/308	Capacity Development for Air Pollution Control
CPR/96/307	Air Pollution Control in Benxi
CPR/96/306	Air Pollution Control in Xi'an
CPR/96/305	Air Pollution Control in Guangzhou
CPR/96/304	Air Pollution Control in Guiyang
CPR/96/302	21st Century Urban Water Management in China

^① UNDP インターネットホームページ：<http://www.unchina.org/undp>

プロジェクト No.	プロジェクト名
CPR/95/G31	Energy Conservation and Pollution Control in Township and Village Enterprises (TVEs)
CPR/92/G31	Development of Coalbed Methane Resources in China

◇ 持続可能な農業と食糧安全保障 (Sustainable Agriculture and Food Security)

プロジェクト No.	プロジェクト名
CPR/99/193	Development of the Capacity to Save Water Use Efficiency in Ningxia and the Yellow River Basin
CPR/96/112	Reduction of Stored Grain Losses through Radiation Technology
CPR/96/111	Capacity Building for the Implementation of the UN Convention to Combat Desertification
CPR/96/109	Capacity Building Research and Extension for Sustainable Forest Management
CPR/96/107	Seabuckthorn Development in China
CPR/96/105	Sustainable Land Management of Agriculture Production in Hainan Province
CPR/96/104	Rice Improvement in the Poor Areas of Anhui Province
CPR/96/103	Sugarcane Improvement in the Poor Areas of China
CPR/96/102	Peanut Improvement in Poor Areas
CPR/96/101	Rapeseed Improvement in China

◇ 雇用・マクロ経済・企業改革とガバナンス (Employment, Macroeconomic and Enterprise Reform and Governance)

プロジェクト No.	プロジェクト名
CPR/99/701	Emergency Rehabilitation of Flood-Damaged Schools in Jiangxi
CPR/99/601/A/03/	Capacity Development for the development of the Chinese New Eurasian Continental Bridge
CPR/99/594	China Urban Community Development
CPR/99/592 (previous CPR/99/502)	Strengthening the Capacity of China's Legal Aid System
CPR/99/591 (previous CPR/99/501)	Capacity Building towards Governance Changes for the Market Economy and Rule of Law
CPR/98/092 (previous CPR/98/002)	Human Resources Development and Capacity Building Program for Promotion of Market Economy
CPR/96/705	Emergency Assistance to Flood Disaster in Southern China
CPR/96/513	Small Enterprise Reform and Development
CPR/96/511	Strengthening National Capacity to Promote Efficient Trade
CPR/96/507	CPR/96/507 -- Capacity Building for Sustainable Town Development
CPR/96/504	CPR/96/504 -- Urban Employment Promotion
CPR/96/503	CPR/96/503 -- China Rural Official Training Centre (CROTC)

☆ 「アジェンダ 21」と社会開発 (Agenda 21 & Social Development)

プロジェクト No.	プロジェクト名
CPR/98/001	Re-employment and Venture Creation for Laid-off Women Workers
CPR/96/G81	Capacity Building for Local Agenda 21s in China
CPR/96/406	A Experiment in Community Health Protection
CPR/96/402	Multisectoral Approaches for HIV/AIDS Control and Prevention in China - Phase II
CPR/96/401	Improving 9-year Compulsory Education in Poor Areas focusing on Girl Students
CPR/96/213	Poverty Alleviation and Women in Development in Inner Mongolia

(4) 2 国間協力の動向

1998 年から、DAC 諸国の政府開発援助額は再び増加する傾向が見られた。1998～1999 年、中国は DAC 諸国から総額 224,900 万米ドルの資金援助を受け、インドネシアの次に第 2 番目の受入国となった。

DAC 諸国の中国等に対する政府開発援助の内訳を以下に示す^①。

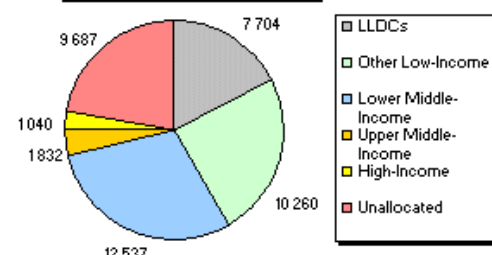
TOTAL DAC COUNTRIES

Net ODA	1998	1999	Change 1998/99
Current (USD m)	52 084	56 378	8.2%
Constant (1998 USD m)	52 084	55 021	5.6%
ODA/GNP	0.23%	0.24%	
Bilateral share	68%	67%	
Net Official Aid (OA)			
Current (USD m)	6 040	6 193	2.5%

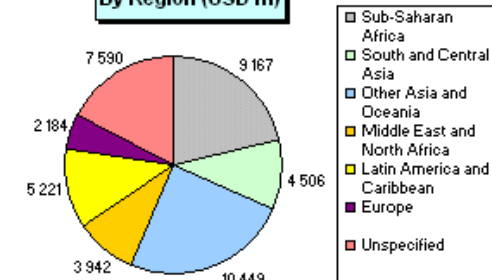
Top Ten Recipients	(USD m)
1 Indonesia	2 426
2 China	2 249
3 India	1 558
4 Egypt	1 554
5 Russia (OA)	1 239
6 Israel (OA)	1 143
7 Thailand	1 098
8 Philippines	955
9 Viet Nam	887
10 Bangladesh	795

Gross Bilateral ODA, 1998-99 average, unless otherwise shown

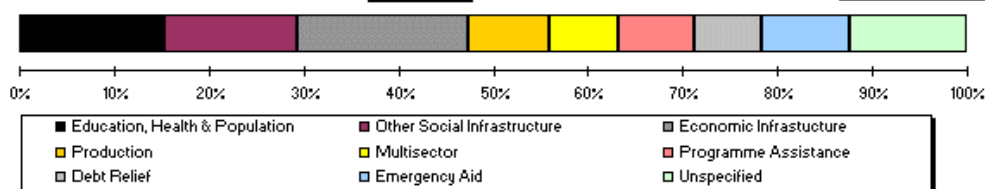
By Income Group (USD m)



By Region (USD m)



By Sector



Source: OECD

Important note for Total DAC countries: data include aid from Greece, which became a member of the DAC in 1999.

^① OECD・DAC の統計による。URL : <http://www.oecd.org/dac/>

国別で見ると、2 国間の絶対額で圧倒的に多い日本と 2 番目ドイツが目立ち、他の DAC 諸国と大きな差がある。

Total Net ODA to China (OECD/DAC 資料より作成)									単位百万米ドル
	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998— 1999
AUSTRALIA	31.5	40.3	38.3	46.4	75.6	55.2	22.9	29	26
AUSTRIA	102.8	97.2	23.0	10.1	32.4	66.2	4.9	22	—
BELGIUM	4.5	2.3	18.1	10.5	2.1	11.0	7.8	10	—
CANADA	67.7	40.0	62.4	69.6	68.6	53.7	38.4	37	42
DENMARK	11.0	6.8	14.8	3.7	0.3	10.1	21.0	—	—
FINLAND	16.1	12.7	12.8	9.6	9.6	16.2	14.5	16	—
FRANCE	88.0	138.5	153.4	102.6	97.7	91.2	97.2	—	38
GERMANY	228.9	107.1	192.8	247.8	300.0	684.1	461.1	481	313
IRELAND	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	—	—
ITALY	45.3	54.9	201.6	135.5	69.6	6.2	6.2	—	—
JAPAN	723.0	585.3	1,050.8	1,350.7	1,479.4	1,380.2	861.7	963	1,192
LUXEMBOURG	0.0	0.0	0.0	0.4	0.5	0.1	1.2	—	—
NETHERLAND	17.0	7.0	3.7	12.8	10.1	15.9	2.7	—	24
NEW ZEALAND	1.1	0.2	0.8	0.6	1.1	1.5	1.3	—	—
NORWAY	5.8	10.6	15.7	11.4	22.6	10.5	9.1	—	—
PORTUGAL	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	—	—
SPAIN	95.3	84.6	191.8	140.1	153.1	56.0	37.0	37	27
SWEDEN	31.9	9.6	31.0	35.4	17.5	15.3	17.7	—	—
SWITZERLAND	8.4	19.8	7.7	10.3	7.3	10.1	8.8	—	—
UNITED KINGDOM	33.3	35.7	58.7	42.3	47.0	47.8	57.1	—	57
UNITED STATES	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
EC									31
TOTAL	1,511.6	1,252.6	2,077.4	2,240.0	2,394.2	2,531.5	1,671.0	1,796.0	2,249.0

注：a. 1997 年データの「—」は、中国がその国(援助国)の上位 10 各国(被援国)に入っていないことを意味している。

b. 1998 - 1999 年は中国に対する政府開発援助上位 10 カ国のデータから記載した。

1) 中国政府と外国政府との二国間環境協力協定・覚書の締結状況^①

No.	協定または覚書名称	締結年月日
1	中華人民共和国国務院環境保護指導小組弁公室とアメリカ合衆国環境保護局の環境保護科学技術協力議定書	1980.02.05
2	中華人民共和国国家環境保護局とオランダ王国住宅・国土開発・環境省の環境分野における協力に関する理解覚書	1988.09.24
3	中華人民共和国政府とモンゴル人民共和国政府の自然環境保護に関する協力協定	1990.05.06
4	中華人民共和国政府と日本国政府の環境保護協力協定	1990.05.28
5	中華人民共和国国家環境保護局とカナダ環境省の環境協力覚書	1992.03.20 (1998.01.06 継続調印)

^① 国家環境保護総局より

No.	協定または覚書名称	締結年月日
6	中華人民共和国国家環境保護局と朝鮮民主主義人民共和国環境保護・国土管理総局の協力協定	1992.12.26
7	中華人民共和国政府とインド共和国政府の環境協力協定	1993.09.07
8	中華人民共和国政府と大韓民国政府の環境協力協定	1993.10.28
9	中華人民共和国政府とロシア連邦政府の環境保護協力協定	1994.05.27
10	中華人民共和国国家環境保護局とドイツ連邦共和国連邦環境、自然保護と原子力安全環境省の環境協力協定	1994.09.26
11	中華人民共和国国家環境保護局とオーストラリア環境、体育と領土省の環境協力理解覚書	1995.04.05
12	中華人民共和国国家環境保護局とウクライナ環境保護と原子力安全省の環境保護協力協定	1995.06.24
13	中華人民共和国国家環境保護局とフィンランド共和国環境省の環境協力理解覚書	1995.07.06
14	中華人民共和国国家環境保護局とノルウェー王国環境省の環境協力覚書	1995.11.06
15	中華人民共和国国家環境保護局とデンマーク王国環境・エネルギー省の環境協力協定	1996.01.12
16	中華人民共和国政府とタジキスタン共和国政府の環境保護協力協定	1996.09.16
17	中華人民共和国国家環境保護局とパキスタン・イスラム共和国環境省環境保護委員会の環境保護協力協定	1996.12.01
18	中華人民共和国国家環境保護局とポーランド共和国環境保護・天然資源・林業省の環境保護協力協定	1996.12.02
19	中華人民共和国政府とフランス共和国政府の環境保護協力協定	1997.05.15
20	中華人民共和国国家環境保護局とルーマニア水資源・森林・環境保護省の環境協力協定	1997.08.15
21	中華人民共和国政府とウズベキスタン政府の環境保護協力協定	1997.12.21
22	中華人民共和国政府と大ブリテン及び北アイルランド連合王国政府の環境保護協力覚書	1998.06.17
23	21世紀に向けた中国とカナダ環境協力枠組協定	1998.11.19
24	中国・米国による環境と発展協力の連合声明	2000.5.19
25	環境保護に関する中国・ドイツ両国政府の連合声明 ― 行動指針	2000.12.13

2) 国別の動向

①米国

米国は公式には対中国援助を行っていない。しかし、クリントン大統領が 1993 年に発表したアメリカ政府の環境保全戦略 (Environmental Technology Initiative) の一部である US/TIES^① など、様々な形で環境保全分野の援助協力が行われている。1995 年の US/TIES の対中国予算は 9 百万米ドル (うち政府予算 3.2 百万ドル) 等と金額的には小さいものの、輸出振興や知的援助の側面が強いのが特徴といえる。また、再生エネルギー関連のプロジェクトも多い。1998 年 7 月に訪中したクリントン米国大統領は「米国は中国との環境協力を強化することを決心した」と述べた。米国は大気汚染の観測・規制の分野で援助を行い、中国の再生エネルギープロジェクトに対する支援を強化し、石炭への依存を軽減することとしたい、「アメリカは中国における石炭のガス化の展開を支

^① Technology for International Environmental Solutions、95 年で終了

援し、輸出入銀行を通じ、クリーンエネルギープロジェクトに財政支援を行う」、「経済成長を阻害しないとの前提の下で、クリーンエネルギーを使用しエネルギーの利用効率を高めることができる」等と述べた。この大統領訪中は、一連の対中環境協力攻勢のクライマックスと位置付けられている。米中環境協力の顕著な例としては、1998年、米国の民間企業 Dasiebi Environmental は大気質モニタリング機器 4 百万ドルの受注に成功した。また米国環境保護庁(US/EPA)は中国国家環境保護総局との間で、大気汚染防止分野における 2 つの技術移転プログラムに合意している。同庁では、水分野においても江西省・陽湖を対象に高精度 GPS、3 次元 GIS、船上分析設備など最新技術を用いた水質汚濁防止技術のデモンストレーション事業を開始すると発表している。一方、米国エネルギー庁(DOE)は、中国政府との間にビルのエネルギー効率改善に関する協力を開始することを合意したが、これらは中国における米国技術の適用のショウケースとなると注目されている。

2000 年 5 月 19 日、中国科学技術部の朱麗蘭部長と駐中国米国大使 Joseph Prueher は、北京で「米中による環境と発展協力の連合声明」に署名した^①。同声明は、2000 年 4 月に北京を訪問した米国のゴア副大統領が中国側に提案したもので、地球の気候変動と多様な生物の保護など「地球規模の環境問題」への取り組みに、米中両国政府が協力するための声明であった。こうした背景には、「米国は、地域および国際的目標を達成するために北京の協力を必要とすることは認識しているが、多くの議論の的となる問題が米中関係を緊張させている。しかし、環境問題は、米国協力のビルディング・ブロックとしてだけでなく、同様の環境問題を抱える他の開発途上国と米国がどのように関わるかのモデルとしても役立つ可能性がある」^②との米国側の考えがある。

参考：米国環境保護庁（EPA）の対中国協力プロジェクトの概要^③

◇ 中国における二酸化硫黄の排出量削減に向けた、市場メカニズムの利用に関する実行可能性の研究

二酸化硫黄の排出量削減に向け、市場メカニズム利用の可能性を検討するために、以下の 3 つの面で協力する。1) 米国の SO₂ 排出権取引プログラムと中国における現在の SO₂ に関連した問題及び政策を検討するワークショップの開催、2) 中国における SO₂ 問題の特性と影響、利用可能な防止技術とその経費ならびに効果的な排出権取引プログラムの企画に関連した規制及び制度上の問題に関する予備研究、3) 中国における SO₂ 排出権取引プログラムの企画に対する助言。

◇ 炭鉱から放出されるメタンの利用計画

温室効果ガスであるメタンは、採炭の過程において大気中に放出されているので、EPA 及び中国国家煤炭工業管理局は共同して試験的なデータ収集を行い、利用に伴う経済評価を行っている。主要な炭鉱会社 8 社を対象に、技術・市場データを集めている。

◇ 大気質管理プロセスの評価

中国の大気質管理プロセスの評価とプロセスへの米国技術導入の可能性に関する検討をおこなう。

^① 「人民日報海外版」2000 年 5 月 23 日 4 面

^② (米) The Woodrow Wilson Center – Environmental Change and Security Project Aaron Frank

^③ (米) The Woodrow Wilson Center – Environmental Change and Security Project Jennifer L. Turner による資料

◇ 中国における天然ガス利用に関する共同研究

中国及び米国の政府及び主要な研究所の専門家チームが、“天然ガス生産及び輸入拡大、経済全体にとって最適な使用方法、天然ガス使用量増加による気候・環境及び健康上の影響、目標水準を達成するために必要な政策及び計画”を検討し、その評価により、Clean Development Mechanism による天然ガス事業の資金調達を検討する。

◇ 大気汚染防止計画及び公衆衛生計画の評価への協力

上海における温室効果ガスの排出量を削減する技術及びその政策、大気汚染防止及び公衆衛生計画による経済効果の評価への協力を行う。本プロジェクトにおいて、調査は北京と他の一都市を対象とし、2001 年末までに予備評価書を作成する。

◇ 産業公害防止及びエネルギー効率向上に向けた米中協力

EPA の中国とのクリーナープロダクション及び汚染防止に関する協力プログラムを発展させ、以下の 3 つの主要な領域に焦点を合わせた協力を行う。1) 汚染防止（汚染源の削減）を推し進める政策や規制アプローチについての経験を紹介する、2) 政府と企業のパートナーシップ、汚染防止及びエネルギー効率を向上させる技術とその支援プログラムを充実させる、3) 米国の技術資料へのアクセス手法の改善、及び中国のクリーナープロダクション活動と規制システムに対する EPA の理解の向上のための情報ネットワーク化と情報の交換。

◇ クリーンエネルギー活用に向けた技術協力

本プロジェクトは、以下の 4 つの主要領域における、クリーンエネルギープロジェクトを実施することにより事業展開を行っている。1) 産業用石炭燃焼ボイラーの効率の改善、2) クリーンコールドテクノロジー、3) 高性能電動機、4) 風力発電

◇ 児童等の肺機能と粒子状物質の影響に関する研究

本プロジェクトは既存のプロジェクトを拡大し、大気汚染（特に粒子状物質による）が、中国の 4 つの大都市である重慶、広州、蘭州及び武漢の児童と成人の呼吸器への影響を調べることを目的とし、約 7 年間に渡って（1994 年～2001 年）大気汚染による室外と室内での呼吸器の健康状態の変化を調査している。

◇ 大気汚染による喘息及びその他呼吸器疾患との関わりに関する研究

本プロジェクトの下で、米国と中国は協力して武漢及び北京における粒子状物質の測定を行う。データは米国と中国の専門家により分析され、喘息及びその他呼吸器疾患に関するデータとの関連を検討する。

◇ エネルギー効率の高いビルの建設に関する協力

国際資金援助（例：地球環境ファシリティ（GEF））への申請書の作成に向けた、データ収集と企画書作成について中国を支援し、エネルギー効率の高いビルの建設を促進する。

◇ 大気モニタリング

EPA 等は第 1 期の技術援助を実施中。2000 年 3 月、EPA 及び SEPA は第 2 期協力の合意書に署名した。

◇ 自動車排ガス

1999 年 9 月、上海市の「検査及びメンテナンス・プログラムの開発」に関するプロジェクトで上海市との技術協力が開始された。EPA は北京で自動車排ガス規制に関するセミナーを開催した。また、EPA は上海で車両排ガス検査及びメンテナンス・プログラムに関するセミナーも開催した。

◇ NGO フォーラム及び一般市民の参加

1999 年 9 月、EPA は米・中 NGO フォーラムの開催を支援した。また、EPA は現在、一般市民参加促進プログラムについて世界銀行と調整を行なっている。

◇ SO_x/NO_x 規制

EPA は様々な新しい SO₂ 制御技術を用い、中国産の石炭について試験を行なっている。また、水銀のベース・ラインと削減のための研究も行なっている。試験的な技術公開実験が予定されている。技術公開実験、及び民間の検査に関する免許制度について検討中である。

◇ 太平洋を越境する汚染大気拡散

EPA は 2000 年 7 月 27 日～29 日までシアトルにて開催された。この現象に関わる技術的及び政策的問題を検討するためのアジア・北アメリカ・ワークショップに向けて、ノーティラス研究所(Nautilus Institute)を支援した。

◇ 河川流域管理、及び湿地改造

EPA は現在、バージニア大学と協力し、黄河のデルタ地域における湿地の保護と復興に向けた対策作りを目的に、総合的な調査研究を行なっている。黄河に関して得られたデータについては、気候、陸水学、水質、湿地植物の種類及び分布、汚染源、成長統計、及び水質変動を含め、徹底した検討が行われ、湿地管理に対する革新的なアプローチが見出されると思われる。

◇ 健康調査：内モンゴルにおけるヒ素暴露と健康に及ぼす影響

EPA は内モンゴルにある風土病予防・治療研究所と協力して、飲料水を介したヒ素による健康影響を評価するための研究を行なっている。その共同研究には 2 つの目的がある。1) 疫学的研究を行い、ヒ素が人の健康に及ぼす影響を評価する。2) 野外研究を行い、人のヒ素の摂取量と反応の関係（特に少量での）を評価し、また、ヒ素暴露と健康影響を評価する上で有効な、鋭敏な生物学的マーカー(biomarker)と神経学的機能を見極める。研究活動として以下のものが含まれる。知覚神経検査、人のサンプルの収集及び分析、環境のサンプル及び地理的情報システム(GIS)、妊娠中の母親達及び若い子供達に関する医療記録の収集、死亡数／率の研究、疫学的研究のためのケーススタディ。

◇ EIA 能力の強化

EPA は、EIA の過程における一般市民の参加、また、EIA の過程における生態系、社会経済的な影響等に関する考察を高めるため、EIA 法の拡大に関し、国家人民会議、SEPA 及びその技術検討部門と討議中である。

②英国

中英両国は 1995 年 6 月 17 日に北京で環境協力備忘録に署名した。また、解振華中国国家環境保護局長は 1998 年 7 月に訪中したプレスコット英国副首相兼環境運輸及び自治担当大臣と会見し、気候変動や水資源管理の問題について意見交換した。双方は、自動車からの汚染の削減や自動車燃料の改善などについて討論し、気候変動の分野での科学技術協力の可能性が大きいことなどを確認した。

③カナダ

カナダ国際開発庁「中国国別開発政策フレームワーク」(1994)では、中国を重要なパートナーと位置付けた上で、経済協力、環境の持続可能性、民主的発展の 3 つを主要な協力政策要素と規定し、それぞれについて達成目標が設定されている。このうち、環境の持続可能性の分野では、地球環境問題(特に温暖化対策)、環境対策に係る経済的な関係強化(水、都市環境、GIS、エネルギー、廃棄物)、環境アセスメント(政策/技術/制度・組織づくり)の 3 点において、カナダの特長的な支援が可能であると強調されている。

また、1998 年 11 月 19 日北京で締結された「21 世紀に向けた中国とカナダ環境協力枠組協定」及び、1999 年 4 月 6 日カナダで調印された「中国・カナダ政府間環境協力行動計画」に基き、カナダ・中国環境協力共同委員会の設立準備も進められている。こうした背景を基に、カナダ政府の無償資金協力として、主に以下の案件が実施されている^①。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ・ 1996 年～2000 年のチャイナカウンシルの運営 | 500 万米ドル |
| ・ 中国・カナダクリーナープロダクションモデル事業 | 1,200 万カナダドル |
| ・ 広西省世銀環境プロジェクトの事前準備 | 260 万カナダドル |
| ・ 淮河流域環境監測及び汚染事項予報警報システム | 160 万カナダドル |
| ・ 流域汚染防止研修 | 40 万人民元 |

また、農業分野では旱魃地域の節水農業、旱魃に強い農作物新品種の改良等のプロジェクトも実施されており、中国側は多大な成果を挙げたと高く評価している。

④ドイツ

1994 年 9 月 26 日、中国とドイツ政府はボンで、「中華人民共和国国家環境保護局とドイツ連邦共和国連邦環境・自然保護と原子力安全環境省の環境協力協定」を締結した。一方、ドイツ連邦経済協力省がまとめた「中国との開発政策協力」(1998 年 6 月)では、中国の持続的開発の決定的な要因は資源管理と価格設定構造の改革であり、このために産業の構造的・技術的変革、環境基準の効果的な適用、経済的手法の導入拡大、経済政策と環境配慮の統合等を進めることが重要であるとして、次のような重点領域において、資金協力、技術協力、投資支援からなる協力活動を展開している。

— 環境とエネルギー

① 「中国の環境外交」 p187-192

- 地球的影響のある環境問題（二酸化炭素、植林、オゾン層保護、生物多様性）
- 水資源管理
- 人材および組織的対処能力の強化

ドイツの対中国環境協力では主に以下のプロジェクトが実施されている^①。

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ・「内モンゴルにおける風力・太陽エネルギーの利用」 | 1990 年から実施 |
| ・「江西山地地域の開発」 | 1996 年 4 月から実施 |
| ・「有害廃棄物管理計画モデル事業」 | 1997 年 8 月から実施 |
| ・「中国・ドイツ（天津）環境技術移転と産業促進センター」 | 1997 年 9 月設立 |

2000 年、中国とドイツの両国政府は「揚州生態都市計画と管理」プロジェクトの技術協力について合意し、これは、2001 年から実施される予定である。同プロジェクトの目標は、揚州市を、2 年間をかけて全国環境保護モデル都市に、5 年間をかけて全国生態モデル都市にすることである。

2000 年 12 月 12 日～13 日、「中国・ドイツ環境協力会議」が北京で開かれ、両国から約 900 人の参加者が出席し、これは環境分野における 2 国間会議として最大規模であった。中国国家環境保護総局の祝光耀副局長の挨拶では、「両国の経済技術協力および文化交流、貿易面での発展の促進に役立つものと期待している。このチャンスを利用して、両国は環境分野における政策の枠組み、戦略的計画などについてハイレベルな会談を進めると同時に、環境面での経済技術、商業貿易分野における協力を強化したい」と語った。今回の会議は資源の保護と有効利用、汚染防止と環境管理、都市の発展と環境保護などをテーマとし、会議の閉会式で、「環境保護に関する中国・ドイツ両国政府の連合声明 — 行動指針」が正式に発表された。

① 「中国の環境外交」 p 192-198

参考文献

日本語文献

- 「中国の環境対策推進と中日友好環境保全センター」 今井千朗、懇談会資料、1998.9.18
- 「中国の環境問題」 井村秀文・勝原健著、東洋経済新報社、1995
- 「アジアの環境問題」 環境経済・政策学会編、東洋経済新報社、1998
- 「1997 年中国環境状況公報」 国家環境保護総局、日中友好環境保全センター仮訳、1998
- 「セクター別援助指針策定のための基礎調査 中国環境―大気汚染、酸性雨を中心として」
(財)国際開発センター、1994
- 「平成 7 年度中国環境協力ミッション関係資料集」 (社)海外環境協力センター、1995
- 「中国の環境保全及び持続可能な発展」 祝光耀、エコアジア講演資料、1998.9.19
- 「中国情報用語事典 1999-2000 年版」 竹内実・矢吹晋編、蒼蒼社、1999
- 「国家環境保護総局の機能配置、内部機構及び人員編成規定」
中国環境報、日中友好環境保全センター仮訳、1998.7.7
- 「中国の環境問題」 中国研究所編中国年鑑 1993 年版別冊、大修館書店、1993
- 「21 世紀の中国」 平本典昭、慶応大学ホームページ
- 「中国情報ハンドブック 1999 年版」 三菱総合研究所編、蒼蒼社、1999
- 「世界銀行年次報告 1999」 世界銀行グループ、1999
- 「アジア開発銀行年次報告書 1998」 アジア開発銀行駐日本代表事務所
- 「アジア等環境対策研究会報告書」 通商産業省、1999
- 「全国生態環境建設計画」 中国国家計画委員会、1999.1、JICA 湖北省林木育種計画 監修・翻訳
- 「日中環境産業技術交流訪中団派遣報告書」 (財)日中経済協会、1999.7
- 「IGES 年報 1998 年度」 (財)地球環境戦略研究機構、1999.7
- 「国際協力事業団年報 1999」 国際協力事業団、1999.10
- 「国際協力用語集 (第 2 版)」 (株)国際開発ジャーナル社、1999.3
- 「中国の環境汚染防治法の研究」 片岡直樹著、成文堂、1997.3
- 「平成 10 年度海外民間環境保全国体の実態等関する調査報告書 (中国)」
環境事業団地球環境基金、(財)日本国際交流センター、平成 11 年 3 月
- 「中国の開発と法」 針生誠吉・安田信之編、アジア経済研究所、1993.1
- 「第 2 次中国国別援助研究会報告書」 国際協力事業団、1998.9
- 「開放経済下における環境問題―中国の環境政策と企業の対応」
荒山裕行等、名古屋大学大学院国際開発研究科、1997.1
- 「中国の環境行政についての参考資料」 (社)海外環境協力センター、1999 年
- 「『環境と開発』研究：中国における環境開発マネジメント」
谷村光浩、国際開発高等教育機構・国際開発研究センター
- 「中国の環境保護システム」 李志東著、東洋経済新報社、1999.4
- 「病める巨龍・中国」 北川秀樹著、文芸社、2000.1
- 「京都協定書における吸収源プロジェクトに関する国際的動向」 山形与志樹・酒井健編著、環境庁
国立環境研究所、2000.10
- 「中国における政府機構改革・環境・開発」 (財)国債開発高等教育機構／国際開発センター、2000.3
- 「アジア開発銀行年次報告 1999」、アジア開発銀行駐日代表事務所、2000.3
- 「日本・中国・韓国三カ国環境教育国際シンポジウム」 環境庁、(社)日本環境教育フォーラム、2000
- 「中国年鑑」 社団法人中国研究所編、創土社、2000 年版

英語文献

China Council for International Cooperation on Environment & Development, “Proceedings of the First Meeting of the Second Phase”, 1998
China Trans-Century Green Project Phase I (1996-2000), NEPA, 1997
A Course in China's Environmental Protection Law, Edited by Zhang Kunmin, Jin Ruilin, 1992
China Environmental
China Environmental Review, AET Ltd, 2000
The World Bank Annual Report 2000, World Bank, 2000
The Woodrow Wilson Center – Environmental Change and Security Project

中国語文献

「中国統計年鑑」国家统计局編、中国統計出版社、1994-1998 年版
「中国統計年鑑」国家统计局編、中国統計出版社、2000 年版
「中国環境年鑑」中国環境年鑑編集委員会編、中国環境年鑑社、1993-1998 年版
「中国環境年鑑」中国環境年鑑編集委員会編、中国環境年鑑社、1999 年版
「環境科学大辞典」環境科学大辞典編集委員会編、中国環境科学出版社、1991
「中国環境保護法規全書 [1997-1999]」国家環境保護総局政策法规司編、1999.7
「中国環境保護法規全書 [1999-2000]」国家環境保護総局政策法规司編、2000.6
「中国と OECD の環境経済政策」王金南、陸新元、楊金田等、中国環境科学出版社、1997.9
「環境政策の革新—リオ後の 5 年間」世界銀行環境局 K・ハミルトン等、中国環境科学出版社、1998.9
「可持続発展論」張坤民等、中国環境科学出版社、1997.3
「環境と可持続発展」張坤編、氣象出版社、1998.6
「全国甲、乙級環境工程設計單位名簿」環境污染防治工程專項設計証書資格審查事務室、1998.7
「中国 2020 年環境保護戰略目標研究」韓国剛等、中国環境科学出版社、1993
「全国環境監理幹部研修テキスト—排污費徵收制度（試用）」国家環境保護局、1994-1997
「第四回全国環境保護會議における演説」李鵬
「法によって環境を保護し、持続可能な開発を実現する」宋健
「中国の環境外交」王之佳、中国環境科学出版社、1999.12
「中華人民共和国大氣污染防治法修正に関する背景資料」国家環境保護総局汚染規制司編、2000.8
「北京週報」
「人民日報」
「中国環境報」
「北京青年報」
「經濟日報」